

第 34 回 社会保障審議会児童部会

〔平成 23 年 2 月 18 日（金） 15:00～17:00
中央合同庁舎第 5 号館厚生労働省専用第 22 会議室〕

<議事次第>

1. 開会
2. 児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の報告について
3. 最近の児童行政の動向について
4. その他
5. 閉会

<配布資料>

- 資料 1 社会保障審議会児童部会委員名簿
- 資料 2-1 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置について
- 資料 2-2 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書の要点
- 資料 2-3 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書
- 資料 2-4 民法等の一部を改正する法律案の概要
- 資料 2-5 児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱
(平成 23 年 2 月 15 日法制審議会答申)
- 資料 3 最近の児童行政の動向について
- 資料 4 社会的養護の充実の検討について
- 資料 5-1 社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要
- 資料 5-2 社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案(改正案のイメージ)
- 資料 5-3 最低基準と措置費における職員配置基準との比較
- 資料 5-4 居室面積・定員の分布
- 資料 5-5 職員配置及び居室面積基準の改正経緯等
- 資料 5-6 住生活基本計画における居住面積水準
- 資料 6 社会的養護の充実のために早急を実施する事項について
- 資料 7 社会的養護の課題と将来像についての論点
- 資料 8 社会的養護の現状について

第 34 回社会保障審議会 児童部会	資料 1
平成 23 年 2 月 18 日	

社会保障審議会児童部会委員名簿

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
石津 賢治	北本市長
大澤 真木子	東京女子医科大学医学部長
◎ 大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授
小杉 礼子	独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
佐藤 進	埼玉県立大学学長
土堤内 昭雄	株式会社ニッセイ基礎研究所主任研究員
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
松原 康雄	明治学院大学副学長
山縣 文治	大阪市立大学生活科学研究科教授
吉田 正幸	有限会社遊育代表取締役
渡辺 顕一郎	日本福祉大学子ども発達学部教授

◎ : 部会長

(合計 14 名)

第 34 回社会保障審議会 児童部会	資料 2-1
平成 23 年 2 月 18 日	

社会保障審議会 児童部会

児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

児童福祉法及び児童虐待防止法に関して、児童虐待の防止等を図るなどの観点から親権の在り方についての検討を行うため、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、法務省及び最高裁判所に参加を求めるほか、特に必要があるとき認めるときは、関係者を招聘して意見の聴取等を行う。

3 検討事項

専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。

- ・ 施設入所中等の児童に係る親権制限の在り方について
- ・ 親権者等がない児童等についての親権行使の在り方について
- ・ 接近禁止命令の在り方について
- ・ 保護者指導に対する裁判所の関与の在り方について
- ・ その他

4 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室において処理する。

児童虐待防止のための親権の
在り方に関する専門委員会
委員名簿

委員名	役職
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
大村 敦志	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
長 秀之	東京家庭裁判所判事
才村 純	関西学院大学人間福祉学部 教授
佐藤 進	埼玉県立大学学長
庄司 順一	青山学院大学教育人間科学部 教授
松風 勝代	大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事
豊岡 敬	東京都児童相談センター一次長
中島 圭子	日本労働組合総連合会（連合）総合政策局長
松原 康雄	明治学院大学社会学部 教授
水野 紀子	東北大学大学院法学研究科 教授
吉田 恒雄	駿河台大学法学部 教授

第 34 回社会保障審議会 児童部会	資料 2-2
平成 23 年 2 月 18 日	

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための 親権の在り方に関する専門委員会報告書の要点

- 1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の権限と親権の関係について
 - ① 施設長等が、入所中の児童等の福祉のために監護、教育及び懲戒に関する措置について、親権者等が不当な主張をしてはならないこととする。
 - ② 親権喪失の審判に加え、親権停止の審判及び管理権喪失の審判についても、児童相談所長が家庭裁判所への請求をすることができるようにする。
- 2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係について
 - ① 一時保護中も、児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限を明確にするとともに、上記1①と同様とする。
- 3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて
 - ① 里親等委託中及び一時保護中についても、親権者等のいない児童について、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設けることとする。
- 4 一時保護の見直しについて
 - ① 2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととする。
- 5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について
 - ① 児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討する。
- 6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて
 - ① 現行の児童相談所長の未成年後見人の選任の請求やその際における未成年後見人等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権代行を行う仕組みの徹底を図る。
 - ② 民法改正により複数の未成年後見人の選任が許容される場合には、未成年後見人の追加選任についても児童相談所長が請求できるようにする。
- 7 接近禁止命令の在り方について
 - ① 一時保護や施設入所の措置がとられていない場合において、親の不当な介入により未成年者の福祉が害される場合には、適切に親権制限の請求や一時保護等を行うことの徹底を図る。
 - ② 事実上自立した未成年者への親等の不当な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求める訴え及びその仮処分等が可能であり、その適切な利用が可能となるよう周知徹底を図る。

第 34 回社会保障審議会 児童部会	資料 2-3
平成 23 年 2 月 18 日	

「児童の権利利益を擁護するための方策について」

社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための
親権の在り方に関する専門委員会報告書

平成 23 年 1 月 28 日

目 次

はじめに	1
1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の 権限と親権の関係について	2
2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関 係について	9
3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等が いない児童等の取扱いについて	11
4 一時保護の見直しについて	16
5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在 り方について	19
6 施設入所等の措置及び一時保護が行われ ていない親権者等がいない児童等の取 扱いについて	23
7 接近禁止命令の在り方について	26
おわりに	33
○社会保障審議会児童部会児童虐待防止のた めの親権の在り方に関する専門委員会委員 名簿	34
○社会保障審議会児童部会児童虐待防止のた めの親権の在り方に関する専門委員会開 催経過	34

はじめに

児童虐待防止対策は、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が成立し、平成16年、平成19年に改正されるなど、飛躍的にその枠組みは整備されてきた一方で、児童相談所の虐待相談対応件数は直近の数値で44,211件（平成21年度）と統計を取り始めた平成2年度から一度も下がることなく増え続けるとともに、虐待による死亡は直近の平成20年度で67人（心中事例を除く。「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果報告（第6次報告）」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）による。）と高い数字となっている。

児童虐待防止法の二度目の改正である児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）は、児童の安全確認等のための立入調査等の強化などを定め、平成20年4月から施行されているが、同法の附則第2条第1項において、「政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされた。

この附則の規定を契機として、平成21年6月から12月までの間、法務省が主となって厚生労働省も参加して「児童虐待防止のための親権制度研究会」において議論が重ねられ、平成22年1月に報告書が取りまとめられたところである。

この報告書において明らかにされた親権を巡る課題・論点のうち、民法における親権制度の見直しについて更に検討するために、法制審議会に「児童虐待防止関連親権制度部会」が設けられ、同年3月から調査審議が行われた。その結果、12月15日に「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」として、取りまとめがなされ、親権喪失制度等の見直し、未成年後見制度の見直しなどが盛り込まれた（同要綱案については、平成23年2月、法制審議会の総会での審議を経て、法案要綱が法務大臣に答申される見込み）。

当委員会は、平成22年3月31日に、「親権に関わる児童福祉法等の改正の検討が必要な事項」について検討を行うため設置され、この問題について、3月31日を第1回として8回にわたり議論を重ねてきたところであり、本報告書は、その結果を取りまとめたものである。具体的には、以下の7つの事項について、それぞれ（1）問題の所在等、（2）検討すべき論点、（3）専門委員会における議論、（4）検討の方向性、そして（5）考えられる対応策として整理してまとめたものである。

- 1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の権限と親権の関係について
- 2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係について
- 3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて
- 4 一時保護の見直しについて
- 5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について
- 6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない児童等の取扱いについて
- 7 接近禁止命令の在り方について

1 施設入所等の措置がとられている場合の施設長等の権限と親権の関係について

(1) 問題の所在等

施設入所中又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）委託中の児童について、施設長、里親又はファミリーホームにおける養育者（以下「施設長等」という。）は、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができることとされている。（児童福祉法第47条第2項）

このように、法律の規定により施設長等は監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとる権限を有しているが、当該施設長等の措置と親権との関係が必ずしも明確でないために、親権者が異を唱えた場合に必要な措置をとることに支障が生ずるなどの指摘がされている。（第1回専門委員会 資料5事案B参照）

事案B：施設入所中、里親等委託中又は一時保護中の児童の監護教育に関する事項について、当該児童の親権者が不当な主張をするため、施設長、里親等又は児童相談所長が児童の福祉のために必要であると考える措置を行うのに支障が生じるような事案。

これは、親権者が異を唱えた場合に、親権者の意向に反して措置をとることが親権者との関係で事実上必ずしも容易でないことや、例えば医療機関などの第三者から施設長等の同意では足りず親権者の意向確認を求められる実態があることなどがその要因として指摘されている。

施設入所中又は里親等委託中の児童の監護教育について、親権者が不当な主張をする場合に必要な措置をとらないこととするのは、児童の福祉の観点から妥当ではないと考えられる。

(2) 検討すべき論点

そこで、施設入所中又は里親等委託中の児童について、施設長等による監護、教育及び懲戒に関する措置が、親権者の意向に優先することを明示する枠組みを創設することが考えられる。

なお、施設長等による措置が、親権者の意向に優先する枠組みを創設する場合においても、あくまで児童の福祉の観点から設けるものであることから、不当ではない親

権者の意向への配慮^{*1} や、施設長等の判断の適正性の確保についても、考慮する必要があると考えられる。

(3) 専門委員会における議論

施設入所又は里親等委託の措置（以下「施設入所等の措置」という。）がとられている場合において、施設長等が児童の福祉のために必要な措置をとろうとする際に、親権者の不当な主張等により、必要な措置がとられず、児童の安定的な監護が図られないような状態は好ましくないということを前提として、その権限の担い手や調整の方法等については、様々な観点からの意見が提起された。

① 施設長等について

施設長等の権限を親権に優先させ、施設長等の判断で児童の福祉のための措置をとることができるようにするのが適当であるとの意見があった。

一方で、様々なケースがあるので、一律に施設長等にゆだねることについては慎重に考えるべきとの意見や、児童の処遇に関する親権者との対立について全て施設長等にまかせるのは難しいのではないかとの意見があった。また、施設長等の権限が明確化されるのであれば、併せて施設長の資質の向上や運営をチェックする仕組みの強化が必要ではないかとの意見があった。

さらに、組織的な対応を行う施設に比べて、個人である里親が同じ役割を担うのは里親への負担感が大きいのではないかとの意見及び子どものために、施設長や里親に権限を付与した上で、資質の向上や問題があった時の是正方法を併せて検討すべきであり、施設長と里親も法律上は同じ扱いにした上で、運用上必要な配慮をするのが適当との意見があった。

② 児童相談所長について

児童相談所長に児童の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限を付与して、その権限を施設長等に委託する方法が良いのではないかとの意見があった。

一方で、児童相談所の体制も不足しており、日常の監護に関する個別の対立を全て児童相談所が対応するのは難しく、現在でも日常の監護は施設長等が担っており、大

*1 厚生労働省の児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）によれば、施設入所中等の子どものうち虐待を受けた経験がある割合は、里親（31.5%）、児童養護施設（53.4%）、情緒障害児短期治療施設（71.6%）、児童自立支援施設（65.9%）、乳児院（32.3%）となっており、虐待を受けていない子どもも相当程度いることにも留意が必要。

きな問題はなく、また、親権者と施設との対立が激しくなれば、その調整は児童相談所が行うので、現行法どおり施設長等の権限とするのが適当との意見があった。

③ 第三者機関について

入所に同意しているからといって、個々の処遇について親権者の意向が全く反映されないのは行き過ぎであり、個々の処遇についても親権者の側の意見・不服を言える枠組みが必要ではないかとの意見があった。

また、都道府県児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）などの親権者と施設の対立を調整する場は必要との意見があった。

児童の処遇について、意見が対立した場合に児童福祉審議会など第三者機関が意見を調整する仕組みはあり得るが、必ず事前に意見を聴くこととするのは迅速性に欠けるという問題点があるとの意見があった。

④ 司法について

施設長等の権限と親権の関係については、親権の制限が必要な場合など難しいケースは司法の判断にゆだねるべきとの意見があった。

親権者と施設長等や児童相談所との対立が激しく、また、児童の福祉が害されるような場合には、児童福祉法第28条に基づく強制入所措置への切りかえや民法に基づく親権制限の請求によって司法の判断を求めることが想定される場所であるが、施設入所等の措置がとられている児童の個々の処遇についてまで、親権者と対立した場合には司法の判断がなければならぬとすることにより、かえって必要な措置が実施されにくくなるような事態は避けるべきとの意見があった。

⑤ その他

個々の処遇について、施設長等の意向が常に優先し、親権者の意向が反映されないこととなると、親権者が施設入所等の措置に同意しなくなるおそれがあるのではないかと、児童福祉法第28条に基づく強制入所措置が重い虐待ケースを対象しているとするれば、そこまで深刻でないケースについては、親権者の同意が得られにくくなり、結果として子どもの保護ができなくなるおそれがあるのではないかととの意見があった。

また、ヒアリングを行った施設関係者や里親関係者からは、日常的な養育については施設長等の権限が優先すべきとの意見や、施設長等の判断で可能となる監護の内容を示してほしいとの意見も示されたところである。

この枠組みと民法上の親権制限の仕組みとの役割分担を示すことが必要ではないかとの意見があった。

どのような場合に施設長等の権限が優先するのか、児童福祉審議会の意見を聴くのかについて入所時に親権者に知らせるべきとの意見があった。

施設入所等の措置がとられている場合に、保護者指導措置をとることにより児童相談所やその委託を受けた民間団体等による親権者に対する多様なサポートが行われるべきとの意見があった。

(4) 検討の方向性

施設入所等の措置がとられている児童の福祉の観点から、親権者が不当な主張をする場合に、施設長等が児童の個々の処遇について適切に措置をとることができることを明確にする枠組みが望ましいと考えられる。

具体的には、施設長等が、児童の監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとるに際して、親権者の関与を完全に排除する枠組みを創設することも考えられる。しかしながら、親権者の意向にも一定の配慮が求められることから、親権者の意向にかかわらず、一律に施設長等が児童の個々の処遇について措置をとることができることとするについては、慎重な検討を要すると考えられる。

このため、施設長等が児童の監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることについて親権者が不当な主張をすることが許されないことを明確化することが必要と考えられる。

また、生命や身体の安全を確保するために、緊急を要する場合については、親権者の意向にかかわらず、施設長等が確実に必要な措置をとるべきことを明確化することも必要と考えられる。

その上で、施設長等と親権者との対立を調整する場や、施設長等の判断の適正性を確保することが適切であると考えられる。

また、親権者の親権の行使が困難又は不適當であることにより、児童の福祉が害されるような場合には、民法上の親権制限の審判を適切に活用すべきと考えられる。

(5) 考えられる対応策

施設長等が、児童の福祉のために監護、教育及び懲戒に関する措置をとる場合においては、親権者（未成年後見人を含む。（5）において同じ。）が不当な主張をしてはならないことを明確にすることとする。

生命や身体の安全を確保するために、緊急を要する場合については、親権者の意向にかかわらず、施設長等が確実に必要な措置をとるべきことを明確化することとする。

親権喪失の審判に加え、親権停止の審判及び管理権喪失の審判についても、児童相談所長が家庭裁判所への請求をすることができるようにすることとし、親権者の親権の行使が困難又は不相当であることにより、児童の福祉が害されるような場合には、必要に応じて、適切に、これら民法上の親権制限の制度を活用することとする。

なお、上記の枠組みを講じるに当たり、次の点を併せて実施するべきである。

- 児童の福祉のための措置をとる場合には、親権者は不当な主張をしてはならないことを、入所時に、親権者に説明することについて周知徹底すること。
- 児童の財産に関する財産管理上の問題その他この枠組みで対応できない問題が生じている場合や、児童の身上監護に関する問題であっても親権者が繰り返し不当な主張をするなどの場合については、児童相談所において民法上の親権制限の活用を検討することについて、周知徹底すること。
- 施設長や里親等による監護が適切に行われるよう、その資質の向上や親権に関する制度の理解を進めるための研修の実施及び受講の促進、施設の第三者評価の推進並びに及び里親支援機関の充実等のサポート体制の強化を図ること。
- 児童の福祉のために施設長等がとる措置について、施設長等と親権者が対立する場合には、児童相談所がその調整に当たること。その際、児童相談所は、必要に応じて都道府県等（都道府県、指定都市及び児童相談所設置市をいう。以下同じ。）を通じて児童福祉審議会の意見を聴くなどした上で、施設長等と親権者の調整を図ること。
- また、施設入所等の措置がとられている場合において、親権者に対して児童相談所やその委託を受けた民間団体等が積極的に指導・支援を行うことにより、施設のみならず、多様なサポートを行うこと。
- 施設長等の監護方針と親権者等や児童の意向が合わなかった場合に、親権者等や児童が電話相談などにより児童相談所や施設長等以外の第三者にも意見を述べやすくする取組を進めること。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。

3 市町村は、前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

4 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

5 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

6 社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

7 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第二十七条第六項、第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三、第三十三条の十五、第四十六条第四項並びに第五十九条第五項及び第六項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第九条 児童福祉審議会は、委員二十人以内で、これを組織する。

2 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が、それぞれこれを任命する。

4 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

（次ページへ続く）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 (略)

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 (略)

2～6 (略)

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

2 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

2 一時保護中の児童相談所長の権限と親権の関係について

(1) 問題の所在等

一時保護の場合、現行法上、児童相談所長に施設入所等の場合における児童福祉法第47条第2項のような権限規定もないが、現実には、児童の監護、教育及び懲戒に関する事項について、不当な主張を繰り返す親権者がいることは施設入所等の場合と変わらないという指摘がある。

このように親権者が適切に親権行使をしないために一時保護が必要になったにもかかわらず、親権者による不当な主張により児童の保護に支障を来すことになるような事態は、児童の福祉の観点から妥当ではない。

(2) 検討すべき論点

そこで、一時保護が行われている児童についても、上記1の施設入所等の措置がとられている場合と同様に、児童相談所長の権限規定を設けた上で、児童相談所長の権限行使が親権者の意向に優先することを明示する枠組みを創設することが考えられる。

なお、児童相談所長による措置が、親権者の意向に優先する枠組みを創設する場合においても、あくまで児童の福祉の観点から設けるものであることから、不当ではない親権者の意向への配慮もする必要があると考えられる。

(3) 専門委員会における議論

一時保護の場合においても、施設入所等の措置がとられている場合と同様に、児童福祉法第47条第2項のような児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限及び当該権限が親権者の意向に優先すべき旨を明確にすることについては、特段の反対意見はなかったところ。

また、一時保護所の児童相談所の所長よりも、子どもの状態を把握しており、かつ、親権者との関係を調整しているケースワーカーが所属している一時保護を行った児童相談所の所長の権限とすることが現実的との意見があった。

(4) 検討の方向性

一時保護の場合においても、施設入所等の措置がとられている場合と同様に、児童福祉法第47条第2項のような児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限を明確にするとともに、親権者が不当な主張をする場合に適切に措置をとることができることを明確にする枠組みが望ましいと考えられる。

なお、この場合の児童相談所長は、一時保護を行った児童相談所の所長が適切と考

えられる。

(5) 考えられる対応策

一時保護の場合においても、施設入所中等と同様に保護中の児童について児童相談所長の監護、教育及び懲戒に関して、児童の福祉のために必要な措置をとる権限を明確にすべきである。

また、この場合の児童相談所長は一時保護を行った児童相談所長とする。

一時保護については、施設入所等の措置がとられている場合と異なり一時的・暫定的な処分であることから、児童の個々の処遇について重大な問題が生ずる機会が施設入所等の措置がとられている場合に比べて多くないと考えられるが、施設入所等の措置がとられている場合と同様に、児童の福祉の観点から親権者の不当な主張等を防止する必要があることから、1（5）と同様の措置を講ずることとする（※1）。

※1 枠組みの詳細や運用面で配慮すべき事項等については、1（5）と同様。

3 里親等委託中及び一時保護中の親権者等がいない児童等の取扱いについて

(1) 問題の所在等

施設入所中の児童で親権者及び未成年後見人のいないものについては、施設長が、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされているが（児童福祉法第47条第1項）、里親等委託中又は一時保護中の児童については、現行法上、未成年後見人の選任で対応することとなっているものの、現実には、その引受手を確保するのが困難な場合も多いと考えられる。

(2) 検討すべき論点

里親等委託中又は一時保護中の児童についても、親権者及び未成年後見人がいないときには、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が個人としてではなく機関として親権を行うものとするのが考えられる。

もっとも、親権者及び未成年後見人のいない児童に対し親権を行う主体については、現行制度において施設入所中の児童に対して施設長が親権を行うものとされていることにかんがみ、一時保護中の児童に対しては児童相談所長とし、里親等委託中の児童に対しては里親等とするとも考えられる。この点については、それぞれの場面において、どの主体が親権を行うものとするのが児童の福祉にかなうかといった観点から、施設長、里親等、児童相談所長それぞれの現状や特質等も踏まえて、検討する必要があると考えられる。

(3) 専門委員会における議論

里親等委託中や一時保護中においても、施設入所中と同様に、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う仕組みが必要ではないかとの論点については、特段の反対意見はなかったところ。

具体的に、誰が親権代行者となるかについては、以下のような意見が提起された。

① 里親等委託中について

里親については、組織的な対応をする施設とは異なり、個人であり、経験等が多様であることから、児童相談所長が親権を行うこととする仕組みがよいのではないかとの意見があった。

また、平成16年の児童福祉法の改正の際にも、里親については、施設長と同様に監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができる

こととされた^{*2} 一方で、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行うこととはされなかった経緯^{*3}にも留意する必要があるとの意見があった。

この点については、ヒアリングにおいても里親関係者より、親権の代行については児童相談所長が担うこととし、里親はその下で児童の日常の監護について責任を持つという役割分担が望ましいとの意見が示されたところである。

② 一時保護中について

一時保護中においては、児童が保護されている一時保護所の児童相談所長ではなく、一時保護を行った児童相談所長が親権を行うのが適当ではないかとの意見があった。

③ 施設入所中について

現行の児童福祉法第47条第1項は、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設の施設長が親権を行うこととしているが、仮に里親委託中及び一時保護中において児童相談所長が親権を行うとすることとした場合には、施設入所中も含めて全て児童相談所長が親権を行うとすることが望ましいのではないかとの意見があった。

その理由としては、施設が民法に基づき親権制限され親権を行わない親との対立の矢面に立つのは難しい面があること、措置権と親権代行の権限の主体を一元化した方が分かりやすいこと、施設長の資質、経験等が多様であること等から、児童相談所長が親権を持った上で、日常の監護を施設が担うという運用が可能であることがあげられた。

一方で、里親委託中や一時保護中はともかく、施設入所中は現行制度下においても施設長が親権を行うこととされており、その実態を考えればあえて権限を児童相談所長に移す必要はないのではないかといった意見があった。また、現行制度下において施設長が親権を行っているところであるが、その全てを児童相談所長が担うとすると、児童相談所の体制を考慮すれば困難との意見があった。

この他、現行法どおり、施設長が親権代行を行うこととする場合には、施設長・職員の資質向上や支援体制の確保、第三者評価の推進等が必要との意見があった。

*2 児童福祉法第47条第2項の規定について里親も対象とする改正。その後、平成20年の児童福祉法の改正の際に、ファミリーホームにおける養育者も対象とされた。

*3 児童福祉法第47条第1項の規定については、里親が個人（ファミリーホームも法人が行えるが、個人が中心）であり、設置の認可や改善命令等の監督を受ける児童福祉施設とは異なることにかんがみて、里親をその対象とすることは見送られている。

なお、親権代行の規定が活用される前に、未成年後見人の確保のための取組を進めることも重要であるとの意見があった。

この他、施設入所等の措置を延長した結果、児童福祉法の児童の年齢（18歳未満）を超える未成年が引き続き施設入所や里親等委託が継続される場合があるが、この場合にも規定上親権代行を継続できるよう明確に手当てすべきであるとの意見があった。

親権者等がいる場合のみならず、いない場合においても施設長の親権代行について児童相談所、都道府県等及び児童福祉審議会の意見を聴くことができる仕組みを設けることにより、施設長の親権代行をサポートする必要があるとの意見があった。

④ その他

児童相談所長の監護等の方針と児童本人の意向が合わなかった場合に児童の意向を聴くことも必要との意見があった。

（４）検討の方向性

これまでの専門委員会における議論を踏まえると、里親等委託中及び一時保護中についても、施設入所中と同様に、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う仕組みが必要ではないかと考えられる。

そして、その担い手としては、里親等委託中及び一時保護中については、児童相談所長とすることが適切ではないかと考えられる。また、一時保護中の場合は並立する関係にある一時保護を行った児童相談所長と、一時保護所の児童相談所長に権限を分断するよりも、一時保護を行った児童相談所長に一元化の方が適切ではないかと考えられる。

また、施設入所中については、施設長に優先する措置権を児童相談所長が行使することから、施設長が親権を行うこととする現行の仕組みを維持することが適切ではないかと考えられる^{*4}。

上記の枠組みとともに、未成年後見人を確保するための方策も併せて推進する必要があると考えられる。

*4 措置権が、児童福祉法第47条第1項の規定により児童福祉施設の施設長の行う親権より優先されることは、同法第27条第4項の規定により明確にされているところ。

(5) 考えられる対応策

里親等委託中及び一時保護中についても、親権を行う者又は未成年後見人のいない児童について、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行う仕組みを設けることとする。

なお、上記の枠組みを講じるとともに、次の点を併せて実施すべきである。

- 1(5)において述べたように、施設長や里親の資質の向上や親権に関する制度の理解を進めるための研修の実施及び受講の促進並びに施設の第三者評価の推進等のサポート体制の強化を図ること。
- また、民法において、複数の未成年後見人の選任が許容される場合には^{*5}、未成年後見人の追加選任についても児童相談所長が請求できるようにするとともに、未成年後見人の引受手を確保する観点から、必要な経費を補助するなど未成年後見人となる者のサポートを進めること。
- 児童相談所長の監護方針と親権者等や児童の意向が合わなかった場合に、親権者等や児童が電話相談などにより児童相談所以外の第三者にも意見を述べやすくする取組を進めること。

*5 法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会が取りまとめた「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」においては、法人及び複数の未成年後見人の選任を許容することとされている。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一・二 （略）

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

四 （略）

2・3 （略）

4 第一項第三号又は第二項の措置は、児童に親権を行う者（第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。）又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

5・6 （略）

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

2 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

4 一時保護の見直しについて

(1) 問題の所在等

現行の児童福祉法においては、一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2月を超えてはならないものとされているが、児童相談所長又は都道府県知事において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができるものとされており、実務においては、2月を超えて一時保護が行われることも少なくない。また、一時保護は、親権者の意向に反するかどうかにかかわらず行政の判断のみで行うことができるものとされている。

もっとも、一時保護が暫定的性格を有する行政処分であると解されること、施設入所等の措置のうち親権者の意向に反するものについては家庭裁判所の承認が必要とされていることなどにかんがみると、少なくとも、親権者の意向に反するにもかかわらず行政の判断のみで長期間にわたって一時保護を継続し、親権を制限し続けることは適当でないということもできる。

(2) 検討すべき論点

現行の一時保護の制度について見直しが必要かどうか、必要であるとしてどのような制度とするのが相当かを検討することとする。

(3) 専門委員会における議論

現行制度の下でも、一時保護に不服のある親権者は行政不服審査法による不服申立て及び行政事件訴訟の提起が可能であるが、一時保護は、強い権限であることから、そうした手続のほかに一時保護開始後（又は開始前）に司法のチェックを受ける仕組みを設けるなど司法関与を強化することが望ましいとの意見があった。

一方で、司法や児童相談所の体制等を考慮する必要があるとあり、一時保護に過度に重い手続を加えることにより、かえって一時保護が実施されず、児童の利益を損なうような事態は避けるべきであり、現行の制度を維持する方がよいとの意見があった。

これに対し、司法の関与以外の調整の場を設けた方がよいとの意見、子どもを一時保護された親権者の意見を聴く枠組みが必要との意見や親権者に対するサポートが重要との意見があった。

司法の関与以外の行政権と親権者の調整・チェックの場として、児童福祉審議会が考えられるが、迅速に処理されるよう、2か月以上の一時保護を対象とした上で、児童福祉法第28条に基づいて家庭裁判所に強制入所の承認の申立てを行っているような事案は対象から外す等、必要なケースに限ることや同審議会の運用の在り方等について検討が必要との意見があった。

(4) 検討の方向性

これまでの専門委員会における議論を踏まえると、一時保護について司法関与を強化することは、現状においては相当でないと考えられる。

他方、一時保護の権限の強さなどにかんがみると、不服申立てや行政事件訴訟など通常の行政救済システムだけでなく、より親権者の意向に配慮するとともに、一時保護がいたずらに長期化することを防ぐ観点からも、何らかの手続的な措置を設けることが必要ではないかと考えられる。

このため、行政内部に第三者機関が一時保護のチェックを行う枠組みを設けることが考えられる。なお、第三者機関のチェックの仕組みが迅速かつ円滑に機能するよう、運用面における配慮が必要である。

(5) 考えられる対応策

児童福祉法第33条において、一時保護は2か月を超えてはならないこととされている上で、児童相談所長又は都道府県知事が必要と認めるときは引き続き一時保護を行うことができるとしており、行政の判断によって長期の一時保護が可能な制度となっている^{*6}。

このため、2か月を超える親権者の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととする（※2）。

※2 児童福祉審議会の機能は、親権者の意向に配慮するとともに、一時保護の期間を延長するという行政の行為をチェックする機能が期待される。

児童福祉法第28条の審判の申立てをしている場合は、児童福祉審議会の意見を聴かなくともよいものとするのが考えられる。

なお、上記の枠組みを講じるに当たり、児童福祉審議会の運用方法のモデルを示す等により、児童福祉審議会の機能強化や充実を図ることも併せて行うべきである。

*6 一時保護の期間の全国平均は28日である。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

3 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

4 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

5 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方について

(1) 問題の所在等

児童虐待への対応においては、親子の再統合を実現するなどの観点から、児童虐待を行った保護者に対して児童への接し方や生活環境の改善等の指導を行うことが重要である。

保護者に対する指導については、都道府県が児童福祉法第27条第1項第2号の指導措置をとる権限を有するところ、児童虐待を行った保護者について指導措置がとられた場合には、当該保護者は同号の指導を受けなければならない、都道府県知事は、指導を受けない保護者に対し指導を受けるよう勧告することができるものとされている（児童虐待防止法第11条第2項、第3項）。

また、平成19年の児童虐待防止法の改正（以下「平成19年改正」という。）により、保護者が指導に従わない場合の措置の明確化として、保護者が指導勧告に従わない場合には一時保護や強制入所等の必要な措置をとり、更には当該保護者について必要に応じて適切に親権喪失の請求を行うものとされた（同条第4項、第5項）ところである。

もっとも、保護者の中には、上記のような規定が設けられているにもかかわらず、児童相談所の児童福祉司等による指導に応じず、養育態度を改善しようとする姿勢が見られないものも少なくない（第1回専門委員会 資料5事案D参照）。

事案D：親権者とその親権（懲戒権）を口実に児童虐待を正当化するなどし、児童相談所の児童福祉司等による指導を受けたり、養育態度を改善したりしようとする姿勢が見られないが、親権を喪失させるのはちゅうちょされるような事案。

(2) 検討すべき論点

保護者に対する指導の実効性を高めるための司法の関与の在り方について、検討することとした。

(3) 専門委員会における議論

児童福祉法第28条の審判において、家庭裁判所から都道府県知事へ保護者指導を行うよう勧告をするだけでなく、児童相談所の保護者指導に実効性を持たせる観点から、併せて家庭裁判所から保護者に対しても児童相談所の指導に従うよう、勧告する仕組みが望ましいとの意見があった。

また、裁判所が保護者に対して児童相談所の指導に従うよう勧告すれば、その勧告に従ったかどうかを民法上の親権制限の審判など後続くプロセスにおける判断要素とすることが可能ではないか、そのような運用により指導の実効性を高めることが可能ではないかとの意見があった。

一方で、司法は行政をチェックするのが本来の役割であり児童福祉法第28条の審判もこうした位置付けのものである。児童虐待防止法第11条第2項の規定により、保護者に対して児童相談所の指導に従う義務が課せられているにもかかわらず、裁判所が保護者に対して行政の指導に従うよう勧告することは、行政作用を裁判所が行うことになり、司法の役割を超えることから、そのような制度を創設することは、法制的に難しいとの意見があった。

これに対して、法制的に、また制度論として難しい面があるのは理解するが、児童相談所の保護者指導の実効性を高めるという目的を達成するために、このような制度を設けてもよいのではないかと意見もあった。

また、家庭裁判所から保護者に勧告する仕組みを設けることは法制的に難しいが、運用面の対応として児童福祉法第28条審判における家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、勧告の内容を家庭裁判所から保護者に対して事実上伝達することにより、目的を達する方法もあるのではないかと意見もあった。

この他、保護者指導の実効性を高めるためには、司法関与の在り方のみならず保護者指導・支援の強化そのものが重要であるとともに、そのような活動を行っている民間団体の支援も必要ではないかと意見があった。

(4) 検討の方向性

司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に対して勧告するのは、法制的に難しい面があることから、運用面においてどのような対応をすれば保護者指導の実効性を高められるかについて、検討することが有用と考えられる。

(5) 考えられる対応策

児童福祉法第28条の審判において家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に、家庭裁判所が事案に応じて勧告の内容を保護者に対して事実上伝達することの可否を検討することができるよう、必要に応じて児童相談所から家庭裁判所に対して、勧告の内容を保護者に伝達するよう上申するなどの運用面での対応を図ることについて検討すべきである。

あわせて、児童福祉法第28条のケースに限らず、児童相談所が行う保護者指導一般の実効性を高める観点から、児童相談所が行う保護者指導の好事例等についてまとめるとともに、全国の児童相談所に示す等の取組により、保護者指導の内容を改善するための取組を進めるとともに保護者指導の担い手となる民間団体の支援を進めるべきである。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項 甲類に掲げる事項とみなす。

4 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

5 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

6 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

【参考条文】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

（児童虐待を行った保護者に対する指導等）

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

6 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない親権者等がいない児童等の取扱いについて

(1) 問題の所在等

施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者及び未成年後見人がいないときには、未成年後見人の選任で対応しなければならない^{*7}が、現実には、その引受手を確保するのが困難という状況がある。

(2) 検討すべき論点

施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のいないものに対しても、その福祉のため必要があるときには、親権者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行うことができるものとする^{*8}ことが考えられる。

(3) 専門委員会における議論

私人の中から未成年後見人の担い手を探して、見つからなければ児童相談所長が親権を行うというよりも、公的機関である児童相談所長が未成年者の監護等について責任を持つという方が理念として望ましいが、そのためには、単に児童相談所長に親権を行わせればよいというのではなく、実際に未成年者の利益を守ることができるような方策について具体的な検討が必要であるとの意見があった。

また、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のいない者について、広く児童相談所長が親権を行うこととし、一般的に、児童相談所長が未成年の監護等について責任を持つという理念を採用すると、現行の児童相談所の機能を超えることとなるので、慎重な検討が必要であり、現実には未成年者を適切に監護することができるのかなど難しい面があるとの意見があった。

(4) 検討の方向性

現行法において、児童福祉法第33条の8の規定により、施設入所等の措置及び一

*7 ただし、平成19年の改正により、児童相談所長が未成年後見人の選任を請求した未成年者（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対しては、当該児童相談所長が、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた（児童福祉法第33条の8第2項）。

*8 具体的には、施設から自立した後の未成年者について、未成年後見人の引受手の確保ができず、住居の確保や就職などに支障を来す例があり、そのような場合に、児童相談所長が未成年者を代理したり未成年者自身の行為に同意したりすることができるようにするのが相当であるとの意見がある。

時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合において、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の請求をしなければならないこととされている。

そして、その場合において親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行うこととされており、未成年後見人が確保されず、なお未成年者の福祉のために必要な場合には、最終的には児童相談所長が受け皿となる仕組みとなっていることから、こうした仕組みを適切に活用する方向で検討すべきである。

(5) 考えられる対応策

こうした仕組みの徹底を図るとともに、未成年後見人の引受手の確保のための取組等^{*9}の活用が十分なされるよう、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者であって親権を行う者及び未成年後見人のいない者について、その保護に欠けることのないよう、必要な経費を補助するなど未成年後見人となる者のサポートを進めることが必要である。

なお、民法において複数の未成年後見人の選任が許容される場合には、未成年後見人の追加選任についても児童相談所長が請求できるようにするべきである。

*9 法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会が取りまとめた「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」においては、法人及び複数の未成年後見人の選任を許容することとされている。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行う者及び未成年後見人のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

2 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等（児童福祉施設に入所中の児童を除く。）に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の九 児童等の未成年後見人に、不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

7 接近禁止命令の在り方について

(1) 問題の所在等

ア 平成19年改正の概要

平成19年改正により、保護者に対する面会・通信等の制限が強化された。

すなわち、まず、面会・通信制限の対象が拡大された。同改正前には、家庭裁判所の承認による施設入所等（以下「強制入所等」という。）の措置がとられた場合のみ、児童との面会・通信を制限することができるものとされていた。しかしながら、實際上、一時保護を行った直後に保護者が強引な児童の引取りを行おうとしたり、保護者が施設入所等の措置には反対していないものの、児童自身の心身の状況から判断して面会・通信を制限することが適当であるような場合もあることから、一時保護及び同意入所等の場合にも、児童相談所長等において、児童との面会・通信の全部又は一部を制限することができるものとされた（児童虐待防止法第12条第1項）。

また、平成19年改正では、接近禁止命令（同法第12条の4）の制度も創設されている。児童相談所長等が保護者に対して児童との面会・通信を制限している場合であっても、これに反して保護者が登下校時に児童に接触したり、児童を強制的に連れ帰ったりするような施設外での接触・強制的引取りの事例や、施設の外からハンドマイク等によって児童に呼び掛ける等の事例があり、児童の安全や精神・心理面に与える影響が懸念されていた。そこで、強制入所等の措置がとられ、かつ、同法第12条第1項の規定により保護者について児童との面会及び通信の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときに、都道府県知事が、当該保護者に対し、児童へのつきまとい又は児童の住所や児童が就学する学校等の付近でのはいかいを禁止する接近禁止命令の制度が創設され、当該命令を違反した場合には罰則が科されるものとされた（同法第17条）^{*10}。

イ 検討課題等

平成19年改正の際には、接近禁止命令に対する裁判所の関与の在り方（具体的には接近禁止を命じる主体を裁判所にすることなど）について、引き続き検討を要するものとされた。

また、後述のように今回の専門委員会において接近禁止命令の対象を、強制入所等の場合に限らず、同意入所等及び一時保護の場合並びにそれら以外の場合にまで拡大するのが相当であるとの意見も示されたところである（第1回専門委員会 資料5事案H参照）。

*10 法定刑は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金である。

そこで、これらの点について検討することとした。

事案H：年長の未成年者が、児童養護施設等から退所した後などに、事実上親権者から自立しているような場合に、親権者が、子につきまったり、その周囲をはいかいしたりする事案。

(2) 検討すべき論点

平成19年改正により新設された接近禁止命令の制度について、更に対象を拡大すべきかどうか、命令の主体はどうあるべきかについて検討することとする。

(3) 専門委員会における議論

事実上、自立している年長の一人暮らしの未成年者がアルバイトで稼いだ収入を親が無心しくくる場合や、民間のシェルターで未成年者が生活している場合など、一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいても接近禁止命令が必要な場合があることから、こうした場合に、18歳、19歳など年長の未成年者について、罰則付きの接近禁止命令を裁判所が出すような仕組みが必要との意見があった。

一方で、罰則付きの接近禁止命令は親の権利等に対する強度の制限であることから慎重に検討する必要があるとの意見があった。

また、親子の面会交流については、子の利益を害するなどの特段の事情のない限り、その機会が確保されるのが好ましいものであることも考慮すると、施設入所等の措置がとられていない場合においては、どのような事案について接近禁止命令を認めることとするのか、対象となる事案を適切に線引きするのが難しいとの意見があった。

これに対しては、児童福祉法第27条第1項第2号の児童福祉司指導の措置がとられているケースのみを対象とすることとすれば、事案の線引きが可能ではないかとの意見があった。

しかし、児童福祉法第27条第1項第2号の児童福祉指導の措置がとられているケースは、通常は親と同居しているケースであることから、接近禁止命令をかける前提を欠いており、親の不当な介入から未成年者を保護することが必要な場合は、まずは民法上の親権制限の請求や施設入所等の措置をとることで対応すべきではないかとの指摘があった。

また、事実上自立した年長の未成年者や民間シェルターで生活している未成年者に対する不当な介入は必ずしも保護者によるものだけとは限らないことや、成人した後も不当な介入は続くと考えられることから、児童虐待防止法では対応できないのではないか、むしろ現行の人格権に基づく差止請求によって解決すべき事案ではないかといった意見があった。

人格権に基づく差止請求については、民事上の強制執行により履行の確保をしなければならず、罰則付の接近禁止命令であれば警察が関与してくれることになり、その点で制度創設の利点があるといった意見があった。

これに対しては、接近禁止命令を刑罰で担保しようとする、その要件は厳格なものにせざるを得ず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護命令の要件である「その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」と同程度の要件が課されることとなり、想定している子どもに対して金を無心しに来る親のようなケースは、その対象外となるとの意見があった。

さらに、人格権に基づく差止請求の方が要件が軽いと考えられるのに、それでも活用された実績が現実に少ないのであれば、より要件が厳格な接近禁止命令の仕組みを設けても結局活用されないと思われるので、現行の仕組みの活用を促すことが必要との意見があった。

この他、現行の児童虐待防止法に基づく接近禁止命令や面会・通信制限は件数が少ないが、より積極的に活用すべきではないかといった意見もみられたところである。

(4) 検討の方向性

事実上、自立している年長の一人暮らしの未成年者がアルバイトで稼いだ収入を親が無心しくくる場合や、かつて性的虐待を受けて施設入所等の措置がとられていた未成年者に親がつきまとう場合、民間のシェルターで未成年者が生活している場合など、一時保護や施設入所等の措置が取られていないケースにおいて、親の事実上の不当な介入を防止する必要性が高い場合があると考えられる。しかしながら、このような場合であれば常に罰則付きの接近禁止命令を発出することが正当化されるとは考え難く、対象となる事案の切り分けについては、慎重な検討が必要である。そのような中で、指摘されている必要性を満たすような形で、具体的な制度設計をするのは困難であると考えられる。

一方で、これらの事案においても、一般に施設入所等の措置及び一時保護が行われてない未成年者について親の接近禁止命令をかけた場合には、その後の当該未成年者の監護を適切に行う者による監護が必要となるものであることを踏まえれば、まずは民法上の親権制限の請求又は一時保護、施設入所等の措置によって対応することが考えられる。

また、それらによる対応が困難な事情のある場合でも、人格権に基づく差止請求によって対応することが可能と考えられる。

したがって、児童福祉法第33条の7の規定による親権喪失の請求等、同法第33

条の 8 の規定による未成年後見人等の確保の仕組みや人格権に基づく差止請求等について、適切な運用を図ることとすることが考えられる。

また、平成 20 年 4 月の施行以来、いわゆる強制入所等の措置がとられている場合についても接近禁止命令が発出された事例はみられていない^{*11}。

このように、最も命令を発出する必要性が高いと考えられる強制入所等の措置がとられているケースにおいても事例がなく、また罰則付きの接近禁止命令は親の権利等に対する非常に強度の制限であることから、引き続き現行制度を適正に運用することとし、一時保護又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定によるいわゆる同意入所のケースについては、接近禁止命令の対象としないこととすることが考えられる。

(5) 考えられる対応策

一時保護や施設入所等の措置がとられていないケースにおいて、親の不当な介入により、未成年者の福祉が害されるような場合には、適切に民法上の親権制限の請求や一時保護、施設入所等の措置をとるべきであることについて周知徹底することが必要である。

すなわち、一時保護又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定によるいわゆる同意入所のケースについては、①面会・通信制限を適切に行うこと、②保護者に児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれが認められるにもかかわらず、児童の引渡しを求め、面会・通信制限に従わない等の場合には、児童虐待防止法第 12 条の 2 の規定に即して、一時保護を加え、さらに児童福祉法第 28 条の規定によるいわゆる強制入所等の措置に切り替えた上で、さらに接近禁止命令を発出することが可能であることについて、周知徹底を図るべきである^{*12}。

また、上記の対応に加え、事実上自立した未成年者や民間のシェルターで生活している未成年者への親等の不当な介入に対しては、子の人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権としての面談強要等禁止を求める訴え及びその仮処分等が可能であり、その適切な利用が可能となるよう周知徹底を図るべきである。

なお、罰則付きの接近禁止命令の仕組みの創設を含む制度改正の要否については、以上のように現行法の下で可能な対応について周知徹底を図った上で検討されるべき

*11 平成 21 年度の実績は、面会・通信両方の制限が 28 件、面会のみ制限が 27 件、通信のみの制限が 23 件、接近禁止命令は 0 件。面会・通信制限は一時保護中や同意入所中も可能。

*12 児童福祉法第 28 条による施設入所等の措置の承認審判の申立をした場合において、これを本案とする接近禁止命令の保全処分の制度の活用も可能。(特別家事審判規則第 18 条の 2)

将来の課題であると考えられる。

【参考条文】

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

2 前項第一号及び第二号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から二年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第二十七条第一項第二号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

3 第一項及び前項の承認（以下「措置に関する承認」という。）は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

4 都道府県は、第二項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

5 家庭裁判所は、措置に関する承認の申立てがあつた場合は、都道府県に対し、期限を定めて、当該申立てに係る保護者に対する指導措置に関し報告及び意見を求め、又は当該申立てに係る児童及びその保護者に関する必要な資料の提出を求めることができる。

6 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

○ 特別家事審判規則

（審判前の保全処分）

第十八条の二 児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が加えられている児童について同法第二十八条第一項各号に掲げる措置についての承認の申立てがあり、かつ、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十二条第一項の規定により、当該児童の保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、当該児童の保護のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、当該承認の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

【参考条文】

- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
（面会等の制限等）

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

- 2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。
- 3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

- 2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

【参考条文】

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいてはならないことを命ずることができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新するときを含む。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。
- 5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第四項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

おわりに

本報告書は、本委員会における議論を基に、現時点で実現が可能と考えられる必要な対応策について取りまとめられたものである。

「はじめに」で述べたとおり、児童虐待をめぐる状況はいまだ深刻な状況にある。今回の当委員会の報告は、「親権に関わる児童福祉法等の改正の検討が必要な事項」を中心に検討した結果を取りまとめたものであるが、児童虐待防止を図るためには、児童相談所の体制整備を進めることを始め、一時保護所、市町村、児童養護施設等、民間シェルターを含む民間団体それぞれの体制整備を進めと~~して~~、虐待の予防、早期発見・早期対応、子どもの適切な保護、保護者指導の実効性の確保等それぞれの施策の底上げを進めていくことが必要であることは言うまでもない。

さらに、親権者の児童の監護等に関する問題であって、児童福祉法の範囲を超える問題についても児童福祉の現場からは指摘されているところである。例えば、施設入所等の措置がとられている場合において児童の進学、予防接種、精神科病院の受診、入院や児童虐待を受けた児童等のパスポートの申請等について、必要な場合には民法上の親権制限の請求を適切に行うとともに、運用面における工夫についても検討が求められる。

厚生労働省において、報告書の内容を踏まえ、児童福祉法の改正の立案を始め関係機関とも連携しつつ、運用面での改善を図るなど必要な対応を取っていただくことを強く望むものである。

最後に、児童虐待の問題は社会全体で取り組むべき重要課題であり、児童福祉等の関係者だけでなく幅広く一般の方々にも、この報告書に眼を通していただき、児童虐待の問題が国民全体に広く共有されるきっかけとなることを望んでやまない。

○社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する
専門委員会委員名簿

- 磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士
大村 敦志 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
長 秀之 東京家庭裁判所 判事
- 才村 純 関西学院大学人間福祉学部 教授
佐藤 進 埼玉県立大学 学長
庄司 順一 青山学院大学教育人間科学部 教授
松風 勝代 大阪府福祉部子ども室家庭支援課 参事
豊岡 敬 東京都児童相談センター 次長
中島 圭子 日本労働組合総連合会（連合）総合政策局長
松原 康雄 明治学院大学社会学部 教授
水野 紀子 東北大学大学院法学研究科 教授
吉田 恒雄 駿河台大学法学部 教授
- ：委員長

（50音順 敬称略）

（平成22年3月31日時点）

○社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する
専門委員会開催経過

- ・ 第1回 平成22年 3月31日（水）
- ・ 第2回 平成22年 5月31日（月）
- ・ 第3回 平成22年 6月22日（火）
- ・ 第4回 平成22年 7月27日（火）
- ・ 第5回 平成22年10月26日（火）
- ・ 第6回 平成22年11月16日（火）
- ・ 第7回 平成22年12月 7日（火）
- ・ 第8回 平成23年 1月19日（水）

民法等の一部を改正する法律案の概要

法務省，厚生労働省

法案の要旨

児童虐待の防止等を図り，児童の権利利益を擁護する観点から，親権の停止制度を新設し，法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに，関連する規定について所要の整備を行う。

法案の要点

親権の喪失の制度等の見直し

- 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度の新設（民法）
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し（民法，児童福祉法）
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化（児童福祉法）

未成年後見制度等の見直し

- 法人又は複数の未成年後見人の許容（民法）
- 里親等委託中及び一時保護中の児童相談所長の親権代行について規定（児童福祉法）

その他

- 子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化（民法）
- 懲戒に関する規定の見直し（民法）
- 離婚後の子の監護に関する事項の定めとして面会交流等を明示（民法）
- その他，所要の規定の整備（民法，児童福祉法，家事審判法，戸籍法等）

スケジュール

- 平成23年1月 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会において報告書取りまとめ（児童福祉法関係）
- 2月 法制審議会において法案要綱を法務大臣へ答申（民法関係）

施行時期

公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱

第 1 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

2 懲戒

- ① 親権を行う者は、第 1 の 1 の規律による監護及び教育のために必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとする。
- ② 民法第 8 2 2 条の規定中、懲戒場に関する部分は削除するものとする。

第 2 親権の喪失等

1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2 年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権停止の審判

- ① 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2 年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

第3 未成年後見

1 未成年後見人の数

民法第842条の規定は、削除するものとする。

2 未成年後見人の選任

① 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。

② 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。

3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等

① 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。

② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。

- ③ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができるものとする。
- ④ 家庭裁判所は、職権で、②及び③の定めを取り消すことができるものとする。
- ⑤ 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるものとする。

4 未成年後見監督人

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。
- ② 未成年後見監督人についても、第3の2②及び3と同様の規律とするものとする。

第4 その他

1 15歳未満の者を養子とする縁組

法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならないものとする。

(注) 民法第806条の3の規定は、1の同意についても適用するものとする。

2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。

第 34 回社会保障審議会 児童部会	資料 3
平成 23 年 2 月 18 日	

最近の児童行政の動向について

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局

目次

- 平成22年度雇用均等・児童家庭局第2次補正予算
- 平成23年度雇用均等・児童家庭局予算案
- 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案
- 子ども・子育て新システムに係る検討について



平成22年度厚生労働省補正予算の概要

(雇用均等・児童家庭局所管分)

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関連

第2 子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保

1 子育て

1,079億円

子どもや子育てを社会全体で支え、子どもの良質な成育環境を保障するとともに、出産、子育て、就労についての国民の希望が実現できる環境を整備する。

<具体的な措置>

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止

968億円

「安心こども基金」を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する。

- ・保育サービス等の充実
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約5万人の受入れ定員増）。
- ・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。
- ・児童虐待防止対策の強化
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。

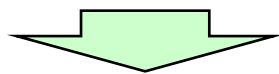
○妊婦健診に対する公費助成の継続等

112億円

妊婦が必要な回数（14回程度）の健診が受けられるよう支援するための基金を積み増し、来年度も公費助成を継続できるようにする。また、成人T細胞白血病等の原因となるウイルス「HTLV-1」対策として、妊婦健診への抗体検査の追加、医療従事者等に対する研修会の開催、マニュアル・啓発用資料の配布を行う。

安心こども基金の積み増し・延長

社会全体で子育てを支える社会を実現するとともに、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、待機児童ゼロ等を目指す「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）の達成に必要な取り組みを促進し、保育サービス等の基盤整備を図る。



安心こども基金について、**積み増すとともに実施期限を延長する**

※平成23年度末まで延長。なお、保育所の整備事業等については、23年度中に工事に着手し、24年度に完了等が見込まれる場合には助成対象とする。

積み増し・延長の概要<積み増し額1000億円(厚労省分968億円,文科省分32億円)>
2700億円 → 3700億円
(厚労省分2591億円,文科省分109億円) (厚労省分3559億円,文科省分141億円)

保育サービス等の充実 600億円
(厚労省分568億円,文科省分32億円)

待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施（年間約5万人の受入れ定員増）

すべての家庭を対象とした
地域子育て支援の充実 300億円

地域の創意工夫により地域の子育て力を育む
取組等を充実

児童虐待防止対策の強化 100億円

子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇
い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員
の資質の向上 など

社会的養護の推進

児童養護施設等の生活環境の改善、職員の資
質の向上、退所児童等の就業支援 など

ひとり親家庭等の支援

厳しい雇用情勢下で、資格取得支援とその
間の生活保障、在宅就業支援 など

(事業の継続)

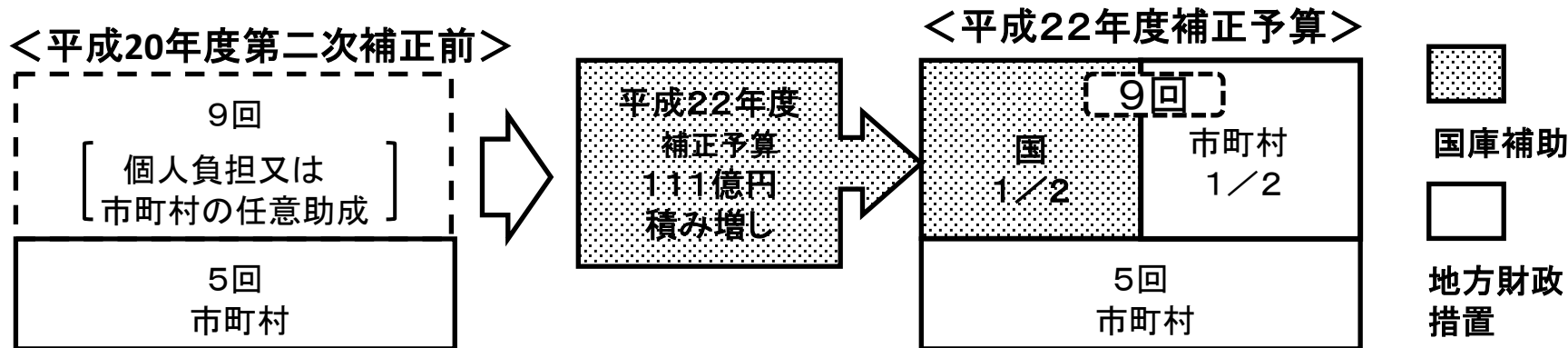
妊婦健康診査支援基金の延長・積み増し等について

1. 妊婦健康診査支援基金について

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度第二次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。
(事業実施期限:平成22年度末)



妊婦健康診査支援基金について、実施期限を延長するとともに、積み増しを実施(111億円)
妊婦健診(HTLV-1抗体検査を含む)の公費助成を平成23年度も継続



2. HTLV-1母子感染予防対策について

保健指導・カウンセリングの体制づくりとして、以下を実施(25百万円)

- ・マニュアル(医師向け、保健師等向け)の印刷・配布
- ・妊婦向けリーフレットの作成・配布
- ・HTLV-1対策研修会の実施

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 予 算 案 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度予算(案)額	伸び率
局 合 計	22,861億円	27,738億円	21.3%
一般会計	21,960億円	26,880億円	22.4%
特別会計	902億円	858億円	▲4.8%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	724億円	▲5.2%
労働保険特別会計	137億円	134億円	▲2.9%
労災勘定	6億円	5億円	▲16.6%
雇用勘定	131億円	128億円	▲2.2%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→2兆77億44百万円》

（うち、給付費分：1兆9,478億73百万円（1兆4,555億94百万円）
事務費分：98億71百万円（166億34百万円）
現物サービス分：500億00百万円（新規）

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する（給付費分1兆9,479億円、事務費分99億円、現物サービス分500億円）。

給付費総額 2兆9,356億円*1*2

*1 上記のうち、国負担分2兆2,077億円(厚生労働省予算1兆9,479億円、国家公務員分560億円、地方特例交付金2,038億円)

*2 上記のうち、平成23年度上積み分給付費2,085億円(全額国費、10か月分)を含む(12か月分の場合約2,500億円)。

- 現金給付に関しては、
 - ① 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - ② 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - ③ ②以外の費用については、全額を国庫が負担する。
- 地方が地方独自の子育て支援サービス（現物サービス）や待機児童対策（最低基準を満たす認可外保育施設への支援等）を新たに実施するために使えるよう、次世代育成支援対策交付金を改組し、新たな交付金を設ける。（500億円）

(注1) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取り組みを行う。

(注2) 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。

(注3) 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。

(注4) 所得制限は設けない。

(注5) 公務員については、所属庁から支給する。

(注6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注7) 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。

【参考】別紙「5大臣合意」(平成22年12月20日)

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策の充実

《415, 522百万円→440, 799百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

410, 048百万円

① 待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

② また、平成22年11月29日に取りまとめられた「待機児童ゼロ特命チーム」の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト」を推進するため、現物サービスを拡大するための新たな交付金(再掲、新規500億円)のうち100億円程度を充てるとともに、22年度補正予算で1000億円を追加した「安心こども基金」(23年度末までカバー、都道府県に設置)から100億円程度を施設整備等に充てることにより、23年度は計200億円程度を措置。

(2) 放課後児童対策の充実

30, 750百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

3 母子保健医療対策の充実

《23, 058百万円→26, 204百万円》

(1) 不妊治療等への支援【一部特別枠】

9, 871百万円

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る(従来1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、1年目は年3回まで対象回数を拡大(通算5年、通算10回を超えない)などの支援を行う)。

(参考) 【平成 22 年度補正予算】

○妊婦健診に対する公費助成の継続 111 億円

平成 22 年度補正予算において積み増しを行い、平成 23 年度も継続する妊婦健康診査支援基金により、引き続き、妊婦が必要な回数（14 回程度）の健診が受けられるよう支援する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 16, 110 百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176, 432 百万円→185, 518 百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進 3, 614 百万円

①自立のための就業支援等の推進 3, 538 百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進 60 百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 181, 904 百万円

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89, 673 百万円→91, 498 百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 85, 862 百万円

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所の機能強化

児童相談所の専門性を高めるため、弁護士、警察官OBなどの雇い上げや家族再統合のための支援など促進する。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

85,595百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止

5,636百万円

婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,689百万円》

(1) 両立支援に関する雇用管理の改善

9,358百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107人）する。

また、両立支援に取り組む事業主に対し、中小企業に重点を置いて助成金を支給するとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する社会的な気運を醸成する。

(2) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

303百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正

な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

(3) 企業における次世代育成支援対策の推進

29 百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が行われるよう指導を行うとともに、多くの事業主が次世代法に基づく認定を目指して取組を行うよう周知・啓発に取り組む。

(参考)【平成 22 年度補正予算】

○保育サービス等の基盤の整備と児童虐待の防止等	968 億円
平成 22 年度補正予算により「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を平成 23 年度末まで延長する。	
・保育サービス等の充実	568 億円
待機児童の解消を目指す「子ども・子育てビジョン」の目標達成に必要な保育所の整備事業等を実施する（年間約 5 万人の受入れ定員増等）。	
・すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実	300 億円
地域の創意工夫による地域の子育て力を育む取組や体制整備等を充実する。	
・児童虐待防止対策の強化	100 億円
子どもの安全確認の強化のための児童相談所や市町村の補助職員の雇い上げや広報啓発、児童相談所や市町村の職員の資質の向上などを実施する。	

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→556百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進

340百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進

215百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,910百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲）

146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

5大臣合意

- 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成23年度予算に計上するとともに、平成23年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
 - 3歳未満の子ども一人につき月額20,000円を、3歳以上中学校修了までの子ども一人につき月額13,000円を支給する。
 - 所得制限は設けない。
 - 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
 - (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
 - 公務員については、所属庁から支給する。
 - 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費については本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとし、実効性が上がるような取組みを行う。
 - 支給対象となる子どもは、留学中の場合等を除き、国内に居住していることを要件とする。
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、法律に基づき支給する。
 - 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
 - 次世代育成支援対策交付金を改組し、地方が地域の実情に応じた子育て支援サービス(現物サービス)を拡充することができるよう新たな交付金を設ける。
- 平成24年度以降における子ども手当の支給については、平成24年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。
- 平成22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、平成21年12月23日付け4大臣合意における「最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。」との趣旨を踏まえ、国、地方の適切な負担調整を行う。このうち平成23年度の増収分については、地方特例交付金の減額(平成18年及び19年の児童手当法の改正による負担の増大に対応する部分に限る。)その他これに準ずる適切な措置を講じることにより国、地方の負担調整を行う。

- 平成23年度税制改正による所得税・住民税の成年扶養控除の縮減及び所得税の給与所得控除の縮減に係る税制改正の趣旨を踏まえつつ、これによる地方財政の増収分については、地方財源であるという性格にも鑑み、子ども手当に充てないが、各施策の見直しを行う中で、国、地方の適切な役割分担・経費負担を実現するための検討を行い、その結果と整合的な、一般財源化等の適切な措置を講ずる。このうち平成23年度の地方財政の増収分については、3. に掲げる適切な措置を講じる。あわせて、平成23年度厚生労働省予算の見直しにより所要額(200億円)を確保する。
3. 及び4. に掲げる地方財政の増収分のうち平成24年度以降の毎年度の増収分については、2. に掲げる検討結果及び各施策の見直し内容等に基づいて、平成24年度以降の各年度の予算編成過程において取扱いを検討し、その結論を得て、順次措置する。
- 平成24年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、厚生労働省をはじめとする関係府省と地方公共団体の代表者による会議の場において、子ども 手当及びそれに関連する現物サービスに係る国と地方の役割分担及び経費負担のあり方を含め、子ども・子育て新システムの検討との整合性を図りつつ、幅広く検討する。その際、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方の意見を真摯に受け止め、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 「平成23年度予算の概算要求組替え基準について」(平成22年7月27日閣議決定)のルールを踏まえ、厚生労働省の年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴う自然増については、3. に掲げる平成23年度分の地方財政の増収分に係る措置を前提に、追加要求をできることとする。

平成22年12月20日

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣
(少子化対策)

平成23年度における子ども手当の支給等に関する法律案の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前(※)までの子どもについて、平成23年度分の子ども手当を支給する等の所要の措置を講ずる。

※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・3歳未満の子ども一人につき月額2万円を、3歳以上中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を父母等に支給。(所得制限なし)
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成23年6月、10月、平成24年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)。

(4) 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する。

(5) ①未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)とともに、
②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合、子どもと同居する親に対して支給)。

(6) 保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする。

(7) 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける。

施行日

平成23年4月1日((3)～(5)については、6月分から適用)

23年度における子ども手当について

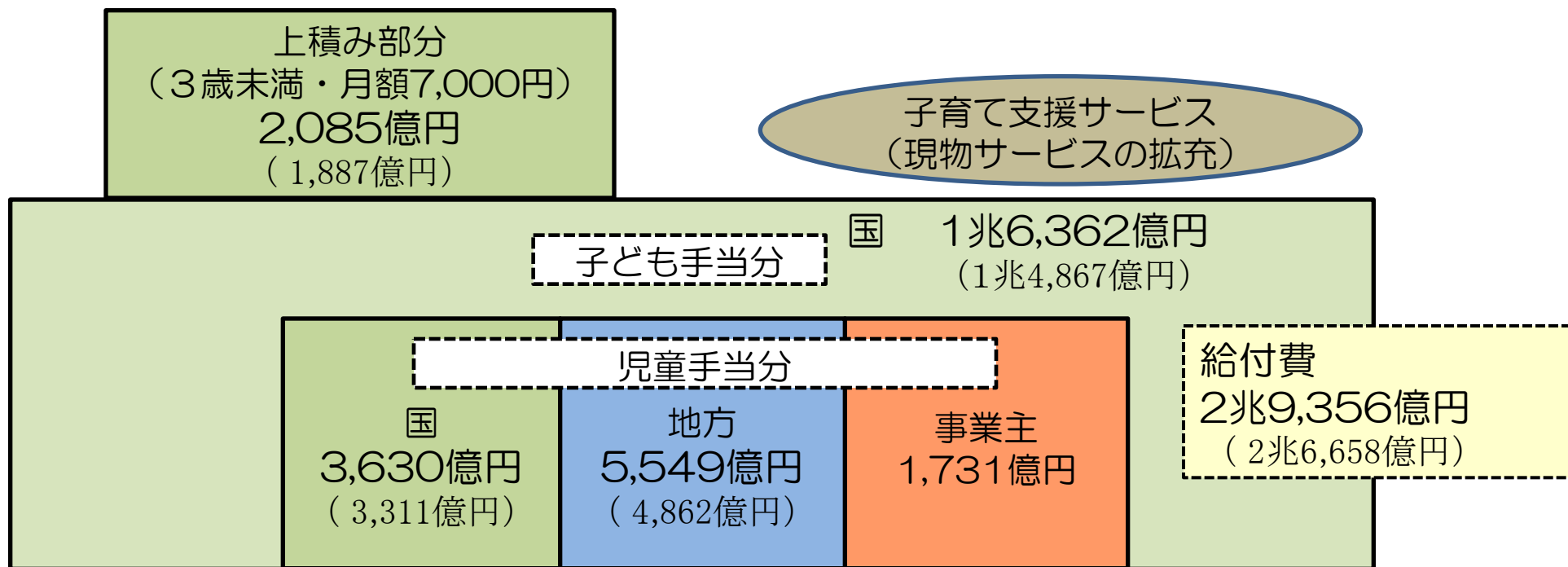
○子ども手当給付費

給付総額 2兆9,356億円

(内訳) 国負担分：2兆2,077億円、地方負担分：5,549億円、事業主負担分：1,731億円

※ 子ども手当に係る地方負担の増加分については特例交付金(2,038億円)を措置しており、それを加味した額。

※ 自治体における子ども手当の支給に係る事務に必要な経費として、子ども手当市町村事務取扱交付金等99億円を措置。



※ ()は公務員を含まない場合の金額。(国家公務員 560億円、地方公務員 2,138億円)

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十三年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めるものとする。 (第一条関係)

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨に鑑み、これをその趣旨に従って用いなければならないものとする。 (第二条関係)

第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうものとする。 (第三条第一項関係)

二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。 (第三条第二項関係)

三 「施設入所等子ども」とは、次に掲げる子どもをいうものとする。 (第三条第三項関係)

- (一) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者又は同法に規定する里親（以下「里親」という。）に委託されている子ども（厚生労働省令で定める短期間の委託をされている者を除く。）
- (二) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に限る。以下「児童福祉施設」という。）に入所している子ども（当該児童福祉施設に通う者及び厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除く。）
- (三) 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定により同法に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）若しくは更生施設（以下「更生施設」という。）に入所し、又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の規定により同法に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）に入所している子ども（厚生労働省令で定める短期間の入所をしている者を除き、子どものみで

構成する世帯に属している者に限る。）

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

(一) 子ども手当は、次のいずれかに該当する者に支給するものとする。ただし、イからハまでに掲げる者については、日本国内に住所を有する場合に限るものとする。 (第四条第一項関係)

イ 子ども（施設入所等子どもを除く。以下一及び二において同じ。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該子どもに係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。

以下同じ。）

ロ 日本国内に住所を有しない父又は母がその生計を維持している当該子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）であつて、当該子どもの生計を維持している父又は母が指定するもの（当該子どもの父又は母を除く。以下「父母指定者」という。）

ハ 父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

ニ 施設入所等子どもが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、救護施設若しくは更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者（以下「施設設置者等」という。）

(二) (一)イ又はロの場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。こと。（第四条第二項関係）

(三) (二)にかかわらず、当該子どもが、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれかと同居している場合は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとする。こと。（第四条第三項関係）

二 子ども手当の額

子ども手当は、次に掲げる子ども手当の支給要件に該当する者の区分に応じ、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、それぞれ次に定める額とすること。（第五条関係）

(一) 一(一)イからハまでに係る子ども手当の支給要件に該当する者（以下「第一号受給資格者」という。

） 二万円に当該第一号受給資格者に係る三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下同じ。）の数を乗じて得た額と、一万三千円に当該第一号受給資格者に係る三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとする。以下同じ。）の数を乗じて得た額とを合算した額

(二) 一(一)ニに係る子ども手当の支給要件に該当する者（以下「第二号受給資格者」という。） 二万円に当該第二号受給資格者に係る三歳に満たない施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過しない施設入所等子どもとする。）の数を乗じて得た額と、一万三千円に当該第二号受給資格者に係る三歳以上の施設入所等子ども（月の初日に生まれた施設入所等子どもについては、出生の日から三年を経過した施設入所等子どもとする。）の数を乗じて得た額とを合算した額

三 認定

(一) 第一号受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとする。こと。（第六条第一項関係）

(二) 第二号受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、次に掲げる第二号受給資格者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けなければならないものとする。こと。（第六条第二項関係）

イ 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

ロ 里親 当該里親の住所地の市町村長

ハ 児童福祉施設等の設置者 当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした第一号受給資格者又は第二号受給資格者（以下「受給資格者」という

。）に対し、その受給資格に係る子ども手当を支給するものとする。 （第七条第一項関係）

- (二) 市町村長は、受給資格者が子ども手当の支給を受ける前に、その受給資格に係る子ども手当の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）に規定する学校給食費その他の学校教育に伴って必要な厚生労働省令で定める費用（以下「学校給食費等」という。）又は児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用（市町村の支弁とされている保育費用に限る。以下「保育料」という。）のうち受給資格者が当該受給資格者に係る子どもに関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当（当該申出に係る部分に限る。）を支払わず、その有する当該受給資格者の当該費用に係る債権の弁済に充てることができるものとする。 （第七条

第二項関係）

- (三) 市町村長は、受給資格者が子ども手当の支給を受ける前に、その受給資格に係る子ども手当の全部又は一部を、学校給食費等のうち受給資格者が当該受給資格者に係る子どもに関し当該子どもに通学する学校の長に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当（当該申出に係る部分に限る。）は、受給資格者に係る子どもに通学する学校の長に対して支払うことができるも

のとする事。 (第七条第三項関係)

- (四) 市町村長は、受給資格者が子ども手当の支給を受ける前に、その受給資格に係る子ども手当の全部又は一部を、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する私立認定保育所に支払う保育料のうち受給資格者が当該受給資格者に係る子どもに関し当該子どもの入所する同法に規定する私立認定保育所（以下「私立認定保育所」という。）に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、当該子ども手当（当該申出に係る部分に限る。）は、受給資格者に係る子どもの入所する私立認定保育所に対して、支払うことができるものとする事。 (第七条第四項関係)

- (五) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十四年三月（同年二月末日までにその受給資格に係る子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとする事。 (第七条第

六項関係)

- (六) 子ども手当は、平成二十三年六月及び十月並びに平成二十四年二月にそれぞれの前月までの分を、

同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとする。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。 (第七条第八項関係)

五 子ども手当の額の改定

子ども手当の支給を受けている者につき、その受給資格に係る子ども手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとする。 (第八条第一項及び第三

項関係)

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子ども手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとする。 (第九条から第十三条まで関係)

七 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものと

すること。(第十四条関係)

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとする事。 (第十五条関係)

九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。(第十六条関係)

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用(第六の二により児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。)については、国が負担するものとする事。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとする事。(第十七条第一項及び第二項関係)

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとする。

(第十七条第三項関係)

二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとする。

(第十八条第一項関係)

(二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理

に必要な費用を交付するものとする。 (第十八条第三項関係)

第六 児童手当法との関係

一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の給付の額に相当する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによるものとする。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

(一) 第一号受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。) に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額 (所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。) に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第一項関係)

(二) 第一号受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 （第二十条第二項関係）

(三) 第四の一が適用されることにより第四の一(三)イに該当することとなる父若しくは母（以下「同居父母」という。）としての第一号受給資格者、第四の一(一)イに該当する未成年後見人（以下「生計同一未成年後見人」という。）としての第一号受給資格者又は生計同一父母指定者としての第一号受給資格者に支給する子ども手当（当該第一号受給資格者に係る子どもに係る部分に限る。以下(三)及び(四)において同じ。）については、当該子ども手当の額のうち当該第一号受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額

に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第三項関係)

- (四) 同居父母としての第一号受給資格者、生計同一未成年後見人としての第一号受給資格者又は生計同一父母指定者としての第一号受給資格者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該第一号受給資格者が児童手当法に規定する小学校修了前特例給付受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき給付の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。

(第二十条第四項関係)

- (五) 第二号受給資格者に支給するその受給資格に係る子ども手当については、当該子ども手当の額のうち当該第二号受給資格者が児童手当法に規定する受給資格者であるとしたならば同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当の額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第五項関係)

- (六) 第二号受給資格者に支給するその受給資格に係る子ども手当については、当該子ども手当の額のうち

ち五千円に当該第二号受給資格者に係る小学校修了前特例給付支給要件児童の数を乗じて得た額に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとする。 (第二十条第六項関係)

三 平成二十三年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十三年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとする。 (第二十一条関係)

第七 子育て支援対策交付金の交付

国は、子ども手当の支給と相まって、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、次に掲げる経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、子育て支援対策交付金を交付することができるものとする。 (第二十三条関係)

一 保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業の実施に要する経費

二 次世代育成支援対策推進法 (平成十五年法律第二百十号) に規定する市町村行動計画に基づく措置の

実施に要する経費

三 一又は三の経費のほか、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちの支援のために市町村又は都道府県が実施する事業の実施に要する経費

第八 雑則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 第一号受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該第一号受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、第一号受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、第一号受給資格者に代わって受けることができるものとする。 (第二十四条第一項関係)

(二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならないものとする。 (第二十四条第二項関係)

二 第二号受給資格者が国又は地方公共団体である場合における現金の保管

第二号受給資格者が国又は地方公共団体である場合において、当該第二号受給資格者が、その受給資

格に係る子ども手当の支払を受けたときは、当該第二号受給資格者に委託され、又は入所している施設入所等子どもに対して第四の四(一)により当該子ども手当（当該施設入所等子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。）が支給されたものとみなして、当該施設入所等子どもに係る子ども手当の額に相当する現金を保管することができるとすること。（第二十五条関係）

三 児童福祉法の保育料の徴収の特例

児童福祉法の規定により保育料を徴収する場合において、第四の三の認定を受けた第一号受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、市町村長は、政令で定めるところにより、当該扶養義務者にその受給資格に係る子ども手当の支払をする際に保育料を徴収することができるものとする。と。（第二十六条第一項関係）

四 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとする。と。（第二十七条から第三十三条まで関係）

五 事務の区分

子ども手当の認定、支給（第四の四（二）から（五）までの支給を除く）、不正利得の徴収、届出又は資料の提供等の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。（第三十四条関係）

六 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとする。（第三十五条関係）

七 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとする。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとする。（第三十

六条関係）

第八 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。ただし、四については公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 検討

政府は、子ども手当の平成二十四年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置及び関係法律の整備

同居父母、未成年後見人、父母指定者及び施設設置者等の認定を平成二十三年六月分の子ども手当から始めるものとし、又、施行日の前日における平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の規定による子ども手当の受給者が、施行日において第四の一の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとする。

ど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。こと。（附則第三条から第二十条まで関係）

四 三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。こと。（

附則第二十一条関係）

子ども・子育て新システムについて

基本的な考え方

- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援
 - すべての子ども・子育て家庭への支援(子ども手当、一時預かりなど)
 - 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
 - 社会全体での費用負担
 - 関係者(地方公共団体、労使団体、子育て当事者、NPO等子育て支援者等)の参画(子ども・子育て会議(仮称))

- 切れ目のないサービス・給付を保障
 - 妊娠～出産～保育～放課後対策まで切れ目なく細やかなサービスを提供

- 地域の多様なニーズに応じたサービス
 - ニーズに応じた多様な保育サービス

- 基礎自治体(市町村)中心

- 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

- ワーク・ライフ・バランスの実現

基本設計

■ 子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○ 国と都道府県の役割 ～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- ・ 新システムの制度設計
- ・ 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- ・ 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- ・ 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）

○ 市町村の権限と責務

- ・ 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- ・ 住民にサービス・給付を提供・確保

- ① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
- ② 質の確保されたサービスの提供責務
- ③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
- ④ サービスの費用・給付の支払い責務
- ⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

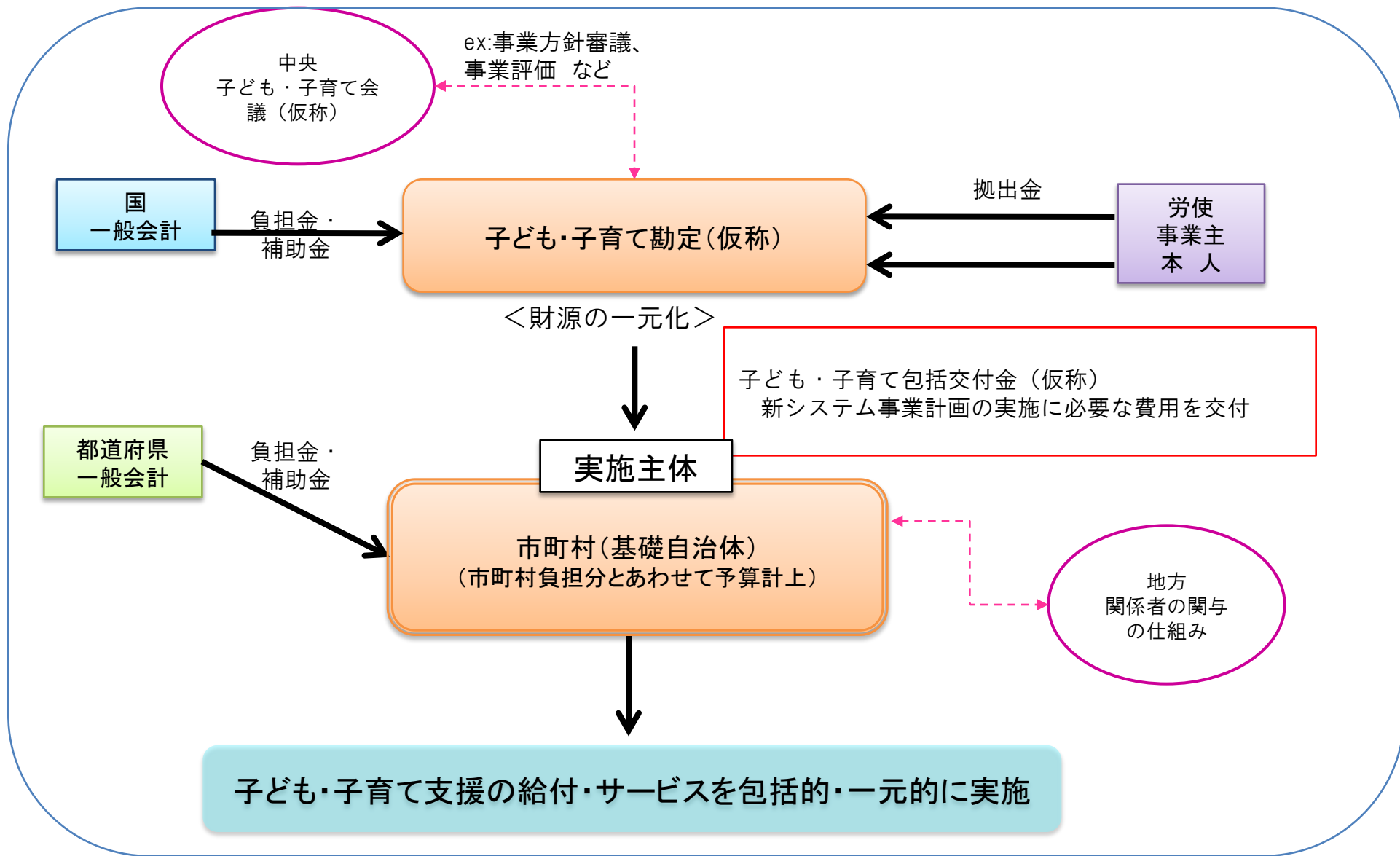
○ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

- ・ 社会全体(国・地方・事業主・個人)により必要な費用を負担
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- ・ 子ども・子育て勘定(仮称)から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金(仮称)として必要な費用を包括的に交付
- ・ 市町村は、必要な費用を確保し、地域の実情に応じた給付を実施

○ 子ども・子育て会議(仮称)の設置を検討

- ・ 地方公共団体、労使代表、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議(仮称)を設置することを検討
- ・ 地方においても関係者が関与できる仕組みを検討

子ども・子育て新システムのイメージ



【給付の全体像】

■ 子ども手当(現金)

■ 子育て支援(一時預かり等)

■ 妊婦健診

■ その他の子育て支援

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- ・ 新システムの事業として市町村の独自給付

■ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

■ 幼保一体給付(仮称)

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供

こども園(仮称)

- ・ 給付の一体化・・・幼保一体給付(仮称)
 - ・ 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
 - ・ こども指針(仮称)の創設
- 等

多様な保育サービス

- 小規模保育、短時間利用者向け保育、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育、広域保育、病児・病後児保育等

■ 放課後児童給付(仮称)

利用者の選択に基づく給付の保障

- サービスの確実な保障＝市町村による認定
- 市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的幼児教育・保育契約(仮称)
- 市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
- 利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
- …サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

- 指定事業者の仕組みの導入(多様なサービス類型ごとの基準)
- イコールフットイング
 - ・ 施設整備費の在り方の見直し、運営費の用途範囲の自由度の確保
- 撤退規制、情報開示等のルール化
- 質の向上の検討

社会的養護の充実の検討について

1、検討経過

- 社会的養護の充実については、これまで「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で検討を進めてきたところ。

前回開催：12月7日

- 今般、児童養護施設等の社会的養護の課題について、短期的に解決すべき課題や、中長期的に取り組む将来像を含め、集中して検討を行うため、新たに「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」(別紙)を設置し、検討を開始した。

第1回：1月28日、第2回：2月15日

2、最低基準の当面の見直し

- 社会的養護に係る児童福祉施設最低基準(厚生労働省令)の見直しについて、当面、現在の予算措置の水準の範囲内でできる見直しを早急に行うこととし、課題検討委員会の第1回、第2回会合での議論を経て、社会的養護専門委員会(3月中旬予定)で改正案を取りまとめた上で、早急に省令改正を行う予定。

3、早急に実施する事項

- このほか、次のような事項を早急に実施。
 - ① 来年度の実施要綱の見直し [4月実施]
※小規模グループケアの実施要件緩和など
 - ② 里親委託ガイドラインの策定 [4月実施]
 - ③ 各施設の施設運営指針、ケア標準(養育標準) [4月から検討、年内又は年度内]

4、課題と将来像

- 社会的養護の「課題と将来像」について検討を進め、今春には一定のとりまとめを行う予定。

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する
検討委員会の設置について

1 設置の趣旨

社会的養護を必要とする子どもの数は増加しており、虐待など子どもの抱える背景は多様化・複雑化している。児童養護施設等の社会的養護の子どもが健やかに育ち、一般家庭の子どもと平等に社会のスタートラインに立つことができるよう、公的な責任として社会的養護を充実する必要がある。

社会的養護の現場においては、様々な困難の中で努力が行われおり、厚生労働省として、社会的養護の課題について、短期的に解決すべき課題や、中長期的に取り組む将来像を含め、集中して検討を行うため、本検討委員会を設置する。

なお、本検討委員会は、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会における検討と連動するものとする。

2 主な検討事項

- (1) 施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親推進等、家庭的養護の推進のための具体的方策について
- (2) 施設基準等の見直しを含む社会的養護の質的向上の方策について
- (3) 社会的養護の児童の自立支援の推進方策について
- (4) その他社会的養護の将来像及び課題について

3 構成(◎は委員長)

◎柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授
相澤 仁	全国児童自立支援施設協議会顧問(国立武蔵野学院長)
大塩 孝江	全国母子生活支援施設協議会副会長(倉明園施設長)
大島 祥市	全国自立援助ホーム連絡協議会監事(ベアーズホーム施設長)
木ノ内 博道	全国里親会理事(前千葉県里親会会長)
高田 治	全国情緒障害児短期治療施設協議会幹事(横浜いずみ学園施設長)
平田 ルリ子	全国乳児福祉協議会副会長(清心乳児園施設長)
藤井 美憲	全国児童家庭支援センター協議会副会長(愛泉こども家庭センター施設長)
藤野 興一	全国児童養護施設協議会副会長(鳥取こども学園施設長)
武藤 素明	全国児童養護施設協議会制度政策部長(二葉学園施設長)
渡井 さゆり	特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長

4 開催経過

第1回:平成23年1月28日

第2回:平成23年2月15日

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準の当面の見直し案の概要

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準について、新たな予算措置を伴わずに行える次のような当面の見直しを行う

1. 職員配置基準の見直し案

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設
① 措置費の一般分保護 単価や加算分に含まれて いながら、最低基準に明 記されていない直接処遇 職員を明記	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師・児童指導員・保育士の1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1による配置 ・定員10人以上20人以下の乳児院における保育士の1人加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児を入所させる場合の看護師の配置(乳児1.7:1) ・定員45人以下の施設における児童指導員又は保育士の1人加算 			<ul style="list-style-type: none"> ・母子指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人の配置 ・少年指導員の20世帯未満1人、20世帯以上2人の配置 ・保育所に準ずる設備のある場合の保育士の配置30:1(最低1人)
② 措置費で加算対象となっており、配置実績も高い家庭支援専門員(ファミリーソーシャルワーカー)、個別対応職員を、最低基準で義務設置化 ※23年度中は経過措置を設ける	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員の配置 ・個別対応職員の配置(定員20人以下を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員の配置 ・個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員の配置 ・個別対応職員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員の配置 ・個別対応職員の配置 	<p>※措置費で個別対応職員が加算対象となっているが、配置実績は約4割にとどまる</p>
③ 措置費で加算対象となっている心理療法担当職員を、一定の条件の下で、最低基準で義務設置化	<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる親子10人以上に心理療法を行う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) 		<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる児童10人以上に心理療法を行う場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員の配置(心理療法が必要と認められる母子10人以上に心理療法を行う場合)

2. 施設設備基準の見直し案

	児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム の居室	乳児院 の寝室、養育専用室	母子生活支援施設 の母子室
<p>①居室面積の下限の引き上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の施設整備の実態を踏まえつつ、住生活基本法の最低居住面積水準を参考に、基準を見直す。 ・見直し後の基準は、今後新設、増築又は全面改築される居室に適用 	<p><u>1人3. 3㎡以上</u> →<u>4. 95㎡以上</u></p> <p>(ただし、児童養護施設における乳幼児のみの居室は1人3. 3㎡以上)</p> <p>※ 最低居住面積水準における「就寝・学習等」の10歳以上(1人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 児童養護施設における最近の施設整備(建築年度が平成16年度以降)においては、7歳以上の居室で4. 95㎡未満が10%であるのに対し、0～6歳の居室で4. 95㎡未満が47%であることから、未就学児のみの居室については3. 3㎡とする。</p> <p>※ 施設整備費補助の居室面積は、児童養護施設9. 0㎡</p>	<p><u>1人1. 65㎡以上</u> →<u>2. 47㎡以上</u></p> <p>※ 3～5歳児も入所できるため、最低居住面積水準における「就寝・学習等」の3～5歳(0. 5人分)の面積を参考に、基準を設定。</p> <p>※ 施設整備費補助の寝室面積は、3. 3㎡</p>	<p><u>1人3. 3㎡以上</u> →<u>1室30㎡以上</u></p> <p>※ 母子室に台所が96%、浴室が53%、便所が79%設置されている実態(平成20年度施設整備実態調査)を踏まえ、また、母子2人・3人が全体の9割であることから、最低居住面積水準において母子2人・3人の場合(3～5歳児1人又は2人)のときの住戸専用面積が30㎡であることを参考に、基準を設定。</p> <p>※ 母子2人・3人が全体の9割であることから、母子室の中に調理設備、浴室及び便所が含まれることを明示。(母子室外における調理場、浴室及び便所の義務的設置は取り止める。)</p> <p>※ 施設整備費補助の母子室面積は、36. 3㎡/世帯</p>

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設
<p>② 居室定員の上 限の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の施設整備の 実態を踏まえつつ、 基準を見直す。 ・見直し後の基準は、 今後新設、増設又 は全面改築される 居室に適用 		<p><u>15人以下</u> →<u>4人以下</u></p> <p>(ただし、未就学児 のみの居室は1室6 人以下)</p> <p>※ 児童養護施設にお ける最近の施設整備 (建築年度が平成16 年度以降)において は、0～6歳の居室 で4人以下のものは 53%、6人以下の ものは81%であるこ とを踏まえ、未就学児 のみの居室について は6人以下とする。</p>	<p><u>5人以下</u> →<u>4人以下</u></p>	<p><u>15人以下</u> →<u>4人以下</u></p>	
<p>③ 設備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談 員の配置等に伴い、 相談室の設置を追 加 	相談室の設置を 追加	相談室の設置を追加	※相談室は現在 規定済み	相談室の設置を 追加	相談室の設置を 追加

3. 施設の理念的規定の見直し案

○各施設の養育、生活指導等の理念的規定について、近年の運営理念に沿うよう、表現を見直す。

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
乳児院	<p>(養育)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 養育の内容は、<u>乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、</u>第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</p>	<p>(養育の内容)</p> <p>第二十三条 乳児院における養育は、<u>乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</u></p> <p>2 養育の内容は、<u>精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期的に行う身体測定のほか、</u>第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</p>	<p>第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
母子生活支援施設	<p>(生活支援)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における<u>生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、</u>個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、<u>助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、</u>その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</p>	<p>(生活指導)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における<u>生活指導は、</u>個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談<u>及び助言</u>を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</p>	<p>第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
児童養護施設	<p><u>(養護)</u> 第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、<u>児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>(生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整)</p> <p>第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。</p> <p>2 <u>児童養護施設における学習及び職業に関する指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習及び職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p>	<p>(生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第四十四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、<u>児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p> <p>(職業指導)</p> <p>第四十五条 児童養護施設における職業指導は、<u>勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するように指導しなければならない。</u></p>	<p>第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）<u>虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。</u></p>

	改正案のイメージ	現行最低基準	(参考) 法律の規定
情緒障害児短期治療施設	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように<u>することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。</u></p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設の長は、<u>前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。</u></p>	<p>第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
児童自立支援施設	<p>(生活指導、<u>学習及び職業に関する指導、学科指導並びに家庭環境の調整</u>)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導<u>並びに学習及び職業に関する指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。</u></p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 <u>生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整については、第四十五条の規定を準用する。</u></p>	<p>(生活指導、<u>職業指導、学科指導及び家庭環境の調整</u>)</p> <p>第八十四条 児童自立支援施設における生活指導<u>及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。</u></p> <p>2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>3 生活指導、<u>職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。</u></p>	<p>第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、<u>個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</u></p>

4. その他

①乳児院の規定中の表記の整理

- ・「乳児」→「乳幼児」

②母子生活支援施設の母子指導員の名称変更

- ・「母子指導員」→「母子支援員」

③母子生活支援施設の「授産場」の規定の削除（現在は、設置されていないため）

④母子生活支援施設の関係機関との連携規定の見直し

- ・「必要に応じ」に係らない連携先に、学校、児童相談所を規定
- ・「必要に応じ」に係る連携先に、児童家庭支援センター、婦人相談所を規定

⑤施設職員の任用資格における大学等の課程の記述に「社会福祉学」を明記

- ・児童養護施設の児童指導員
- ・児童自立支援施設の児童自立支援専門員

⑥児童自立支援施設の長の資格要件の緩和

- ・「児童福祉事業に従事した期間」に、本庁児童担当課等の職員期間が含まれることを明確化

乳児院(第3章)	改正案のイメージ	現行
<p>(設備の基準)</p> <p>第十九条 乳児院(乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。</p> <p>三 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>第二十条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳幼児の養育に専用の室及び相談室を設けること。</p> <p>二 乳幼児の養育に専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十一条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(その合計数が七人未満であるときは、七人以上)とする。</p> <p>5 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。</p> <p>6 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。</p>	<p>(乳児院の設備の基準)</p> <p>第十九条 乳児院(乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>第二十条 乳児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児の養育に専用の室を設けること。</p> <p>二 前項の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十一条 乳児院(乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。)には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 看護師の数は、おおむね乳児の数を一・七で除して得た数(その数が七人未満であるときは七人)以上とする。</p> <p>3 看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)をもつてこれに代えることができる。ただし、乳児十人の乳児院には二人以上、乳児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。</p>	

(乳児院(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>第二十二條 <u>乳幼児十人未満</u>を入所させる乳児院には、<u>嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員</u>又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(養育)</p> <p>第二十三條 乳児院における養育は、<u>乳幼児の心身及び社会性の健全な発達</u>を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</p> <p>2 養育の内容は、<u>乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p> <p>(乳児の観察)</p> <p>第二十四條 乳児院 (<u>乳幼児十人未満</u>を入所させる乳児院を除く。) においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が<u>適当と認めた期間</u>、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十四條の二 乳児院の長は、第二十三條第一項の目的を達成するため、入所中の個々の<u>乳幼児</u>について、<u>乳幼児</u>やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第二十五條 乳児院の長は、<u>乳幼児</u>の保護者及び必要に応じ当該<u>乳幼児</u>を取り扱った法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)又は児童委員と常に密接な連絡をとり、<u>乳幼児</u>の養育につき、その協力を求めなければならない。</p>	<p>第二十二條 乳児十人未満を入所させる乳児院には、<u>嘱託医、看護師及び調理員</u>又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。</p> <p>(養育の内容)</p> <p>第二十三條 乳児院における養育は、<u>乳児の健全な発育</u>を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。</p> <p>2 養育の内容は、<u>精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。</u></p> <p>(乳児の観察)</p> <p>第二十四條 乳児院 (<u>乳児十人未満</u>を入所させる乳児院を除く。) においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が<u>適当と認めた期間</u>、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十四條の二 乳児院の長は、第二十三條第一項の目的を達成するため、入所中の個々の<u>乳児</u>について、<u>乳児</u>やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(保護者等との連絡)</p> <p>第二十五條 乳児院の長は、<u>乳児</u>の保護者及び必要に応じ当該<u>乳児</u>を取り扱った法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)又は児童委員と常に密接な連絡をとり、<u>乳児</u>の養育につき、その協力を求めなければならない。</p>

母子生活支援施設（第4章）

改正案のイメージ	現行
<p>(設備の基準)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。</p> <p>二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。</p> <p>三 母子室の面積は、<u>三十平方メートル以上</u>であること。</p> <p>四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十七条 母子生活支援施設には、<u>母子支援員</u>（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</u></p> <p>4 <u>母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。</u></p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第二十六条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 母子室、集会、学習等を行う室、<u>調理場、浴室及び便所</u>を設けること。<u>ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。</u></p> <p>二 母子室は、一世帯につき一室以上とすること。</p> <p>三 母子室の面積は、<u>おおむね一人につき三・三平方メートル以上</u>であること。</p> <p>四 乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。</p> <p>五 乳児又は<u>幼児三十人未満</u>を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、<u>乳児又は幼児三十人以上</u>を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。</p> <p>(職員)</p> <p>第二十七条 母子生活支援施設には、<u>母子指導員</u>（母子生活支援施設において、<u>母子の生活指導</u>を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。<u>ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</u></p>

(母子生活支援施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(母子支援員の資格)</p> <p>第二十八条 <u>母子支援員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者二 保育士の資格を有する者三 社会福祉士の資格を有する者四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの <p>(生活支援)</p> <p>第二十九条 <u>母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>(母子指導員の資格)</p> <p>第二十八条 <u>母子指導員</u>は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者二 保育士の資格を有する者三 社会福祉士の資格を有する者四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものの <p>(生活指導)</p> <p>第二十九条 母子生活支援施設における<u>生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。</u></p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>

(母子生活支援施設(その3))

改正案のイメージ	現行
<p><u>(保育所に準ずる設備)</u> <u>第三十条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。</u></p> <p><u>2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。</u></p> <p><u>(関係機関との連携)</u> <u>第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</u></p>	<p><u>(授産場の運営)</u> <u>第三十条 母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の精神を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(関係機関との連携)</u> <u>第三十条の二 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。</u></p> <p><u>(準用する規定)</u> <u>第三十一条 第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。</u></p>

改正案のイメージ

（設備の基準）

- 第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
 - 二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
 - 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
 - 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。
 - 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
 - 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ学習及び職業に関する指導に必要な設備を設けること。

（職員）

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
- 4 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。
- 5 看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

現行

（設備の基準）

- 第四十一条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。
 - 二 児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
 - 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
 - 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。
 - 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。
 - 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

（職員）

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。
- 3 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。

(児童養護施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 学校教育法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学院において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 外国の大学において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>七 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p>	<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>三 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>四 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>五 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>七 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p> <p>八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p>

(児童養護施設(その3))

改正案のイメージ

(養護)

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整)

第四十五条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習及び職業に関する指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習及び職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第四十六条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

現行

(生活指導及び家庭環境の調整)

第四十四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

2 児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

(職業指導)

第四十五条 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

2 職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。

3 私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。

4 児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の用途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条第一項及び前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第四十六条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

改正案のイメージ	現行
<p>（設備の基準）</p> <p>第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき<u>四・九五平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>三 男子と女子の居室は、これを別にすること。</p> <p>四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第七十四条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。</p> <p>二 児童の居室の一室の定員は、これを五人以下とし、その面積は、一人につき<u>三・三平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>三 男子と女子の居室は、これを別にすること。</p> <p>四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。</p>
<p>（職員）</p> <p>第七十五条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、<u>個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。</u>ただし、調理業務の全部を委託する施設に<u>あつては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、<u>心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u>又は同法の規定による大学の学部で、<u>心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</u>であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4 心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。</p> <p>5 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>	<p>（職員）</p> <p>第七十五条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、<u>栄養士及び調理員を置かなければならない。</u>ただし、調理業務の全部を委託する施設に<u>あつては調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で<u>心理学を修め学士と称することを</u>得る者又は同法の規定による大学の学部で<u>心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</u>であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。</p> <p>4 心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。</p> <p>5 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>

(情緒障害児短期治療施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように<u>することを目的として行わなければならない</u>。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、<u>親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない</u>。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六条の規定を準用する。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)</p> <p>第七十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。</p> <p>2 情緒障害児短期治療施設の長は、<u>前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない</u>。</p> <p>(自立支援計画の策定)</p> <p>第七十六条の二 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>(児童と起居を共にする職員)</p> <p>第七十七条 情緒障害児短期治療施設については、第四十六条の規定を準用する。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>

児童自立支援施設（第10章）

改正案のイメージ	現行
<p style="text-align: center;">（設備の基準）</p> <p>第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>2 前項に規定する設備以外の設備については、<u>第四十一条（第二号ただし書を除く。）</u>の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、<u>個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。</u>ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。</u></p> <p>3 <u>心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。</u></p> <p>4 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>	<p style="text-align: center;">（設備の基準）</p> <p>第七十九条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。</p> <p>2 前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第八十条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、<u>栄養士並びに調理員を置かなければならない。</u>ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。</u></p> <p>3 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。</p>

(児童自立支援施設(その2))

改正案のイメージ	現行
<p>(児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条 に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者</p> <p>二 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者</p> <p>四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（<u>国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。</u>）に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>	<p>(児童自立支援施設の長の資格)</p> <p>第八十一条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条 に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者</p> <p>二 社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者</p> <p>四 厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの</p> <p>イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間</p> <p>ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間</p> <p>ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>

(児童自立支援施設(その3))

改正案のイメージ	現行
<p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者二 社会福祉士となる資格を有する者三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者四 学校教育法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの五 学校教育法の規定による大学院において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの六 外国の大学において、<u>社会福祉学</u>、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの	<p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第八十二条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者二 社会福祉士となる資格を有する者三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者四 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの五 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの六 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が五年以上であるもの八 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童自立支援施設(その4))

改正案のイメージ

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士となる資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、学習及び職業に関する指導、学科指導並びに家庭環境の調整)

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導並びに学習及び職業に関する指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。
- 3 生活指導、学習及び職業に関する指導並びに家庭環境の調整については、第四十五条の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第八十五条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

第八十六条 削除

(関係機関との連携)

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第八十八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

現行

(児童生活支援員の資格)

第八十三条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士となる資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

- 2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。
- 3 生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条及び第四十五条の規定を準用する。

(自立支援計画の策定)

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第八十五条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

第八十六条 削除

(関係機関との連携)

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第八十八条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

改正案のイメージ	現行
<p>右に同じ</p>	<p>（設備の基準）</p> <p>第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。</p> <p>2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>（支援を行うに当たつて遵守すべき事項）</p> <p>第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たつては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。</p> <p>2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たつては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。</p> <p>3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。</p>

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) (児童福祉法施行規則)

改正案のイメージ	現行
<p>第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。</p> <p>二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。</p> <p>三 男女の居室を別にすること。</p> <p>四 第一号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができるものであること。</p> <p>五 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。</p>	<p>第三十六条の九 児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けること。</p> <p>二 入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。</p> <p>三 男女の居室を別にすること。</p> <p>四 第一号に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができるものであること。</p> <p>五 入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。</p>

総則（児童福祉施設最低基準 第1章）

現行

（この省令の趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準（以下最低基準という。）は、この省令の定めるところによる。

（最低基準の目的）

第二条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「特定児童福祉施設」という。）については、中核市の市長とする。））」と、「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設については、中核市）」と読み替えるものとする。

4 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と読み替えるものとする。

5 厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

現行

(児童福祉施設の構造設備の一般原則)

第五条 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

現行

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 児童福祉施設の長は、第一項の健康診断に当たつては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。
- 4 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 5 児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(総則(その4))

現行

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条 に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項 の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

参考資料

最低基準と措置費における職員配置基準との比較

1. 乳児院

職種等	最低基準		措置費基準		配置実績(21') (施設数121 (20.10.1))
	乳児10人以上	乳児10人未満	乳児10人以上	乳児10人未満	
医師	小児科の医師又は嘱託医	嘱託医	定員100人未満嘱託医 定員100人以上医師	嘱託医1人	16人(医師)
看護師、保育士、児童指導員	乳児1.7:1(7人以上) (看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人以上 (看護師1人以上)	乳児1.7:1 (看護師は定員10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人 (看護師1人以上)	
年齢別職員配置			1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1	2歳児2:1 3歳以上児4:1	
加算(保育士)			定員20人以下		47か所 (定員20人以下)
栄養士	配置		1人		136人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	調理員又はこれに代わる者	定員30人未満4人 以下10人毎に1人	1人	371人 (調理員)
個別対応職員			対象児童8人以上	同左	53人
心理療法担当職員			対象児童及び保護者10人以上		47人
指導員特別加算(非常勤)			定員35人以下	同左	88人 (定員35人以下)
家庭支援専門相談員			職員を配置し家庭復帰支援を実施	同左	123人
家庭支援専門相談員(非常勤を更に加配)			定員40人以上		7人
小規模グループケア担当職員			小規模グループケアを設置している場合	同左	46人
基幹的職員			研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	同左	—
施設長			1人	1人	110人
事務員			定員100人未満1人 定員100人以上2人		171人

2. 児童養護施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数569(20.10.1))
嘱託医	配置	1人	
児童指導員、保育士	3未2:1 3歳以上4:1 少年6:1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	52人
乳児加算(看護師)		乳児1.7:1	70人
看護師加算		対象児童15人以上	
小規模施設加算 (児童指導員、保育士)		定員45人以下	169か所(定員45人以下)
栄養士	児童41人以上	同左	540人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人加算	2,045人(調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	558人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	469人
指導員特別加算(非常勤)		定員35人以下	100か所(定員35人以下)
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	564人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	403人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人。定員30人未満の場合は児童指導員が兼務	549人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	791人

3. 情緒障害児短期治療施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数32 (20.10.1))
医師	配置 (精神科又は小児科)	1人	17人
心理療法を担当する職員	10:1	同左	148人
児童指導員、保育士	5:1	同左	
看護師	配置	1人	29人
栄養士	配置	定員41人以上	27人
調理員 (等)	配置 (全部委託の場合を除く)	4人	86人 (調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	30人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	29人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	8人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人	31人
事務員		1人	42人

4. 児童自立支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数58 (20.10.1))
医師	嘱託医及び精神科医 (嘱託可)	嘱託医2人	10人 (医師)
児童自立支援専門員 児童生活支援員	5 : 1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	7人
栄養士	児童41人以上	同左	39人
調理員 (等)	配置 (全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人	164人 (調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	37人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	20人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	39人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	1人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人	58人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	160人

5. 母子生活支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数270(20.10.1))
嘱託医	配置	1人	24人(医師)
母子指導員	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	595人
少年指導員(兼事務員)	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	
保育士		保育所に準ずる設備のある場合 30:1(最低1人)	201人
調理員(等)	調理員又はこれに代わる者 (全部委託の場合を除く)	1人	53人(調理員)
保育機能強化加算		継続して5名以上の児童、専用の保育室等	
個別対応職員		職員が置かれている場合	117人
心理療法担当職員		対象母又は児童10人以上	49人
特別生活指導費加算 (非常勤母子指導員)		対象児童4人以上	103人
定員40世帯以上の母子指導員 又は少年指導員加算(非常勤)		定員40世帯以上	18か所(定員40世帯以上)
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた 場合、格付けアップ	—
施設長		1人	252人

6. 自立援助ホーム

職種等	運営基準	措置費基準	配置実績 (か所数59 (21年度))
指導員	入所者6人以下の場合は指導員3人以上(2人を除き、補助員にできる) 6人を超えた場合は、3:1の割合で指導員を増加(合計-1人を除き、補助員にできる)	入所者7人未満2人 入所者7人以上3人とし、以降3人増える毎に1人を加算	191人 (H20.12.1) ※全国自立援助ホーム連絡協議会調べ
補助員		1人	

7. ファミリーホーム

職種等	運営基準	措置費基準	配置実績(21') (か所数53 (22.2.1))
指導員	養育者3人以上(1人を除き、補助員にできる)	1人	—
補助員		2人	—

「個別対応職員」及び「心理療法担当職員」の支給要件について

個別対応職員

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について（平成11年厚4月30日児発第416号生省児童家庭局長通知）抜粋

第1 暫定定員及び保護単価の設定について

2 事務費の保護単価の設定について

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、乳児院については被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が8名以上いる場合に保護単価を設定することができるものであること。

心理療法担当職員

児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について（平成18年6月27日雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抜粋

第2 対象施設等

虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

(2) 児童養護施設及び児童自立支援施設において、虐待、ひきこもり等の理由により心理療法が必要と児童相談所長が認めた子どもが10名以上入所していること。

また、乳児院において、虐待等の理由により、心理療法が必要と児童相談所長が認めた子ども及び保護者が10名以上いること。

第3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について（平成13年8月2日雇児発第508号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抜粋

第2 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

2 夫等の暴力、虐待等の理由により心理療法が必要と福祉事務所長が認めた母及び児童が合計10名以上いること。なお、福祉事務所長にあっては、母子生活支援施設が母子保護の実施を必要とする母からの申請により入所するものであり、心理療法の実施にあたっては、母親の意志を確認するものとし、児童についても、必要に応じ児童相談所等に相談し、心理療法を受けることを推奨するなど配慮すること。

第3 心理療法を担当する職員

心理療法を担当する職員は、大学の学部で心理学を修め学士と称することを得るものであって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同程度と認められるものとする。

1. 乳児院

【居室面積】

○寝室(定員10人未満の施設では養育専用室。以下同じ。)の面積の最低基準は、現在、乳児1人につき1.65㎡以上
○2.5㎡/人未満の寝室は26%、建築年度が平成16年度以降の棟で2.5㎡/人未満の寝室は14%

図1: 1人当たり寝室面積の分布 (n=228)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

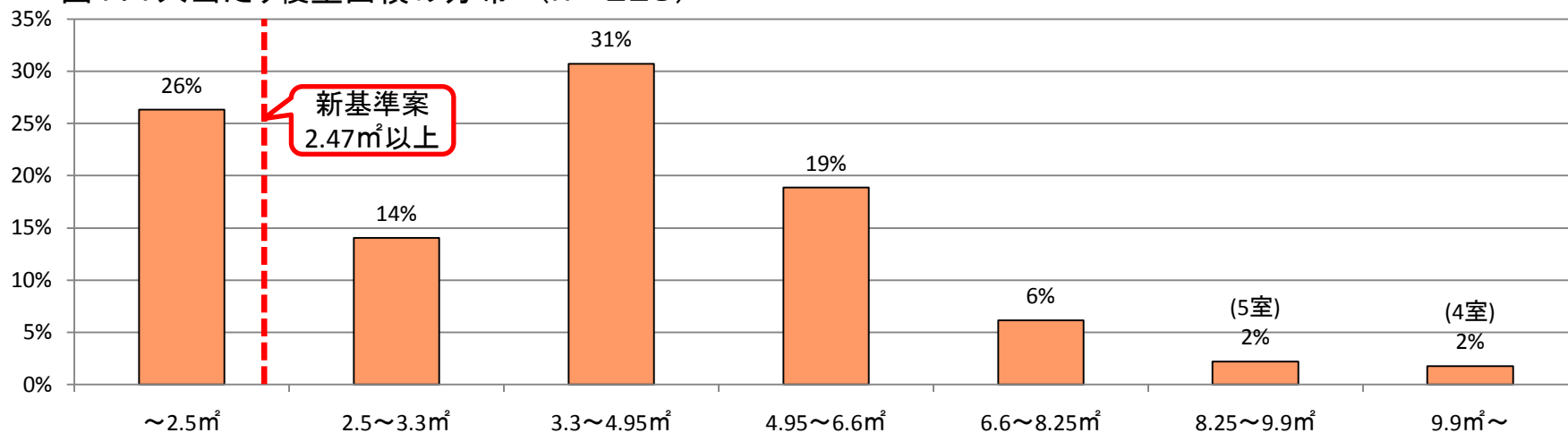
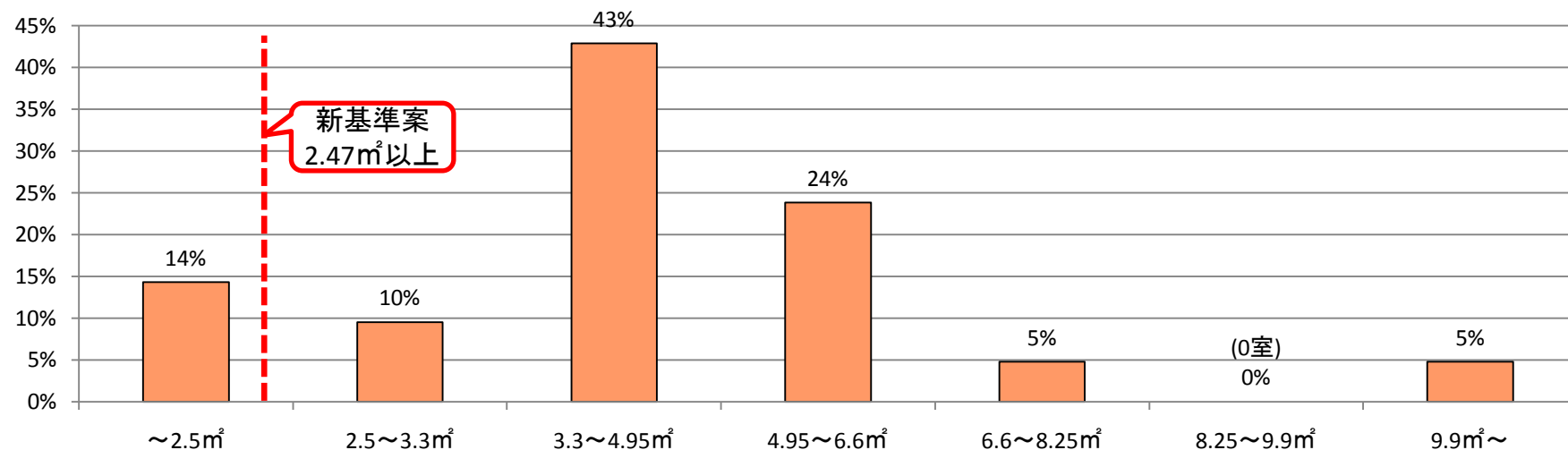


図2: 1人当たり寝室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



【居室定員】(乳児院)

○ 寝室等の定員についての基準はない。

○ なお、9～10人の定員の寝室等が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様。

図3: 寝室定員の分布 (n=228)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

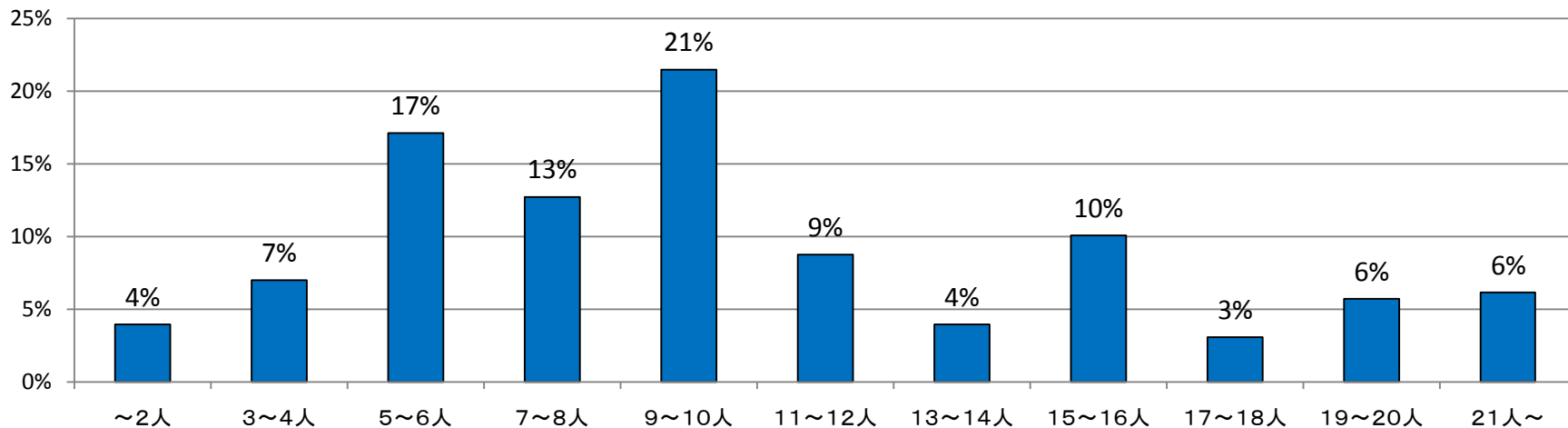
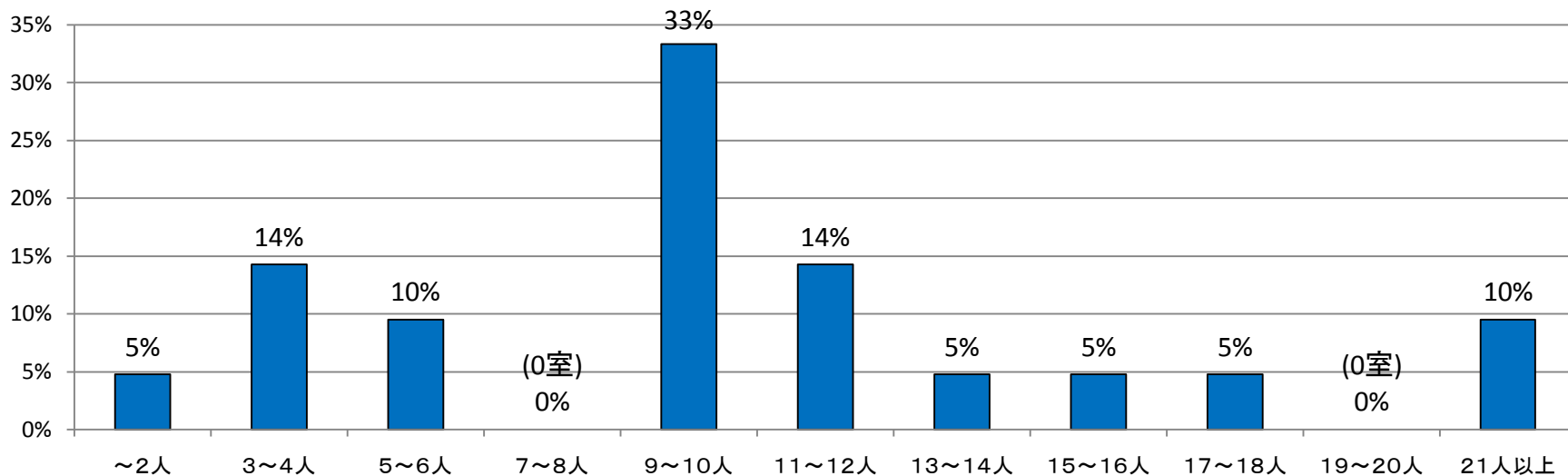


図4: 寝室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



2. 児童養護施設

【居室面積】

○ 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上

○ 4.95㎡/人未満の居室は29%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は13%

図5: 1人当たり居室面積の分布 (n=7425)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

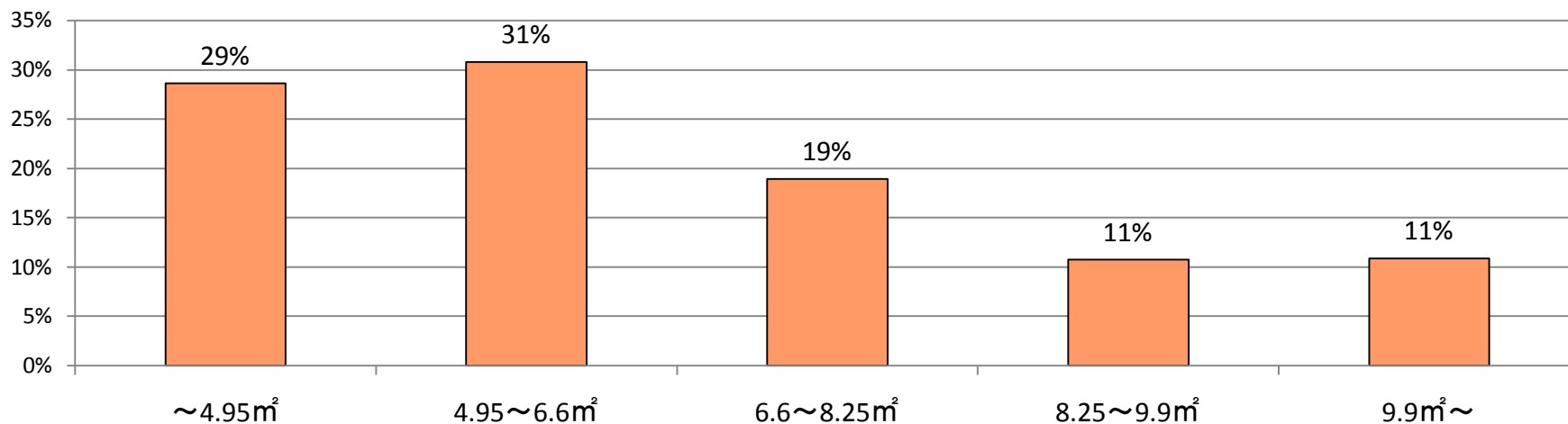
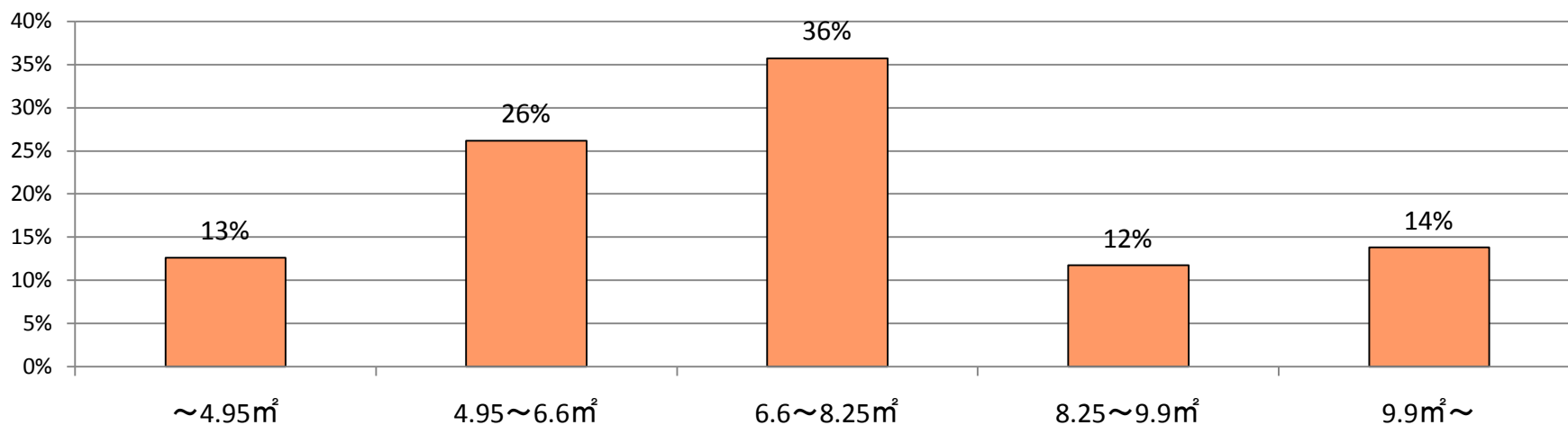


図6: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



【居室面積】(児童養護施設)

○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、7歳以上の居室で4.95㎡/人未満のものは10%となっている。

図7: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

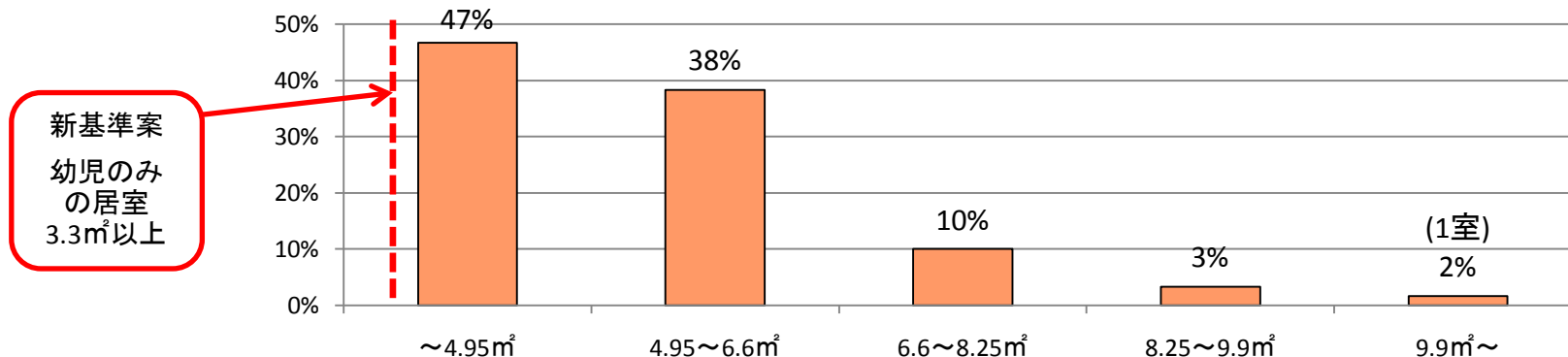


図8: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

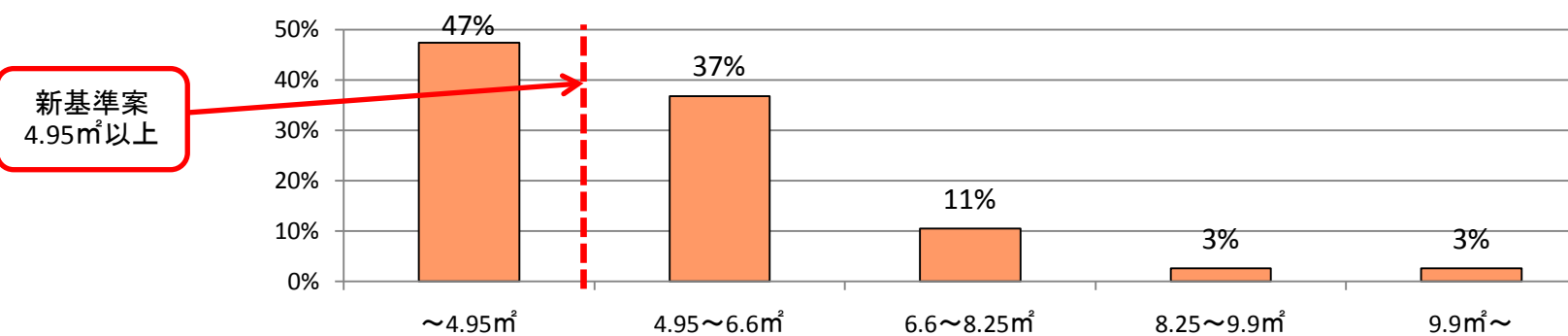
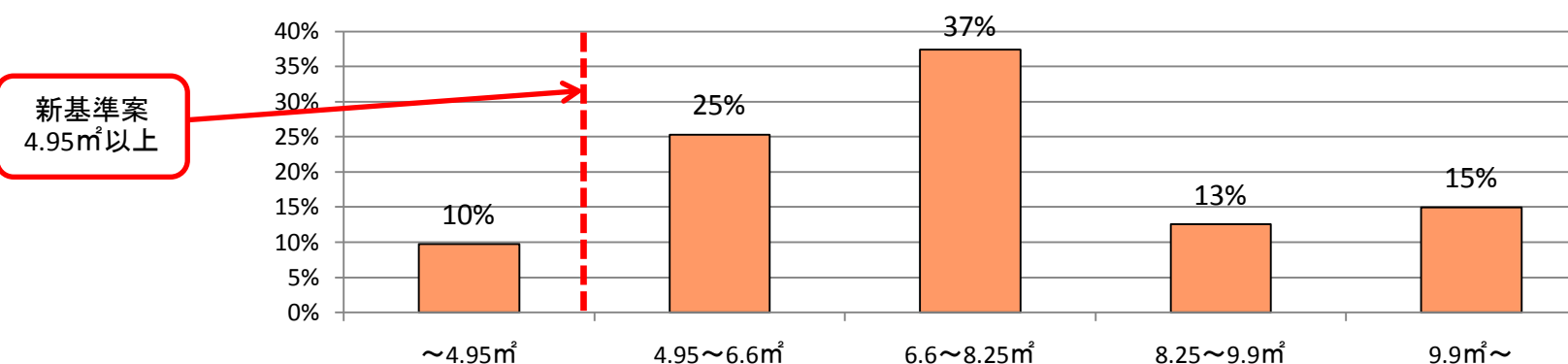


図9: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



【居室定員】(児童養護施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、15人以下

○ 4人以下の居室は86%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は96%

図10:居室定員の分布 (n=7425)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

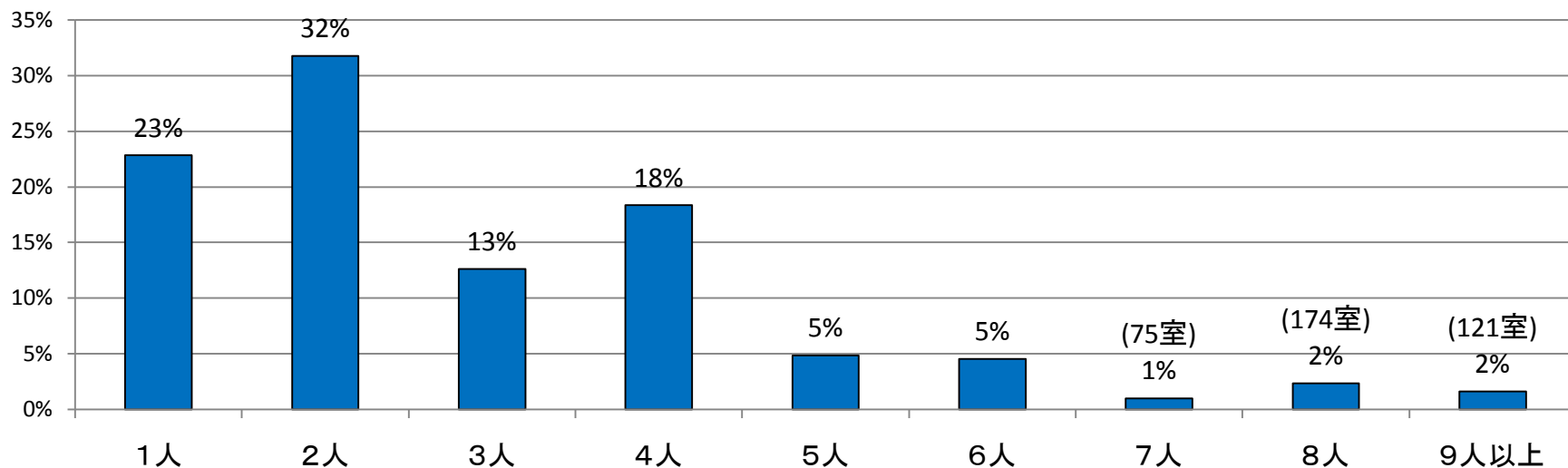
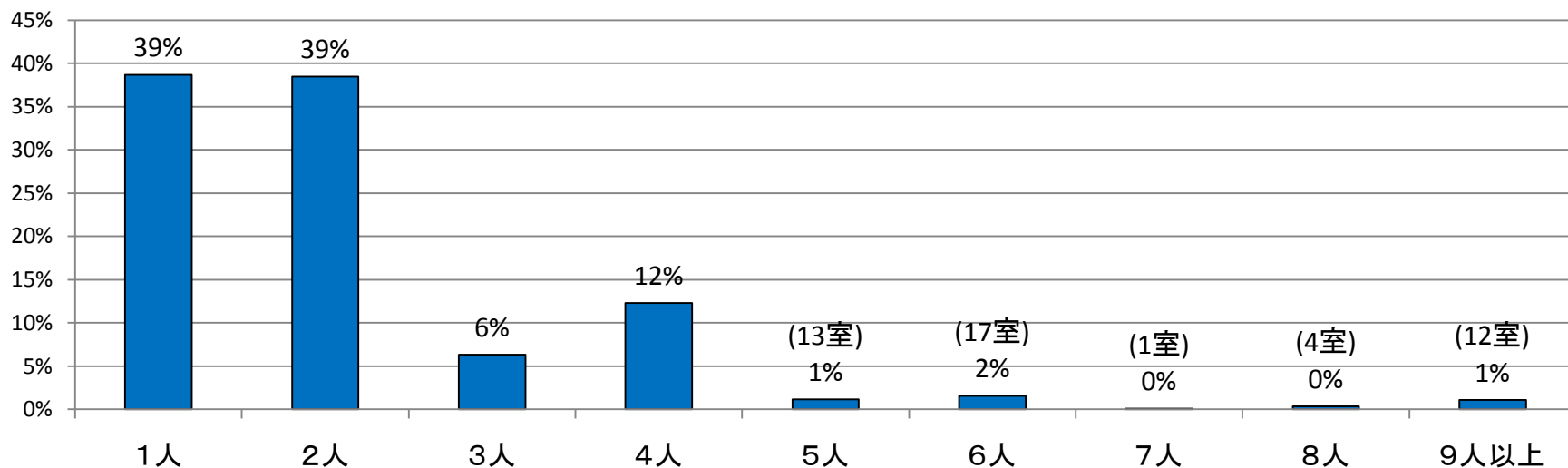


図11:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



【居室定員】(児童養護施設)

○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4人以下のものは53%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4人以下のものは92%、7歳以上の居室で4人以下のものは98%

図12: 居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

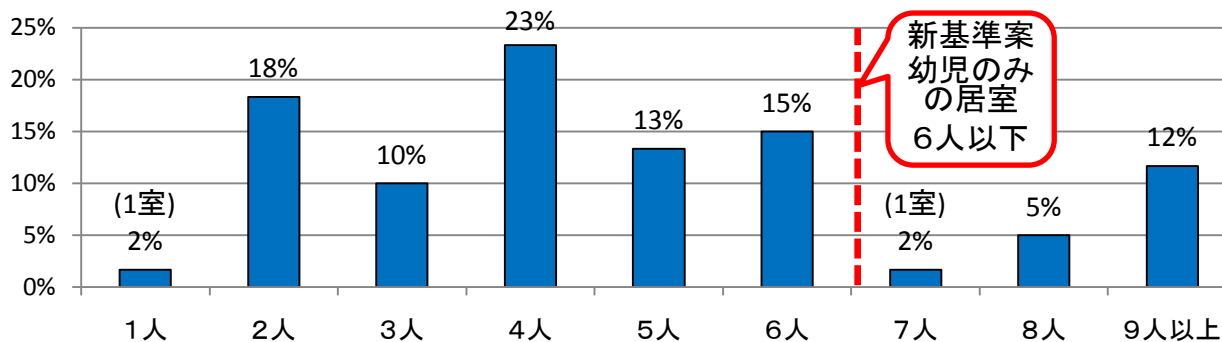


図13: 居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

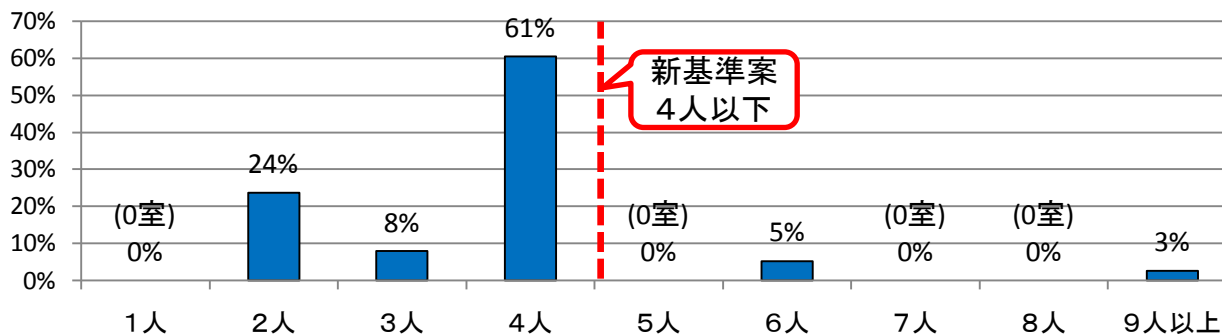
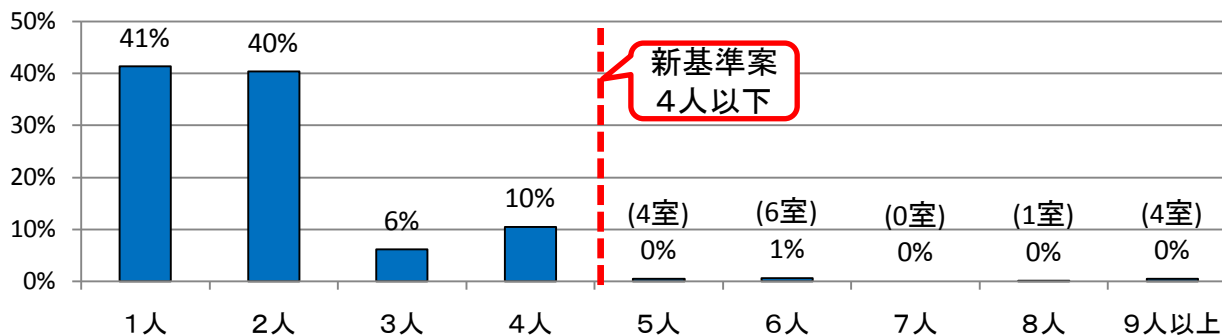


図14: 居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



3. 情緒障害児短期治療施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は8%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は0%

図15: 1人当たり居室面積の分布 (n=350)

(資料) 平成20年度施設設備実態調査

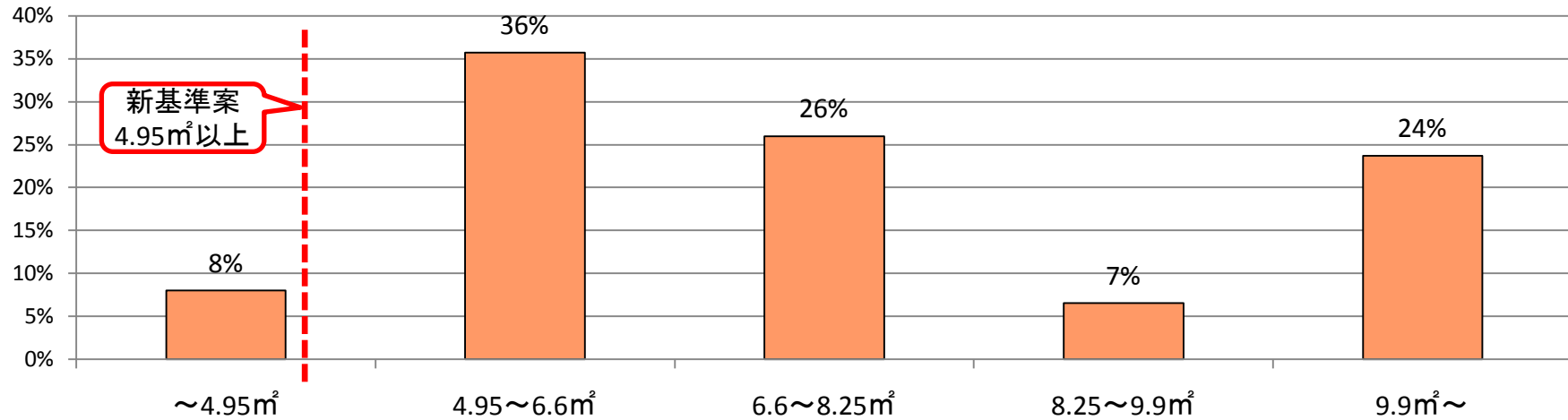
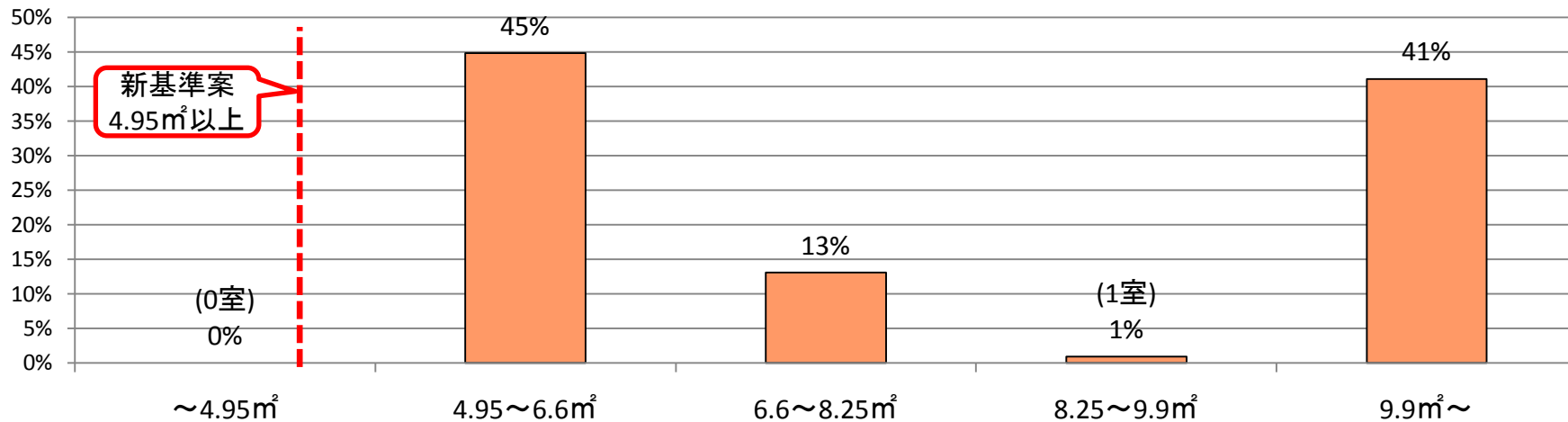


図16: 1人当たり居室面積の分布 (建築年度が平成16年度以降) (n=107)



【居室定員】(情緒障害児短期治療施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、5人以下

○ 4人以下の居室は99%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は100%

図17:居室定員の分布 (n=350)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

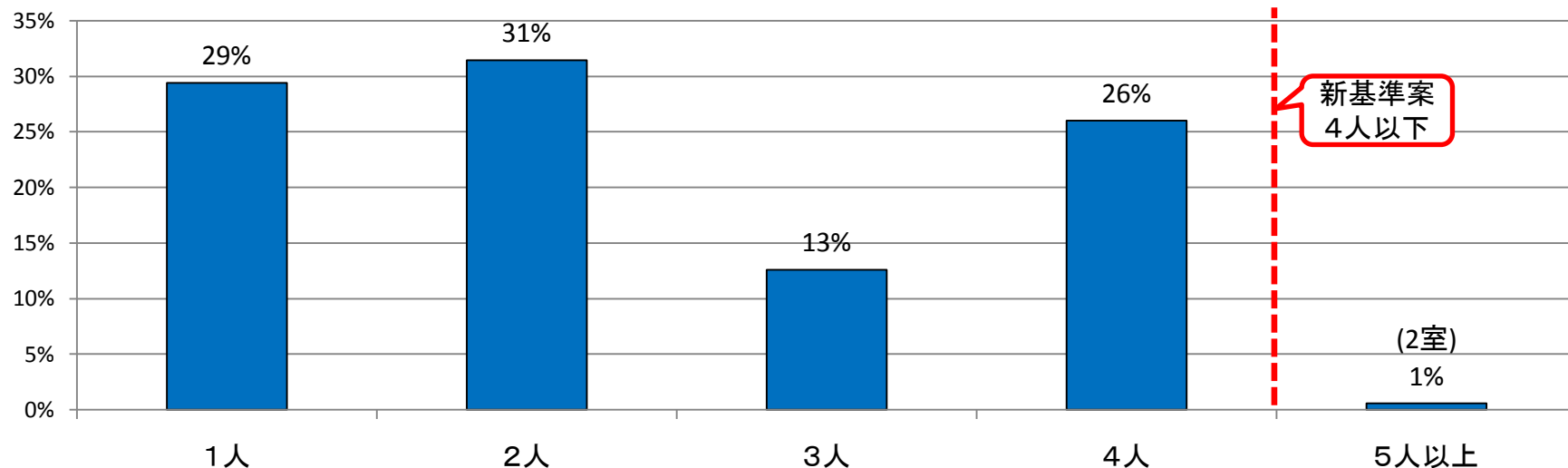
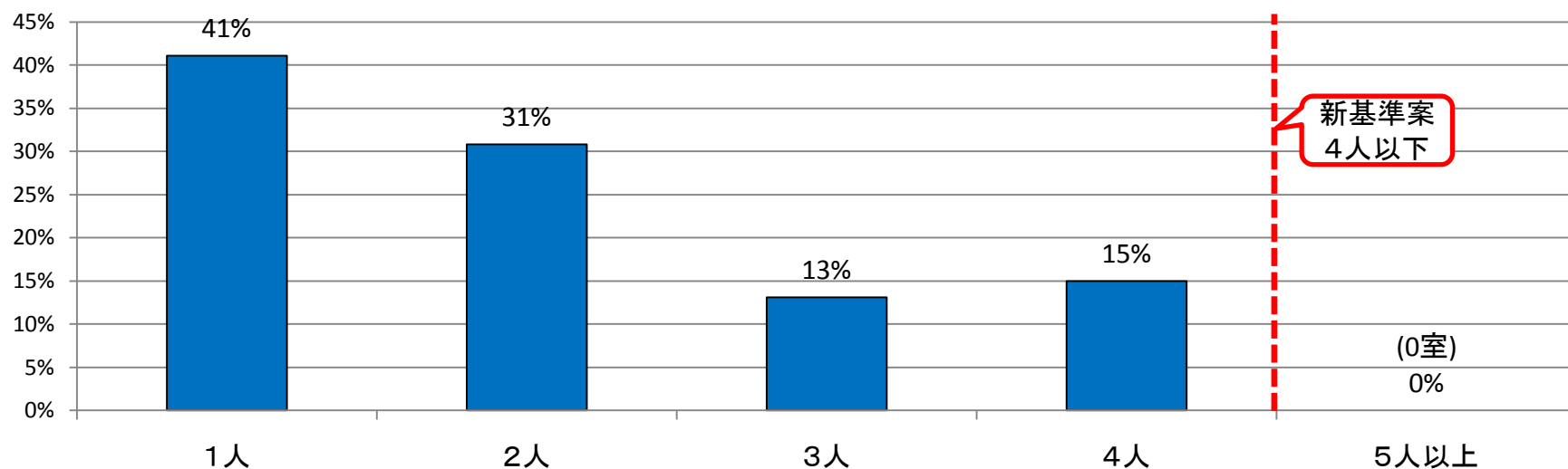


図18:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=107)



4. 児童自立支援施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は28%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は5%

図19: 1人当たり居室面積の分布 (n=560)

(資料) 平成20年度施設設備実態調査

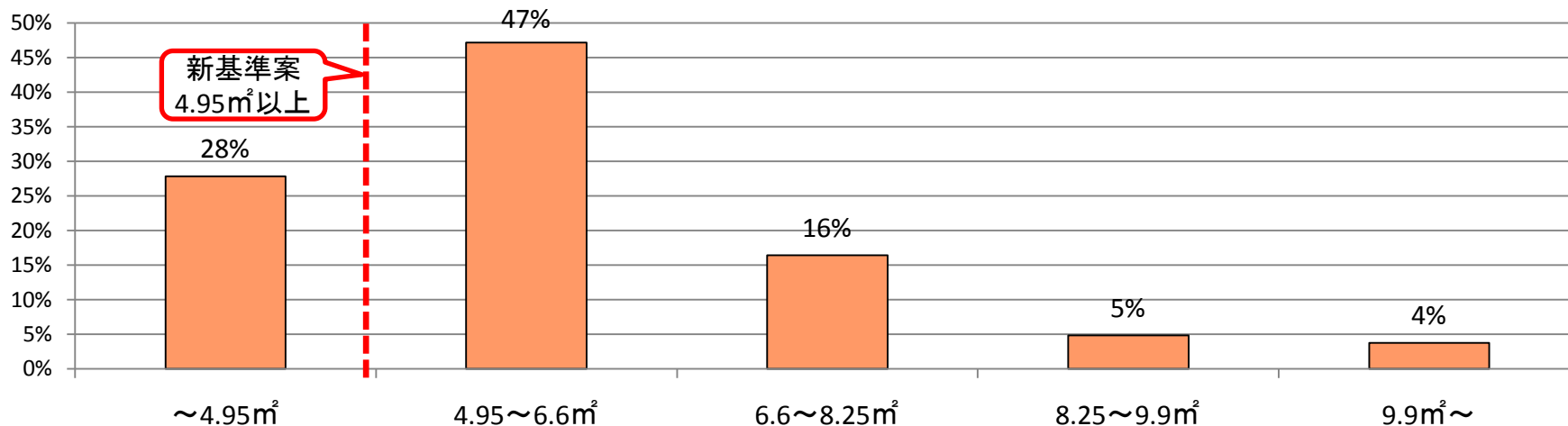
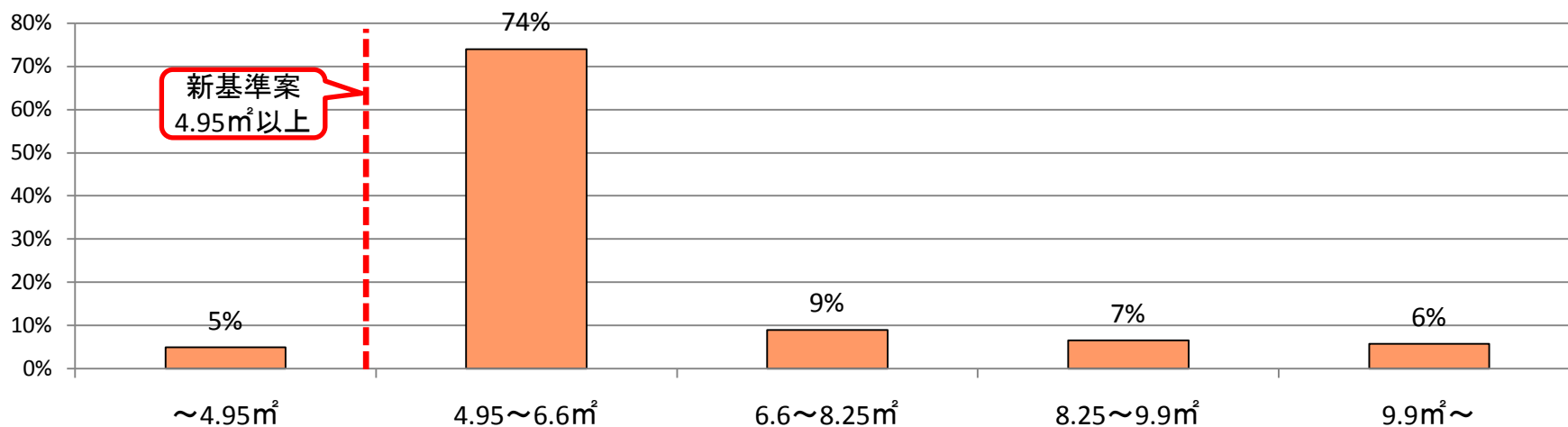


図20: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



【居室定員】(児童自立支援施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、15人以下

○ 4人以下の居室は82%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は98%

図21:居室定員の分布 (n=560)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

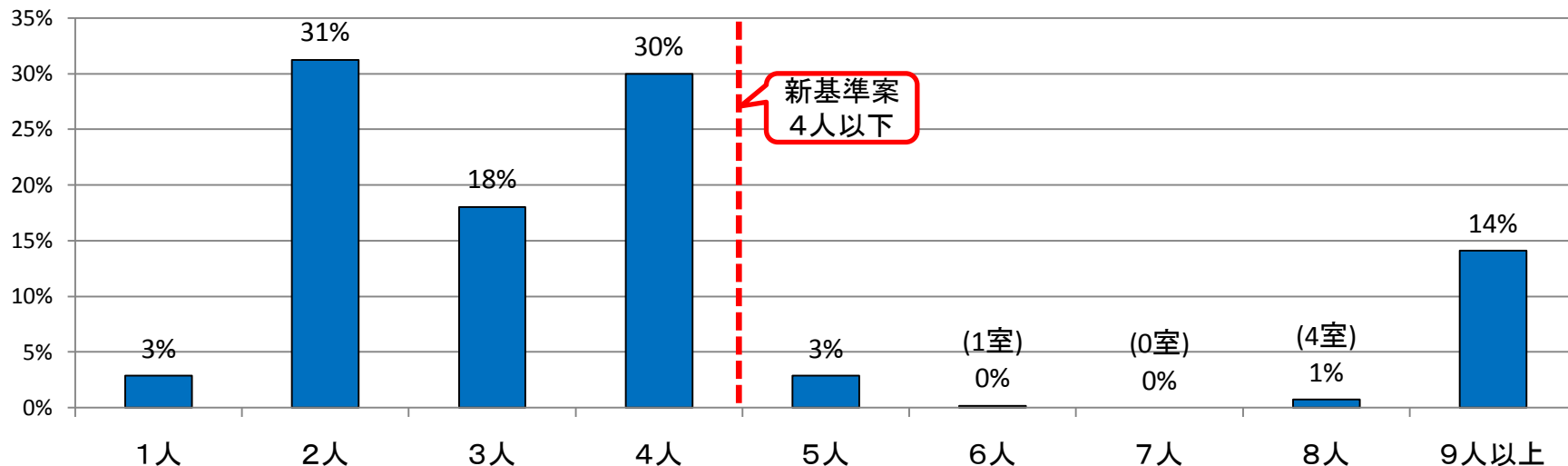
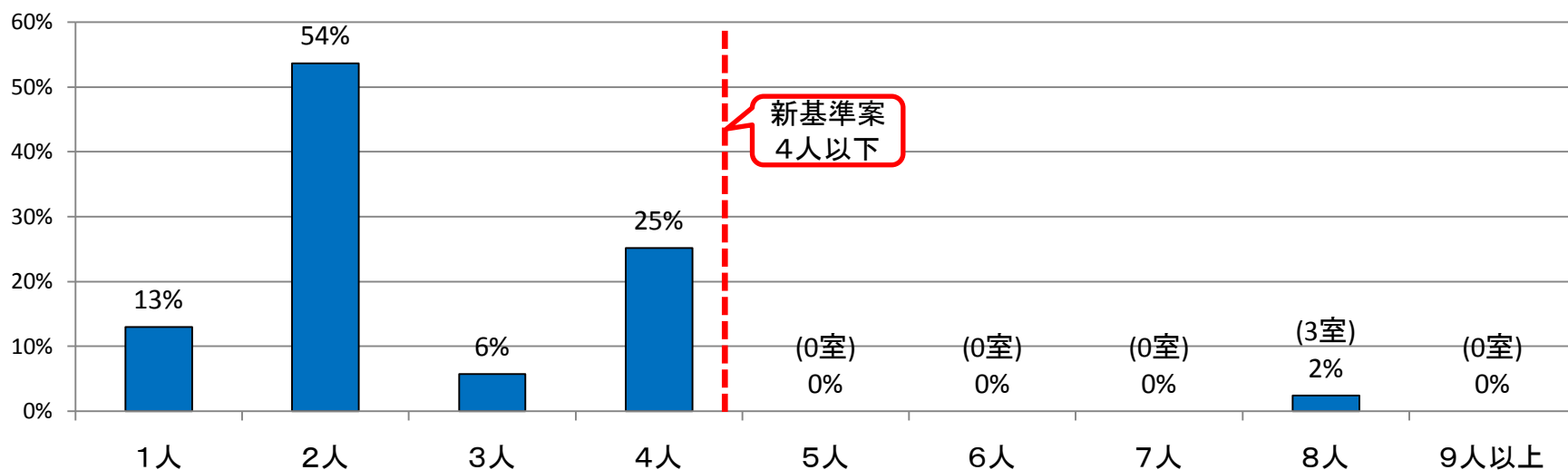


図22:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



5. 母子生活支援施設

【居室面積】

- 母子室の面積の最低基準は、現在、概ね1人につき3.3㎡以上
- 1室当たりの居室面積が30㎡未満は58%、建築年度が平成16年度以降の棟で30㎡未満は11%

図23:居室面積の分布 (n=4504)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

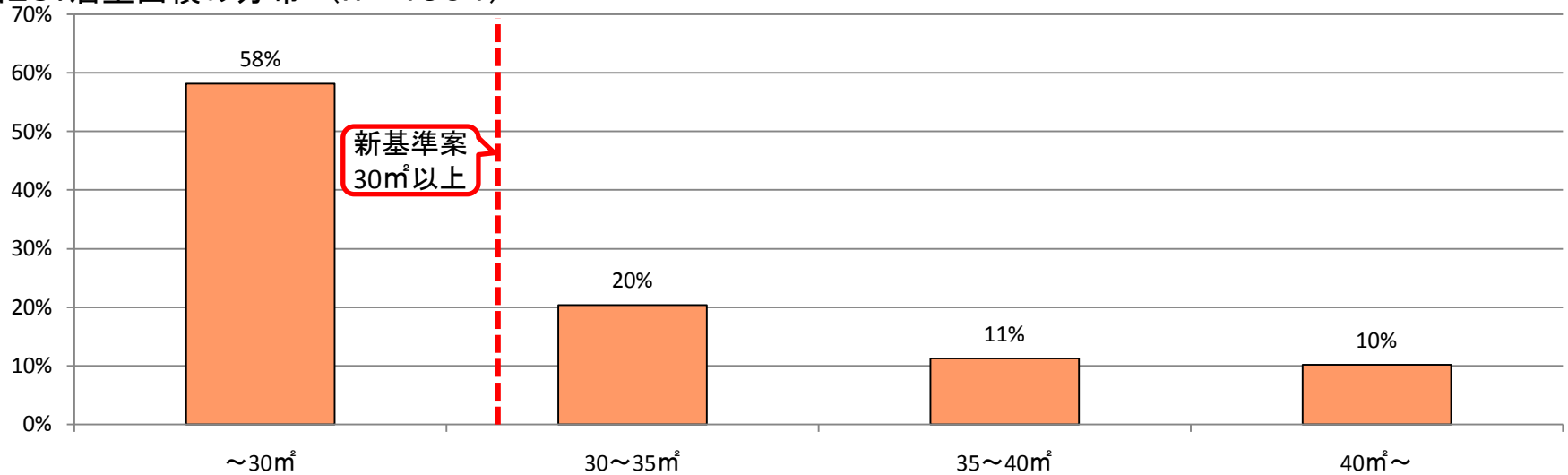
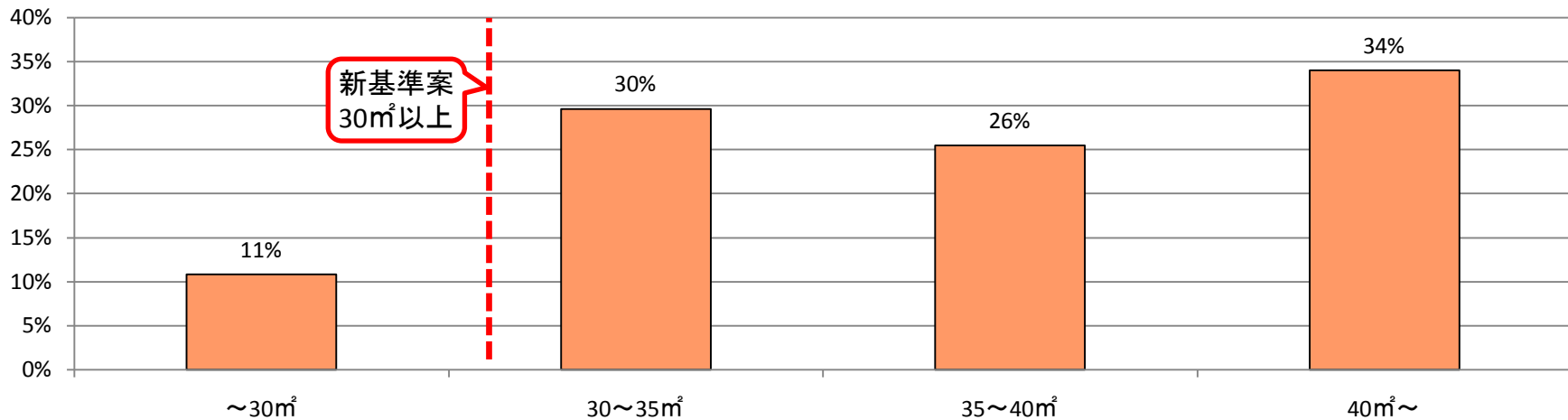


図24:居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=435)



【居室定員】(母子生活支援施設)

○ 母子室の定員についての定めはない。

○ なお、3人の定員の居室が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様

図25:居室定員の分布 (n=1504)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

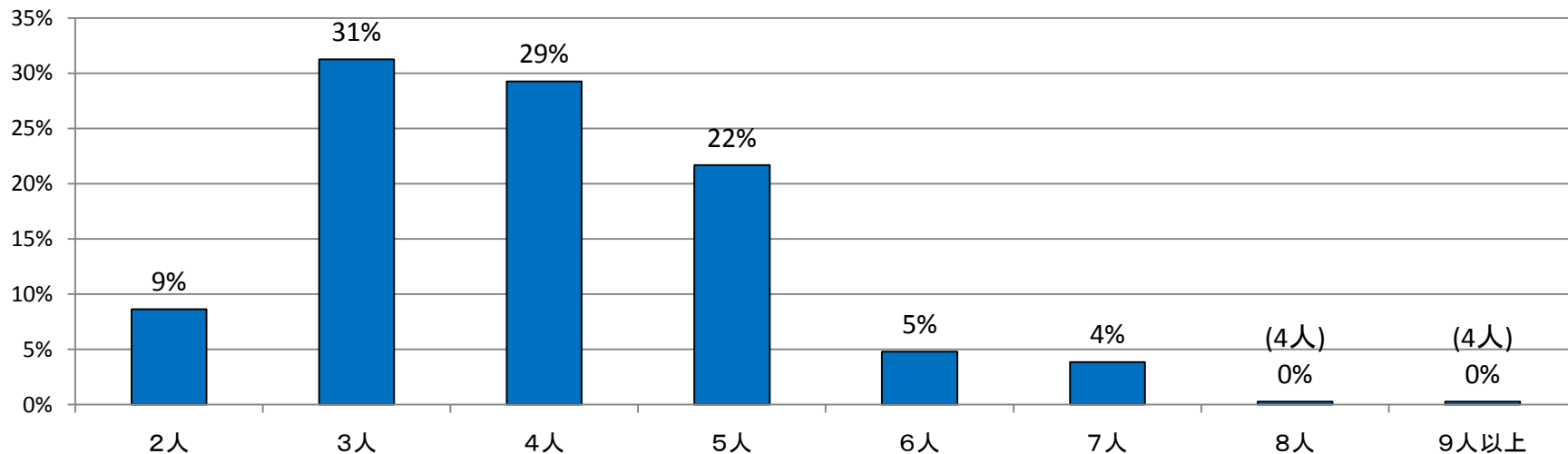
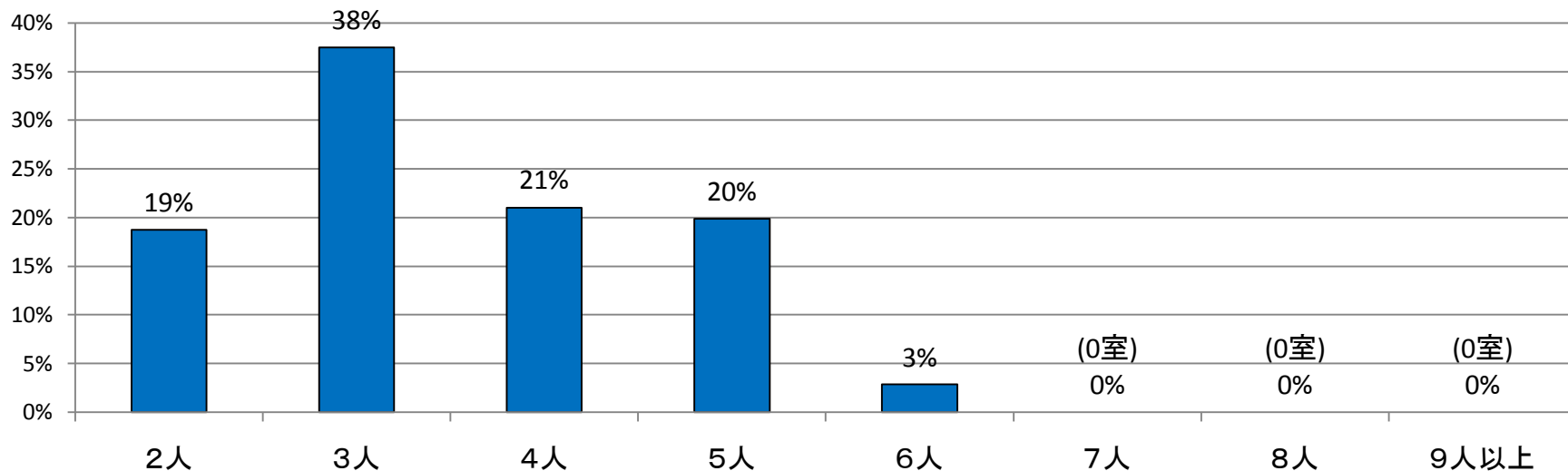


図26:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=176)



職員配置及び居室面積基準の改正経緯等

1. 職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23～S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3 : 1	2.5 : 1					2 : 1					1.7 : 1		
児童 養護 施設	3歳未満	10 : 1	9 : 1	8 : 1				3 : 1			3 : 1		2 : 1		
	3歳以上							6 : 1			5 : 1		4 : 1		
	少年							8 : 1			7 : 1		6 : 1		
情緒障害児短期 治療施設		10 : 1	9 : 1										5 : 1		
児童自立支援 施設		8 : 1	7 : 1		6 : 1										5 : 1

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62		
乳児院 (10人以上)		(看護師) 2.5 : 1						2 : 1				1.7 : 1					
児童 養護 施設	3歳未満	5 : 1	9 : 1	8 : 1		7 : 1	6 : 1	3 : 1	5.5 : 1	5 : 1	6 : 1	2 : 1	4 : 1				
	3歳以上	10 : 1						8 : 1				7.5 : 1				7 : 1	6 : 1
	少年																
情緒障害児短期 治療施設		10 : 1	9 : 1						8 : 1	7 : 1	6 : 1	5 : 1					
児童自立支援 施設		8 : 1	7 : 1		6 : 1									5 : 1			

2. 最低基準における居室面積(1人当たり)の改正経緯

	S23	S36	H10
乳児院	1. 65㎡		
児童養護施設	2. 47㎡		3. 3㎡
情緒障害児短期治療施設		2. 47㎡	3. 3㎡
児童自立支援施設	2. 47㎡		3. 3㎡
母子生活支援施設	2. 47㎡		3. 3㎡

(参考)

- ・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3㎡/人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。
- ・なお、現在の居室面積は、養護老人ホームにおいては10. 65㎡/人以上、障害者支援施設においては9. 9㎡/人以上となっている。

3. 各福祉施設の居室面積・定員の最低基準の現状

児童福祉施設等

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
乳児院	1. 65以上 (1室9. 91以上)	—
母子生活支援施設	概ね3. 3以上	1世帯1室以上
保育所	乳児室 1. 65以上 ほふく室 3. 3以上 保育室・遊戯室 1. 98以上 屋外遊戯場3. 3以上	—
児童養護施設	3. 3以上	15人以下
情緒障害児短期治療施設	3. 3以上	5人以下
児童自立支援施設	3. 3以上	15人以下
自立援助ホーム	3. 3以上	概ね2人以下
家庭的保育事業	9. 9以上(3人まで。3人を超える場合は1人につき3.3m ² 追加)	—

〈障害児施設〉

知的障害児施設	3. 3以上	15人以下
第一種自閉症児施設	4. 27以上 (病院の規定適用)	—
第二種自閉症児施設	3. 3以上	15人以下
知的障害児通園施設	指導室 2. 47以上	10人以下
盲ろうあ児施設	3. 3以上	15人以下
肢体不自由児施設	4. 27以上 (病院の規定適用)	—
重症心身障害児施設	4. 27以上 (病院の規定適用)	—

障害者施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
障害者支援施設	9. 9以上	4人以下
福祉ホーム	9. 9以上	原則1人

老人福祉施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
養護老人ホーム	10. 65以上	原則1人
特別養護老人ホーム	10. 65以上	4人以下
ユニット型特養	13. 2以上を標準	原則1人
軽費老人ホーム	14. 85以上	原則1人
介護老人保健施設	8以上	4人以下
ユニット型老健	13. 2以上を標準	原則1人

生活保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
救護施設	3. 3以上	原則4人
更生施設	3. 3以上	原則4人
宿所提供施設	3. 3以上	1世帯1室

婦人保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
婦人保護施設	3. 3以上	原則4人

○住生活基本計画における「居住面積水準」

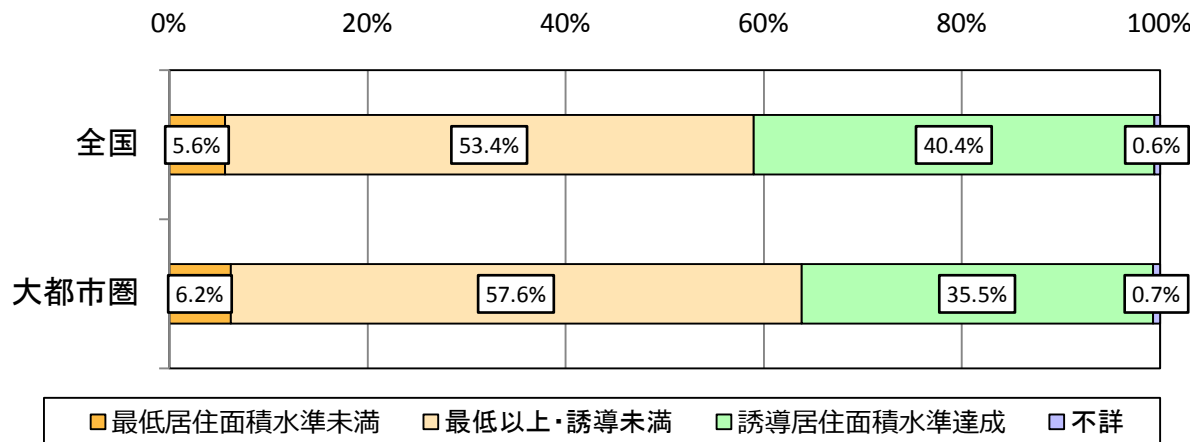
	概要	算定式	子どもに係る世帯人数の換算	世帯人数別の面積(例)(単位:m ²)				
				単身	2人	3人	4人	
最低居住面積水準	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅の面積に関する水準	①単身者:25m ² ②2人以上の世帯:10m ² ×世帯人数+10m ²	3歳未満 0.25人	25	30 【30】	40 【35】	50 【45】	
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準	[都市居住型] 都心とその周辺での共同住宅居住を想定	①単身者:40m ² ②2人以上の世帯:20m ² ×世帯人数+15m ²	3歳以上 6歳未満 0.5人	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】
		[一般型] 郊外や都市部以外での戸建住宅居住を想定	①単身者:55m ² ②2人以上の世帯:25m ² ×世帯人数+25m ²	6歳以上 10歳未満 0.75人	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】

(注1) 子どもに係る世帯人数の換算により、世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする

(注2) 世帯人数が4人を超える場合は、5%控除される

【 】内は、3～5歳児が1名いる場合

○子育て世帯の居住面積水準達成状況（平成20年）



(資料) 平成20年 住宅・土地統計調査〔総務省〕

(注1) 居住面積水準状況は、住生活基本計画によるもの

(注2) 「子育て世帯」とは、「家計を主に支える者」「その配偶者」以外に18歳未満の者がいる世帯

○「最低居住面積水準」の例

居住人数	機能スペース(m ²)									動線空間(m ²) 最小 ~最大	補正前計(内法)(m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・学習等	食事・団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入等	収納	小計			壁芯補正後(m ²)	採用値(m ²)
1人	5.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.0	18.5	3.3 ~4.3	21.8 ~22.8	23.8 ~24.9	25
2人	10.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.8	24.3	4.8 ~6.0	29.1 ~30.3	31.4 ~32.7	30
3人	15.0	3.1	3.2	1.8	2.3	0.9	1.5	3.6	31.4	6.7 ~8.0	38.1 ~39.4	40.8 ~42.2	40

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
5.0	0~2歳	0.25	1.25
	3~5歳	0.5	2.5
	6~9歳	0.75	3.75
	10歳~	1.0	5.0

○「誘導居住面積水準(都市型)」の例

居住人数	機能スペース(m ²)									動線空間(m ²) 最小 ~最大	補正前計(内法)(m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・学習等	食事・団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入等	収納	小計			壁芯補正後(m ²)	採用値(m ²)
1人	8.1	7.8	3.1	2.0	2.5	1.1	2.5	2.7	29.8	7.0 ~10.0	36.8 ~39.8	39.7 ~43.0	40
2人	16.2	10.0	3.1	2.0	2.5	1.1	3.0	3.9	41.8	10.5 ~15.1	52.3 ~56.9	56.0 ~60.9	55
3人	24.3	12.2	3.8	2.0	2.5	1.1	3.5	5.1	54.5	14.3 ~20.6	68.8 ~75.1	73.6 ~80.4	75

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
8.1	0~2歳	0.25	2.025
	3~5歳	0.5	4.05
	6~9歳	0.75	6.075
	10歳~	1.0	8.1

社会的養護の充実のために早急に実施する事項について

1. 実施要綱の改正（平成 23 年 4 月から実施予定）

(1) 小規模グループケアの推進

- ①定員要件の弾力化 ——
 - ・児童養護： 「原則 6 人」 → 「原則 6 人～ 8 人」
 - ・情短、児童自立： 「原則 5 人」 → 「原則 5 人～ 7 人」
 - ・乳児院： 「原則 4 人」 → 「原則 4 人～ 6 人」
- ②グループ数要件の緩和 —— 「1 施設 2 グループまで。ただし、5 年以上実施、研修受入等の要件により各都道府県原則 1 施設に限り、3 グループまで指定可能」
→ 「1 施設 2 グループまで。ただし、施設の小規模化・地域分散化を推進する計画（本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを 2 か所以上開設、本体施設定員 4 5 人以下とする）を策定するとともに、里親支援を行う施設は、6 グループまで指定可能」
- ③管理宿直等職員の配置の要件緩和 —— 3 か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加
- ④毎年度指定の不要化 —— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定を受ければ良い方式に改め、事務を簡素化

(2) 地域小規模児童養護施設の推進

- ①設置要件の弾力化等 —— 既存定員に追加して設け、本体施設の入所率 90% 以上という要件の廃止
- ②毎年度指定の不要化 —— 都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定を受ければ良い方式に改め、事務を簡素化

(3) 児童家庭支援センターによる里親等支援

- 児童家庭支援センターによる里親等支援の位置づけ

(4) 自立援助ホーム、ファミリーホームの運営の安定化

○自立援助ホームの措置費の定員払い ―― 平成21年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

○ファミリーホームの新設後半年間の定員払い ―― 平成21年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後6か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

(5) 自立支援のための身元保証人確保対策事業の充実

○平成19年度から実施し3年を経過。運用改善として、保証の申し込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長3年）の延長を検討。

2. 里親委託ガイドラインの策定、里親運営要領の改正（4月実施予定）

○里親優先の原則、実親との関係、新生児里親、親族里親の取扱い、措置延長、マッチング、里親支援など

3. 最低基準の当面の改正（3月に案を取りまとめた後、省令改正手続き）

○新たな予算措置を要しない範囲での当面の見直し

4. 各施設種別の運営指針の策定、児童養護施設のケア標準（養育標準）の策定（平成23年度中）

○施設の運営の質の向上を図るため、施設類型ごとに、運営指針を策定するとともに、児童養護施設のケア（養育）の標準を作成

○その上で、第三者評価や、職員研修の充実にも活用していく。

社会的養護の課題と将来像についての論点

(第1回の社会的養護課題検討委員会における各委員からの
主なご議論を整理し、第2回の議論に供する資料：未定稿)

1. 総論

- (1) 社会的養護の理念について
- (2) 要保護児童・要支援児童に対する施策の全体像

2. 各施設種別毎の課題と将来像

3. 共通事項の課題と将来像

- (1) 施設の運営の質の向上
- (2) 施設職員の専門性の向上
- (3) 自立支援の充実
- (4) 施設類型間のネットワーク・相互連携

4. 施設の人員配置の課題

5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

1. 総論的事項

(1) 社会的養護の理念について

社会的養護の養育理念を改めて明確化し、関係者で共有し、社会全体での理解を高めていくことが必要

◆ 「社会的養護」とは

- ・ 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育すること

◆ 「社会的養護における理念」

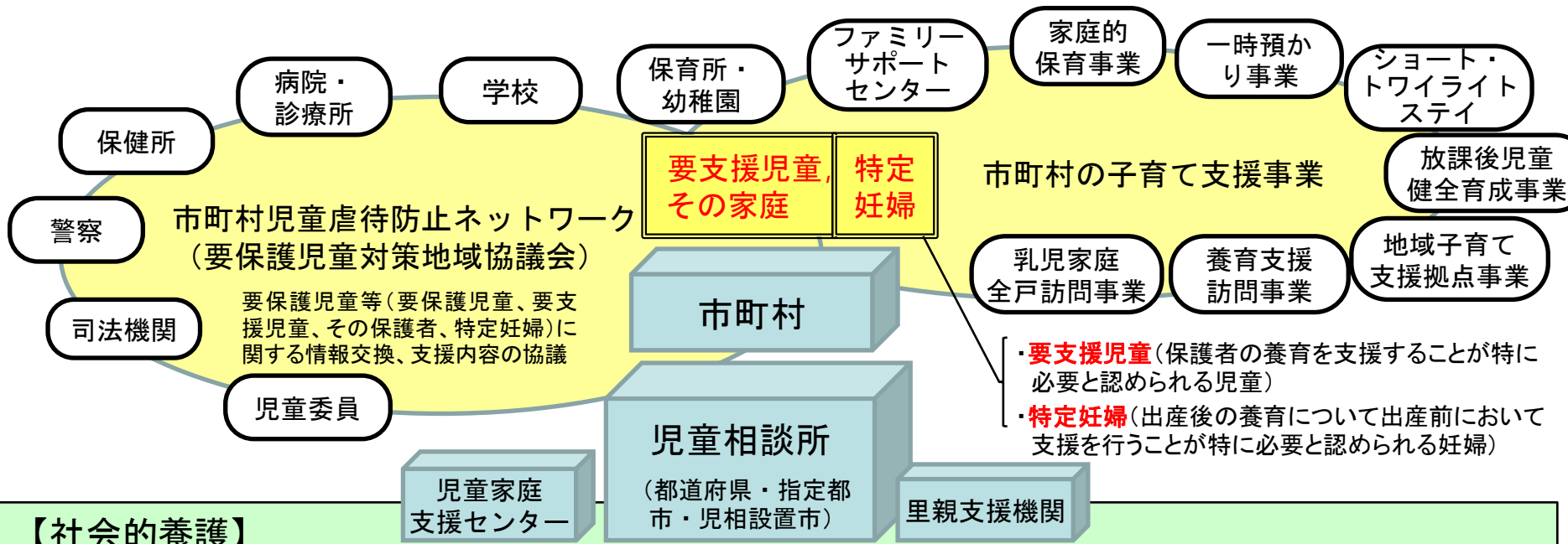
- ・ 社会全体で子ども本位に育む。子どもの最善の利益のために。
- ・ 基本理念を施設最低基準で示すとともに、施設ごとの養育指針等で具体的に明確化

◆ 「家庭的養護の推進」

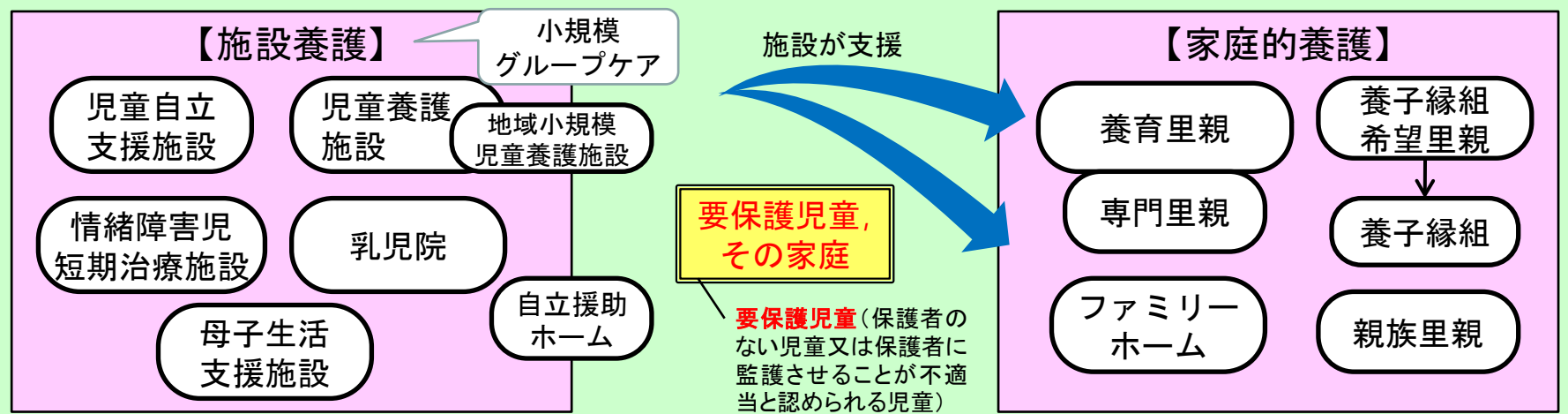
- ・ 本来の家庭における養護の支援
- ・ 家庭的養護（里親、ファミリーホーム）
- ・ 施設養護においても、できる限り家庭的な環境で養育（小規模グループケア、グループホーム）

(2) 要保護児童・要支援児童に対する施策の全体像について

要保護児童に対する社会的養護は、特定妊婦・要支援児童に対する支援施策と連携して考える必要があり、
 ① 市町村の子育て支援事業、児童虐待防止ネットワークによる「家庭支援」と、
 ② 都道府県等の児童相談所を中心とした「社会的養護」（施設養護・家庭的養護）
 が密接に連携して推進



【社会的養護】

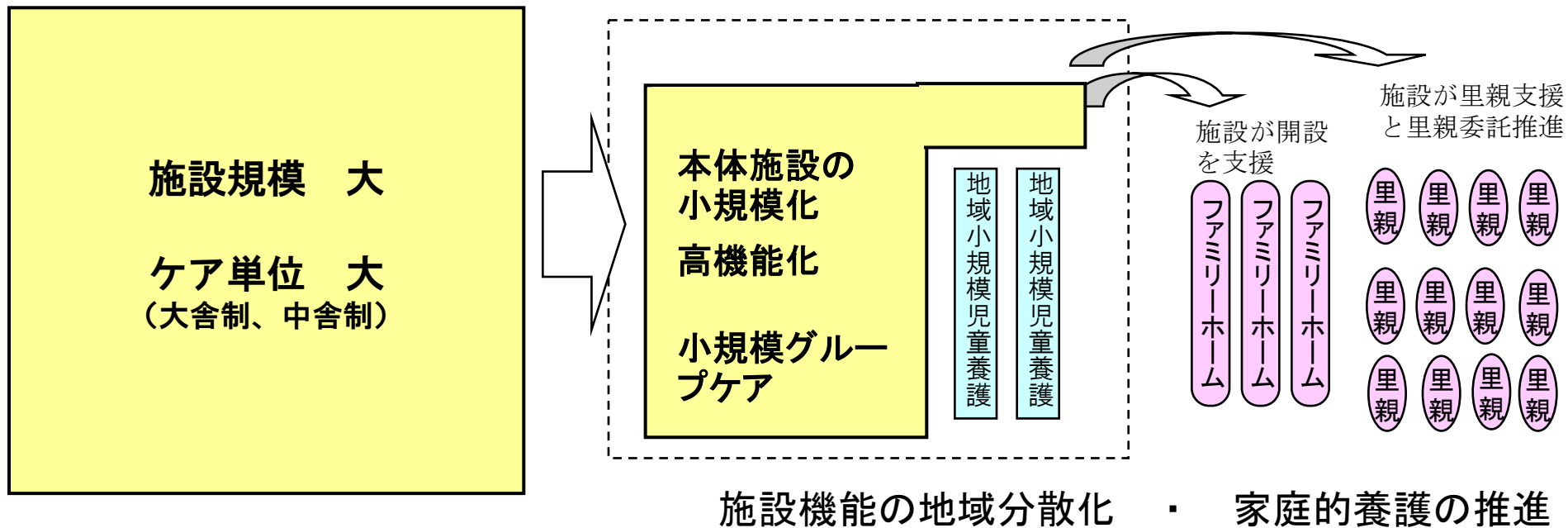


2. 社会的養護の各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化、高機能化 → 小規模化と併せて人員配置を引上げ
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に



課題

- ケアの質の向上・・専門技術の集積、向上。職員の育成。ケア標準の作成等
- 人員配置の充実・・施設は、対応の難しい子どもの割合が一層増え、子ども一人当たりの人員配置を高める必要。また、地域支援やアフターケアのための担当職員の配置も必要。
- ハード面の充実・・小規模化に対応した施設の改修

(参考1) 社会的養護における家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

569か所
定員33,994人
現員30,695人(90.3%)

小規模 グループケア (ユニットケア)

本体施設において
小規模なグループ
によるケアを行う

1グループ6人
職員1名+非常
勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標
800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模 児童養護施設 (グループホーム)

本体施設の支援のもと
地域の民間住宅などを
活用して家庭的養護を行う

定員6名
職員:専任2名+その
他の職員(非常勤可)

21年度190カ所
→26年度目標
300カ所

小規模住居型 児童養育事業 (ファミリーホーム)

養育者の住居におい
て家庭的養護を行う

定員5~6名
職員3名以上(うち1
名以上が生活の本
拠を置く)

21年度53か所
→26年度目標
140か所

里親

家庭における養育を里
親に委託

4名まで

養育里親
専門里親
養子縁組里親
親族里親

登録里親数 7808人
(うち養育里親6970人)
(うち専門里親 495人)
委託里親数 2727人
委託児童数 3870人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

21年3月末 10.4%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が
共同生活を営む住居において自立支援

21年度59所 →26年度目標 160か所

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

121カ所
定員3710人、現員3124人(84.2%)

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設の定員等の全国計は、平成20年10月1日社会福祉施設等調査。里親関係は21年3月末福祉行政報告例

(参考2)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- ・言葉で意思表示できず一人では生活できない乳幼児の生命を守り、発達を保障する使命を持つ。
- ・被虐待児・病虚弱児・障害児等への対応ができる乳幼児の専門的養育機能を持つ。
- ・早期家庭復帰を視野に入れた保護者支援とアフターケア機能を持つ。
- ・乳児については、児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、一時保護機能を持つ。
- ・里親をはじめとする地域の重要な社会資源としての役割を持つ

課題

- ①被虐待・病虚弱・障害など医療・療育の必要な子の増加
- ②かかわりの難しい子の増加
- ③かかわりの難しい保護者を含む支援を必要とする家族の増加
- ④里親及び委託した実親への支援の必要性

将来像

養育機能をベースとして次の機能を持つ

- ①リハビリ等を行う医療・療育機能
- ②虐待等で心が傷ついた乳幼児の治療的機能
- ③子育て支援機能（育児相談、ショートステイ等）
- ④親子再統合支援機能（アフターケアを含む）
- ⑤里親支援機能

乳児院における養育単位の小規模化

- ・乳児院は、小規模施設が多い（定員30人以下が66%）
- ・養育単位の小規模化（ユニット化）により、落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムによって、養育担当者との深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

（夜勤が必要な乳児院では、例えば複数グループを1人の夜勤者がみる構造等が必要）

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- ・虐待経験の影響で心理的な不調をきたしているなど、情緒行動上の問題を持つ児童に心理治療や生活指導を行い、比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。

※情短施設は、被虐待児が72.5%。また、精神科受診を行っている児童が39.7%、投薬治療を行っている児童が31.9%。

※パニックで暴力をふるう児童の入所も多く、他児への暴力がほぼ毎日あった施設が10施設、職員の暴力がほぼ毎日あった施設が3施設（平成21年9月調査）

※情緒行動上の問題の指標の改善など、概ね良好な治療成績。

今後の課題

①情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要。

②短期入所によるレスパイトとアセスメント機能

- ・児童養護施設や里親で不適応を起こしている子どものレスパイトの場所としての利用や、アセスメントのための短期利用も有意義

③外来機能の充実

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。

④情短施設の名称

- ・情緒障害児という言葉を入所児が嫌がること等から、名称変更が必要との議論がある

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、機能面においても、通所機能、家庭環境の調整機能、地域支援機能、アフターケア機能などの充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では処遇困難となったケースの受け皿としての役割も果たしている。
- 児童自立支援施設は、基本的には開放処遇の中で、職員である実夫婦とその家族が小舎の中に住み込み、家庭的な生活の中で、入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的で特異的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態によって、展開してきた施設であり、現在推進している小規模による家庭的なケアを一世紀以上に渡って実践してきた施設でもある。
- 最近では被虐待経験や発達障害・行為障害を有する等により特別なケアが必要なケースが増加しており、その役割を担うために、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が求められている。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられている。

児童自立支援施設の運営と支援の質の一層の向上

- 平成18年2月の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書」にあるように、ケースのニーズに対応するための機能の充実・強化など、課題解決のための対策を講じて、運営と支援の質の向上を図り、将来像の実現に向けた推進が必要。特に
 - ①被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアを要する子どもの支援・援助のための常勤の心理療法担当職員の複数配置や心理療法室・個別対応室の設置などが必要
 - ②施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施し、社会的な要請にこたえていくためにも、相談・通所(委託一時保護)機能、アフターケア機能などの自立支援機能の充実・強化が必要
 - ③学校教育の実施が義務付けられたが、未だ実施していない施設が30%もある。入所している子どもの自立支援の上で教育権の保障は極めて重要であり、全施設において学校教育を実施すべく積極的に促進を図ることが必要
 - ④子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援・援助や地域社会おけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を確立することが重要
 であり、子どもの抱える問題の複雑さや社会的なニーズに対応していくためには、手厚い人員配置や設備の整備を行うとともに、職員の専門性の向上を図るための養成・研修機能を充実・強化しながら、運営と支援の質をなお一層高めていくことが必要。
- なお、児童自立支援施設は、引き続き公設公営を中心に運営されると見込まれているが、地域主権改革の一環として、公設民営も可能となるよう平成23年度から規定改正されるため、その場合は、運営や支援の質の確保が重要。

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的として「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称を変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占めるようになり、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、保護から自立を支援するための機能・役割の充実・強化が求められている。

今後充実・強化の求められる機能例

①母に対する支援

- ・自己肯定感の回復をはじめ、生活支援、子育て支援、就労支援など総合的な自立支援を行う
- ・幼児期の被虐待体験などで保障されなかった母自身の「育ち」を支援し、良好な母子関係の構築につなげる

②子どもに対する支援

- ・DV被害や虐待を受けた子どもに、関係機関と連携し、生活の基盤を再構築し、学ぶ権利・育つ権利を保障する
- ・自己肯定感や大人への信頼の回復を通じ、暴力によらない人間関係の構築を支援する

③母子支援による親子関係の再構築

- ・虐待などで母子分離に至った場合でも、母子双方の支援を通じて、安全で確実な再統合を行う
- ・母子双方を支援することで家庭を安定させ、「貧困」「虐待」の世代間連鎖を防止する

④地域の母子に対する支援

- ・退所した母子家庭や、地域生活をしている母子家庭に対しても、ショートステイや相談の実施など支援を行う

上記の機能を果たすために必要な措置

- ①職員配置の強化と資質の向上、
- ②施設の適正配置と広域利用の確保、
- ③施設間格差の是正

(6) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

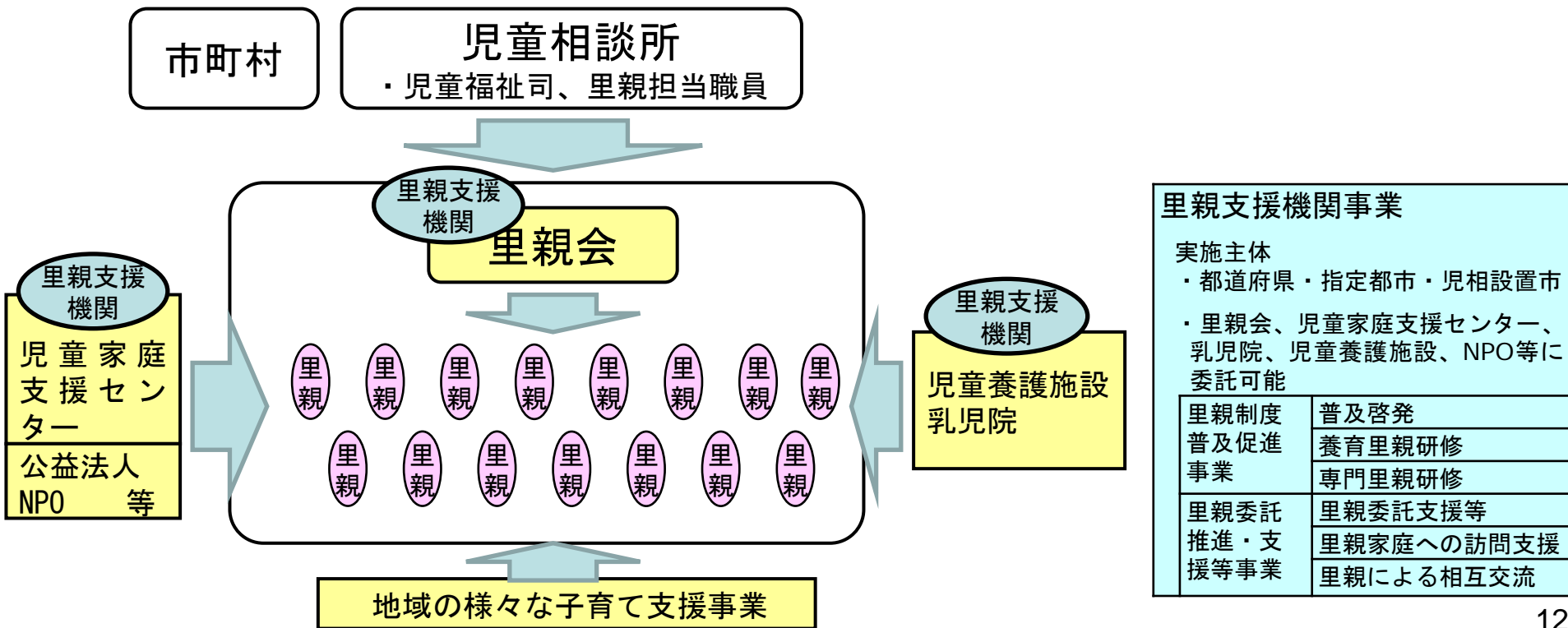
- 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童などからの申し込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

自立援助ホームの今後

- 子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（22年10月現在73か所）
- 20歳に達しても自立した生活に課題を抱える者へのアフターケアの支援が課題。
- 自立援助ホームは、ホームごとに様々な特色を持ちながら、実践の取り組みをしており、その特色を生かしていく。
- 児童養護施設の小規模化、自立支援の取り組みの強化を図る中で、自立援助ホームと児童養護施設との関係も変化していくことが見込まれる。

(7) 里親委託の推進と里親支援機関

- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。
- 里親支援機関は、里親委託の促進とともに、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援を行う役割を持っており、それぞれの特色に応じて、多方面から支援。また、地域の子育て支援事業も活用。
 - ・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援
 - ・児童家庭支援センターや施設は、児童養護の専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う



(8) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

ファミリーホームの今後

- 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（22年10月現在104か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要。
- これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- 養育者の研修の充実や、孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の構築が必要。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

➤ 児童養護施設などについて、施設の運営の質の差が大きいことから、

- ①各施設種別ごとに、運営理念を示す「指針」と、具体的な「ケア標準」を作成し、
- ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を推進

平成23年度に指針とケア標準の作成を開始。
フィードバックしながら順次改定して高めていく。

施設種別毎の 「養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、検討

「ケア標準（養育標準）」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが築かれてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、指針を具体的な実践の中で行うためのケアの標準を文書化し、現場で生かす

指針やケア標準を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

「自己点検」の推進

- ・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の推進

- ・社会福祉共通で行われている第三者評価は、社会的養護の施設では、一部の地域や施設を除き、取り組みが進んでいない。
- ・社会的養護の専門性を踏まえた評価手法や評価機関の育成を図りながら推進する。

(2) 施設職員の専門性の向上

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 具体的には、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置と専門性の向上を推進
- また、各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進

基幹的職員の配置（平成21年度～）

- 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

職員研修システムの構築

(3) 自立支援の充実

自立支援の充実のための施策

①自立生活能力を高める養育

- ・ 児童養護施設における養育は、退所する前に、自立生活に役立つ知識・経験を得られるように行うことが必要。

②支度費の増額

- ・ 自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。

③民間の奨学金の活用

- ・ 民間の奨学金の情報を施設団体において整理し、各施設へ提供

④措置延長の活用

- ・ 進学や就職の場合でも、生活が不安定な場合は、必要に応じて20歳に達するまでの措置延長を活用

⑤自立援助ホームの活用

- ・ 自立援助ホームの整備推進

(4) 施設類型間のネットワーク（相互連携）

各施設類型の特徴を生かしつつ、地域で相互に連携し、全体の充実を図ることが必要

(例)

① 児童自立支援施設・情緒障害児短期施設

- ・ 児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする

② 児童養護施設

- ・ 児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する

③ 母子生活施設と他の施設

- ・ 他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じて、親子再統合を図る。

(参考) 施設類型についてのこれまでの議論について

○ 平成9年改正で、

- ・ 養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
- ・ 虚弱児施設の児童養護施設への類型統合

が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。

○ 平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化

- ・ 乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
- ・ 児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む

※施設類型の在り方については、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設への改革の意見もあるが、現行法でも、複数の施設類型の併設が可能。

4. 施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接養育にあたる職員の基本配置の引き上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引き上げが必要となっており、課題検討委員会の各委員からは、次のような提言がされている。

施設種別	現状（措置費）	委員の改善提案	委員の提案の考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1 小学生以上： 3 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が15人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアはとうていできない。 ・ 施設機能の地域分散化で、今後更に、厳しい課題を抱える子どもの割合が増える。 ・ 労働基準法を遵守できる職員配置に
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1 : 1 2歳以上幼児： 2 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児院は、虐待、病虚弱児、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心となってきている。 ・ 夜勤体制の強化（SIDS対応のための15分視診、夜間の緊急所及び保護者対応）
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童に必要と考える個別の支援時間から算定
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 2 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状で実質的に2 : 1以上の配置がされている。 ・ 最も対応が難しい子どもに対応する施設
母子生活支援施設	母子指導員： 少年指導員： それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子指導員： 少年指導員・保育士： それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯2人 10世帯以上5世帯増えるにつき1人を加える	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者や虐待を受けた児童への対応。 ・ 現状では、20世帯で母子指導員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、十分なケアができない。 ・ 常時複数配置して役割分担できる体制。

(2) 新たな加算職員の配置についての委員からの提案

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が提案されている。

委員からの提案	<ul style="list-style-type: none">①退所後の自立支援のための相談員の配置②里親やファミリーホームの支援を行うための担当職員の配置③心理担当職員の全施設必置化。規模が大きい場合の複数配置④家庭支援専門相談員を、規模が大きい場合の複数配置
---------	---

5. 社会的養護の整備量のイメージについての論点

社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに概ね1割増の見込を設定。
- 将来人口推計(高位推計)では、その後の10年間で18歳未満人口の1割縮小が見込まれる。

施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護は610か所、情短施設は47か所に増加と設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- なお、情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、各県最低1か所となるには更なる増設が必要(児童養護からの転換も見込まれる)

里親等委託率

- 里親等委託率は、平成14年度の7.4%から21年度の10.8%まで、7年間で1.46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の10年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを展望。(ドイツ28.7%、フランス53.0%、イギリス60.0%、アメリカ76.7%)
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、ファミリーホームや里親を大幅に増やして移行させることが必要

社会的養護の現状について

1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親 家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム	養育者の住居において家庭的 養護を行う(定員5~6名)	
		7,185人	2,837人	3,836人		ホーム数	49か所
区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親	5,842人	2,298人	3,028人		委託児童数	219人
	専門里親	548人	133人	140人			
	養子希望里親	1,428人	176人	159人			
	親族里親	342人	341人	509人			

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	124か所	575か所	33か所	58か所	272か所	59か所
定員	3,794人	34,569人	1,539人	4,043人	5,430世帯	399人
現員	2,968人	30,594人	1,111人	1,545人	4,002世帯 児童5,897人	283人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	256人

小規模グループケア	458か所
地域小規模児童養護施設	190か所

資料: 福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む(家庭福祉課調)

※自立援助ホームは、家庭福祉課調(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)

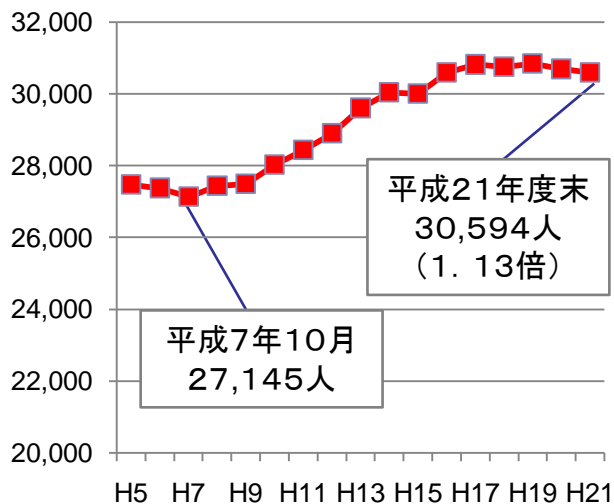
※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調(平成22年3月末現在)

2. 要保護児童数の増加

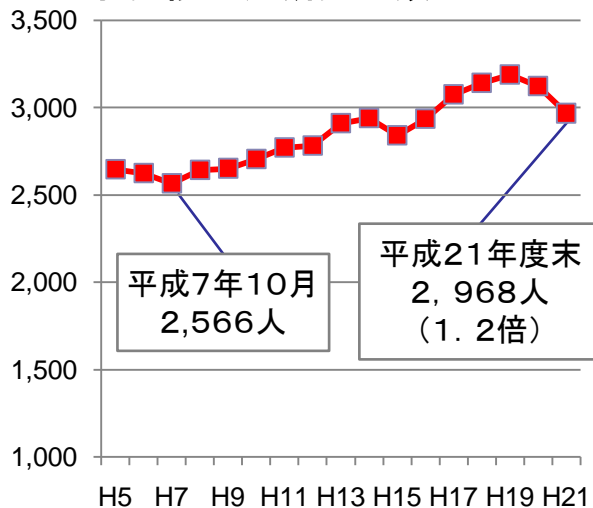
要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.13倍、乳児院が1.2倍に増加。一方、里親委託児童は、1.8倍に増加。

(注)児童養護施設・乳児院については社会福祉施設等調査(各年度10月1日現在)による。ただし、平成21年度のみ福祉行政報告例(平成22年3月末日現在)
里親については福祉行政報告例(各年度3月末日現在)

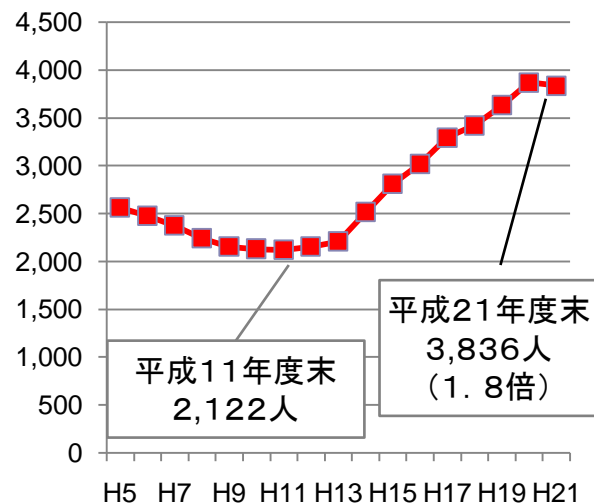
○児童養護施設の入所児童数



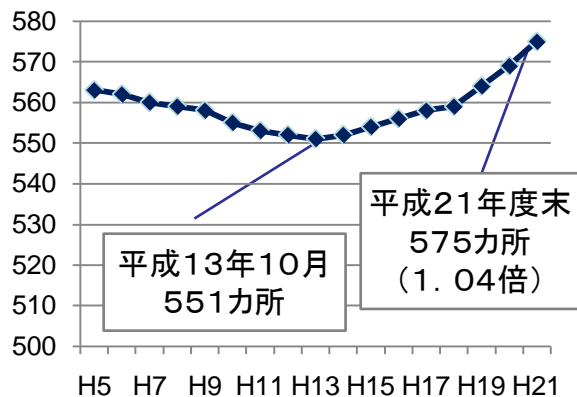
○乳児院の入所児童数



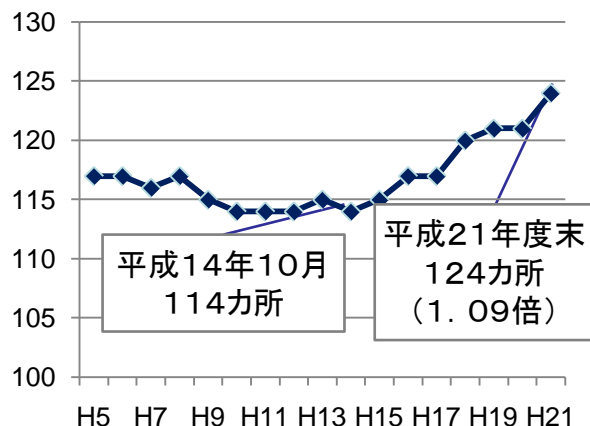
○里親への委託児童数



○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

(注)総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在籍期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

(注)総数には期間不詳も含む。

③児童の措置理由

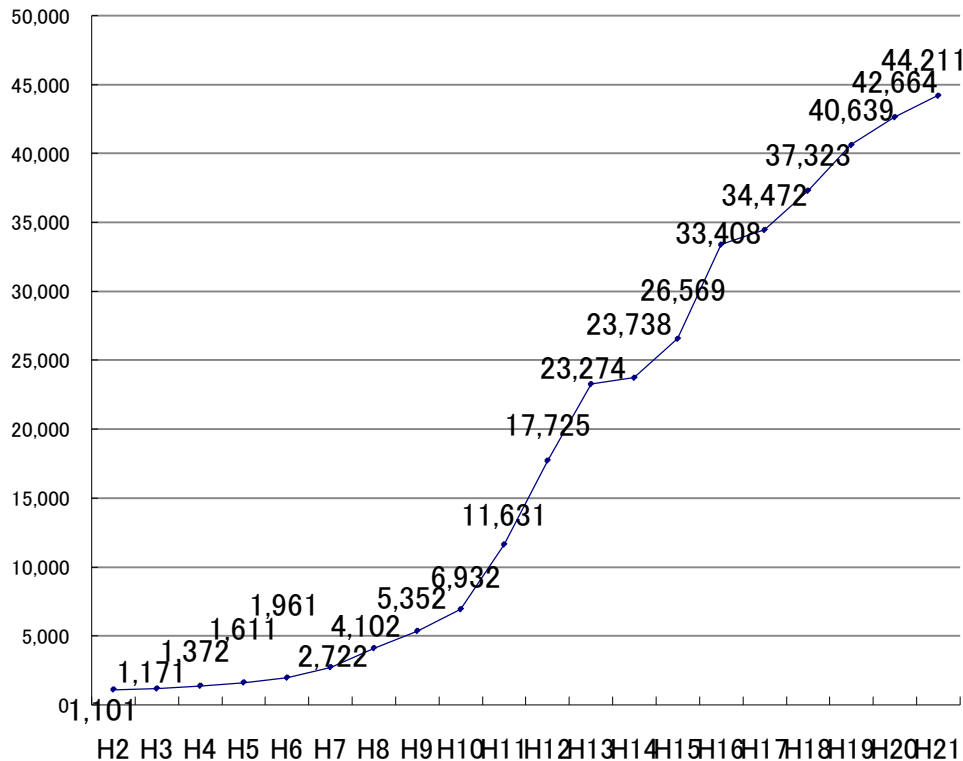
父の死亡	195 (0.6%)
母の死亡	580 (1.8%)
父の行方不明	328 (1.0%)
母の行方不明	1869 (5.9%)
父母の離婚	1304 (4.1%)
父母の不和	252 (0.8%)
父の拘禁	563 (1.8%)
母の拘禁	1048 (3.3%)
父の入院	327 (1.0%)
母の入院	1506 (4.8%)
父の就労	1762 (5.6%)
母の就労	1293 (4.1%)
父の精神疾患等	180 (0.6%)
母の精神疾患等	3197 (10.1%)
父の放任・怠惰	654 (2.1%)
母の放任・怠惰	3707 (11.7%)
父の虐待・酷使	1849 (5.9%)
母の虐待・酷使	2693 (8.5%)
棄児	166 (0.5%)
養育拒否	1378 (4.4%)
破産等の経済的理由	2390 (7.6%)
児童の問題による 監護困難	1047 (3.3%)
その他	2674 (8.5%)
不詳	631 (2.0%)
総数	31,593 (100.0%)

3. 虐待を受けた児童の増加

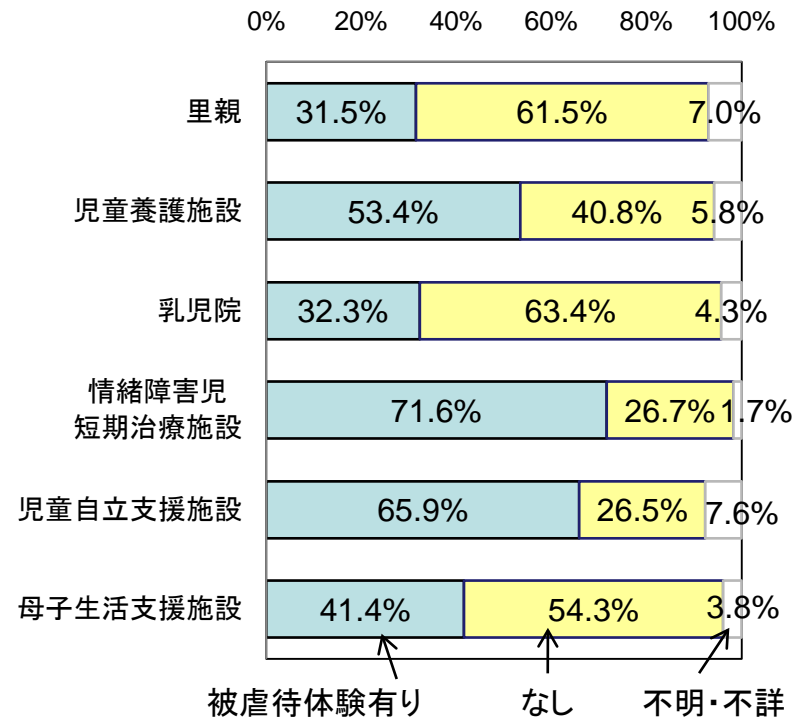
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。

(件数)



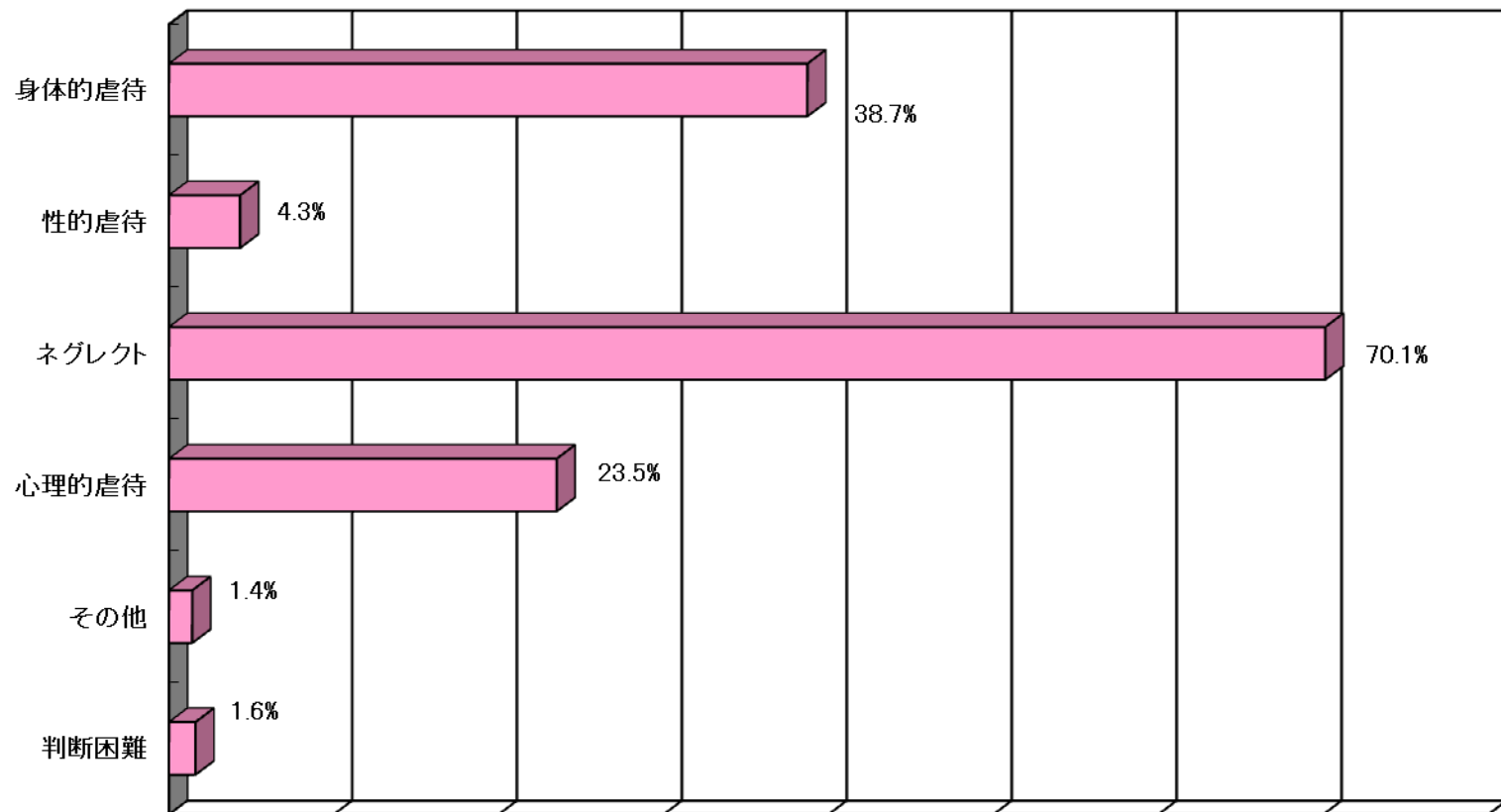
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

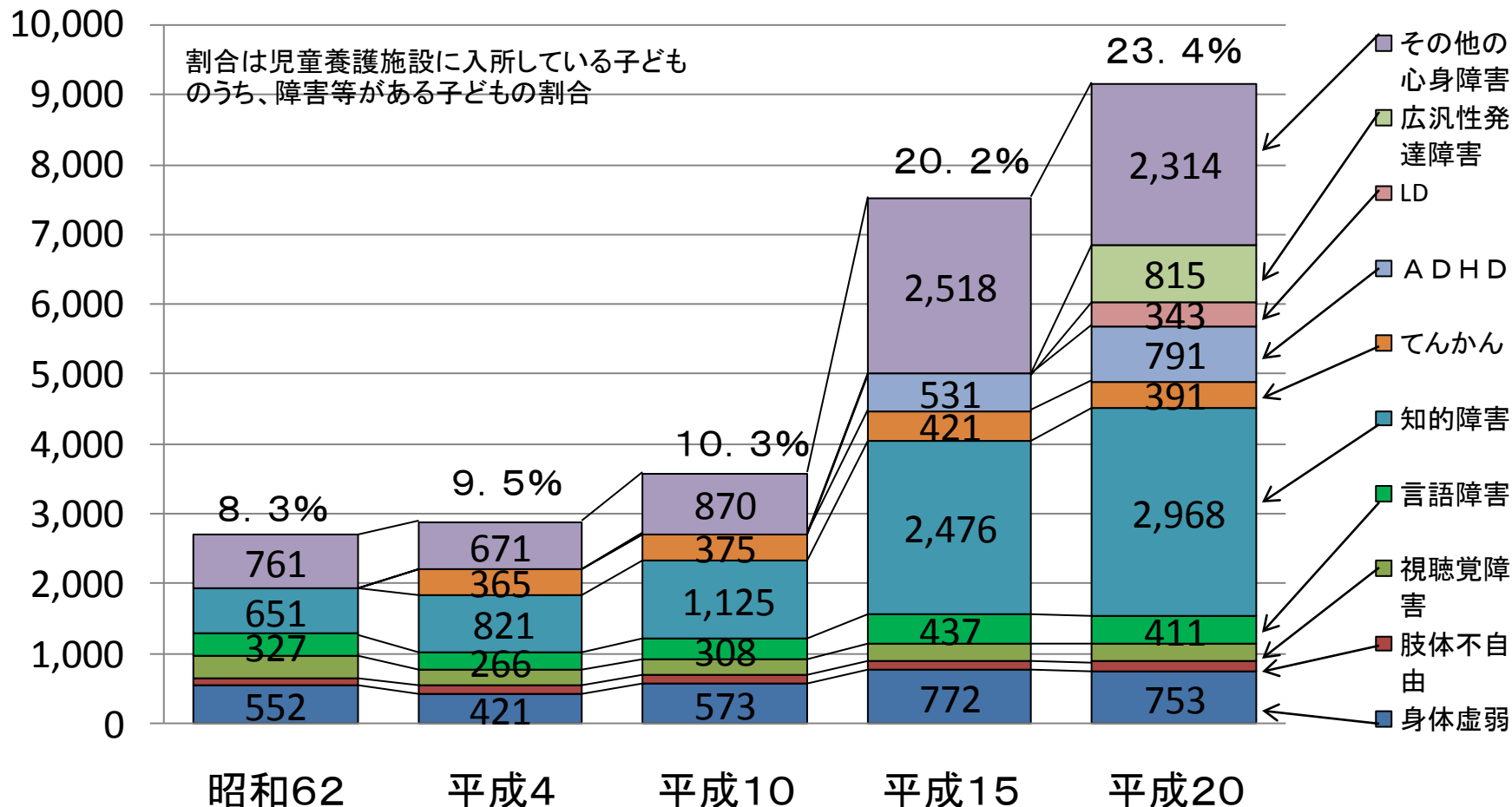
【児童養護施設】N=15,748



4. 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

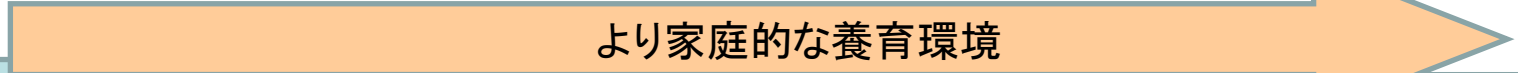
② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員
施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34,569人
現員30,594人(88.8%)

小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6人

職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標 800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名

職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190か所
→26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名

職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度49か所
→26年度目標 140か所

里親

家庭における養育を里親に委託
4名まで

登録里親数	7,185人
うち養育里親	5,842人
専門里親	548人
養子縁組里親	1,428人
親族里親	342人

委託里親数 2,837人
委託児童数 3,836人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

124か所
定員3,794人、現員2,968人(78.2%)

里親等委託率

(里親+ファミ/養護+乳児+里親+ファミ)

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。
小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

児童養護施設の形態の今後の在り方

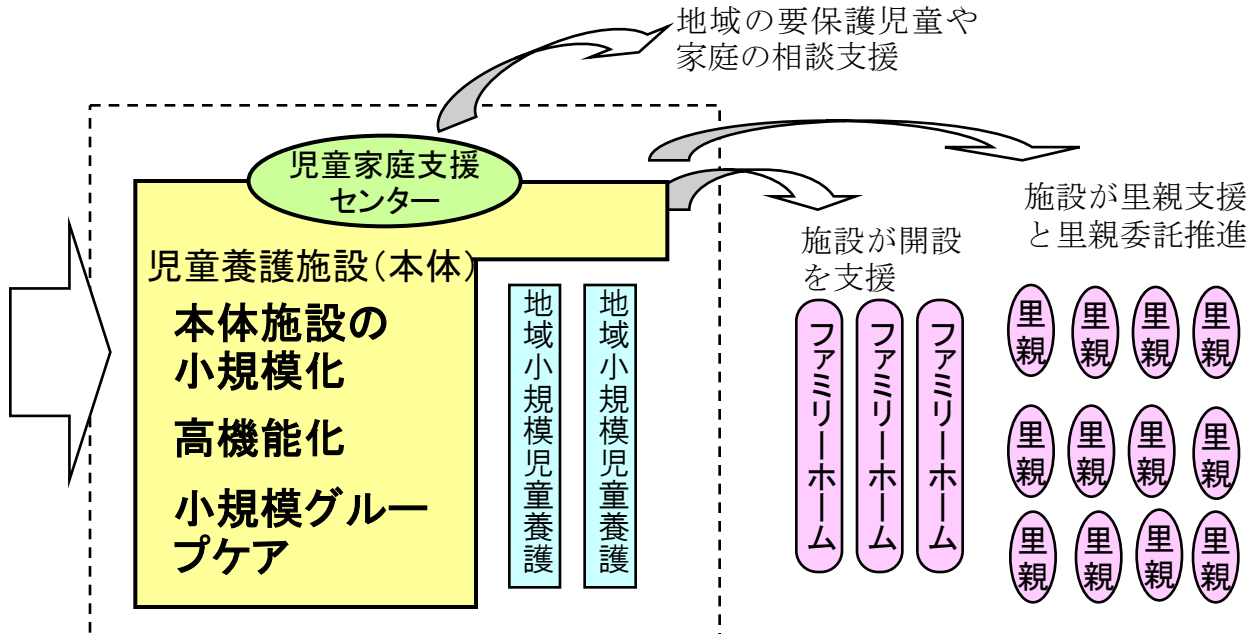
小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援

児童養護施設

施設規模 大

ケア単位 大
(大舎制、中舎制)



施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

6. 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,509人	2,305人	91.9%	64人	2.6%	62人	2.5%	78人	3.1%
里親委託児 209人	197人	94.3%	4人	1.9%	3人	1.4%	5人	2.4%
(参考)全中卒者 1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

② 高等学校等卒業後の進路（平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

	進学				就職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,444人	187人	13.0%	146人	10.1%	969人	67.1%	142人	9.8%
里親委託児 175人	47人	26.9%	34人	19.4%	75人	42.9%	19人	10.9%
(参考)全高卒者 1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%	167千人	15.7%	75千人	7.1%

家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査)

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

(参考1)措置費による教育等の経費

平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めているところ。
また、就職支度費、大学進学等支度費は、毎年度改善(+2000円)を図ってきている。

		支弁される額 (H22)
幼稚園費 (平成21年度～)		実費
入進学支度費		小学校1年生:39,500円(年額/1人) 中学校1年生:46,100円(年額/1人)
教育費	学用品費等	小学校:2,110円(月額/1人) 中学校:4,180円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費 (平成21年度～)	実費(中学生を対象)
	部活動費 (平成21年度～)	実費(中学生を対象)
特別育成費		公立高校:22,270円(月額/1人) 私立高校:32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年入学時(加算):58,500円(年額/1人)
学校給食費		実費(小学生及び中学生を対象)
見学旅行費		小学校6年生:20,600円(年額/1人) 中学校3年生:55,900円(年額/1人) 高等学校3年生:108,200円(年額/1人)
就職、大学進学等支度費 (近年、逐次改善中)		就職支度費:77,000円(1人一回) 大学進学等自立生活支度費:77,000円(1人一回) 特別基準(両親の死亡等の場合の加算):137,510円

(参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっている。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 児発133)

(5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人(平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査)

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

7. 児童養護施設の人員配置と措置費について

児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・医師1人(嘱託)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1名)

+

- ・児童指導員、保育士
- 乳児 1.7 : 1
- 1, 2歳児 2 : 1
- 年少児(3歳~) 4 : 1
- 少年(就学~) 6 : 1

+

- ・看護師加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・家庭支援専門相談員加算 1人
- ・被虐待児個別対応職員加算 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・小規模グループケア加算 1カ所1人

措置費

(例) 定員45人の場合

- 事務費
- ・一般保護単価 127,540円
 - ・小規模施設加算 9,180円
 - ・心理、看護、個別対応職員、家庭支援専門員、基幹的職員加算を行った場合 36,060円
 - ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

+

- 事業費
- ・一般生活費 47,430円
 - ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等) 予算額1人平均 11,600円



児童1人月額
約24万7千円

このほか、
小規模グループケアを行う場合は加算あり

(参考) 児童入所施設等措置費予算の改善経緯

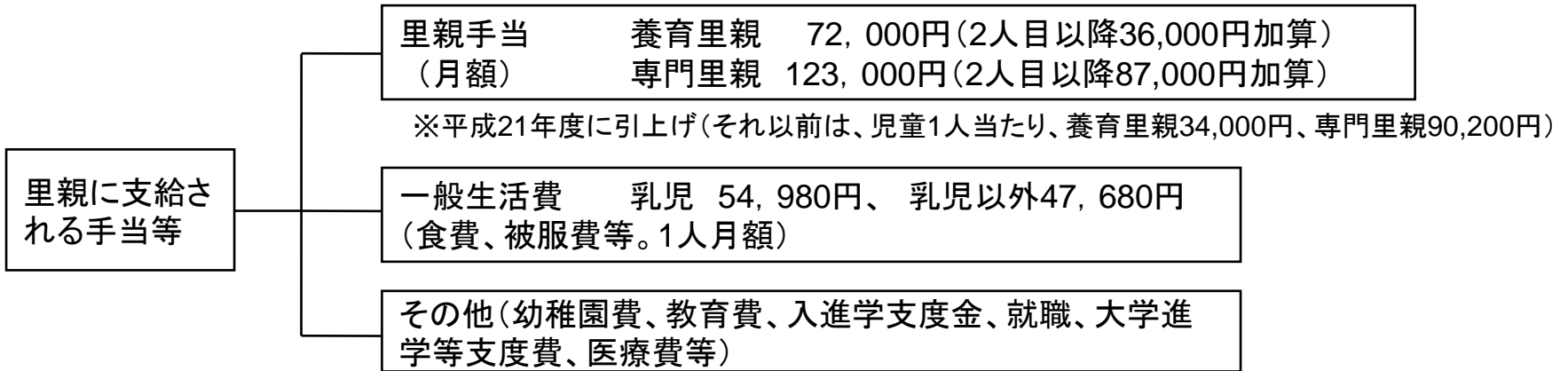
	予算額 (対前年度増加額)	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 (1,240百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進(527か所→549か所) ・就職支度費等の改善(@67,000円→69,000円) ・里親手当の改善(@32,000円→33,000円)
平成19年度	75,255百万円 (2,754百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進(549か所→580か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(100か所→200か所) ・就職支度費等の改善(@69,000円→71,000円) ・里親手当の改善(@33,000円→34,000円)
平成20年度	77,538百万円 (2,283百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の看護師の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(580か所→613か所) ・就職支度費等の改善(@71,000円→73,000円) ・里親手当の改善(@34,000円→72,000円(21年1月～)) ・専門里親手当の改善(@90,200円→123,000円(21年1月～))
平成21年度	79,748百万円 (2,210百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(613か所→645か所) ・就職支度費等の改善(@73,000円→75,000円) ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 (1,524百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進(645か所→703か所) ・就職支度費等の改善(@75,000円→77,000円)
平成23年度 (案)	83,473百万円 (2,202百万円増)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進(703か所→713か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(200か所→210か所) ・就職支度費等の改善(@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し(62人→58人)

8. 里親委託の推進

(1) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
		専門里親		
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと



(参考)里親委託の状況

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,185人	2,837人	3,836人
区分 (里親は 重複登録有り)	養育里親	5,842人	2,298人	3,028人
	専門里親	548人	133人	140人
	養子希望里親	1,428人	176人	159人
	親族里親	342人	341人	509人

資料:福祉行政報告例(平成21年度末現在)

(2) 里親委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親委託率は、平成14年の7.4%から、平成22年3月末には10.8%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

年度	児童養護施設		乳児院		里親等		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度末	28,988	84.8	2,689	7.9	2,517	7.4	34,194	100
平成15年度末	29,144	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,701	100
平成16年度末	29,828	83.3	2,942	8.2	3,022	8.4	35,792	100
平成17年度末	29,850	82.6	3,008	8.3	3,293	9.1	36,151	100
平成18年度末	29,889	82.3	3,013	8.3	3,424	9.4	36,326	100
平成19年度末	30,176	82.0	2,996	8.1	3,633	9.9	36,805	100
平成20年度末	30,451	81.6	2,995	8.0	3,870	10.4	37,316	100
平成21年度末	30,594	81.3	2,968	7.9	4,055	10.8	37,617	100

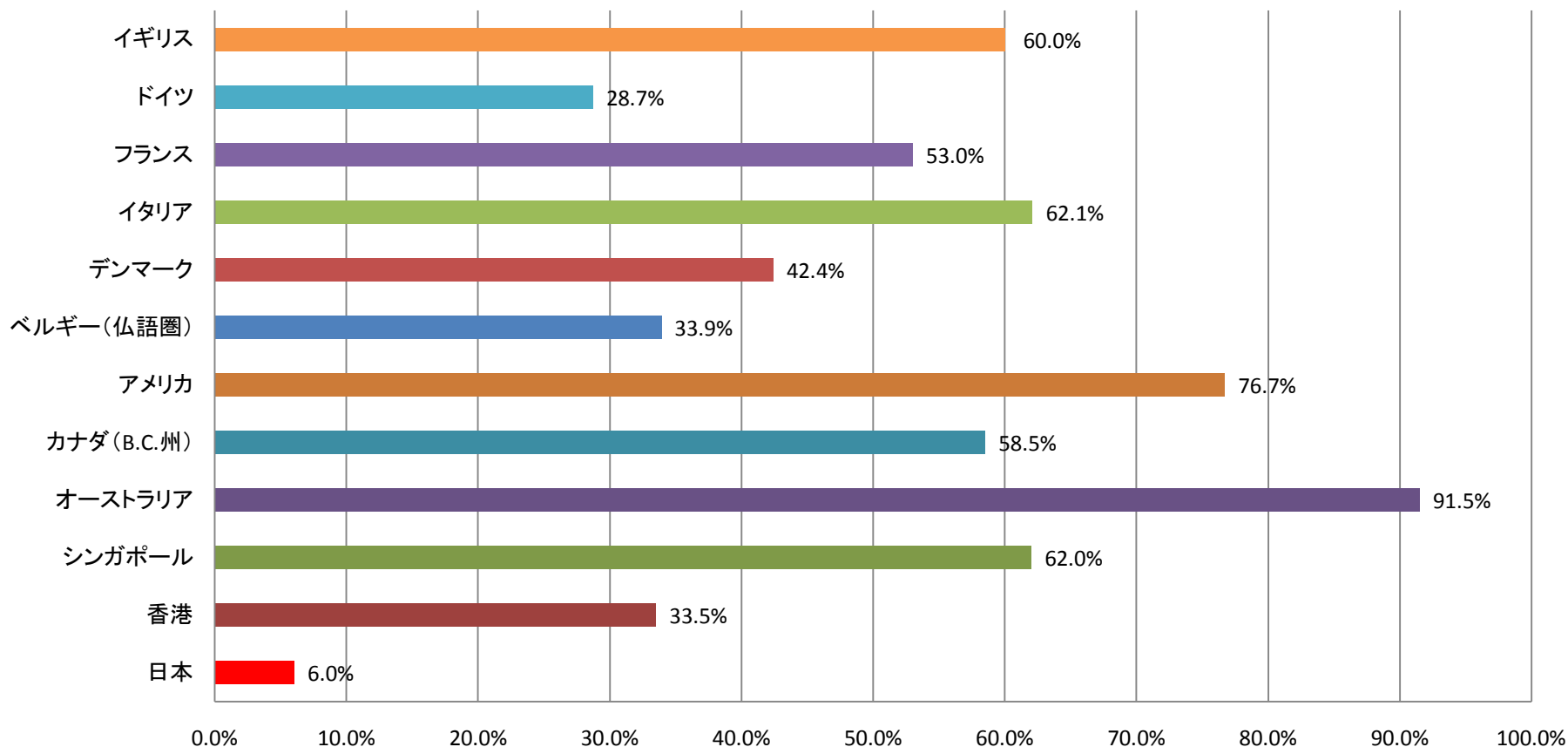
※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成21年度末で49か所、委託児童219人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢雍彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親等委託率は、平成21年度は10.8%

※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(3) 都道府県別の里親等委託率の差

① 都道府県別里親等委託率(平成22年3月末)

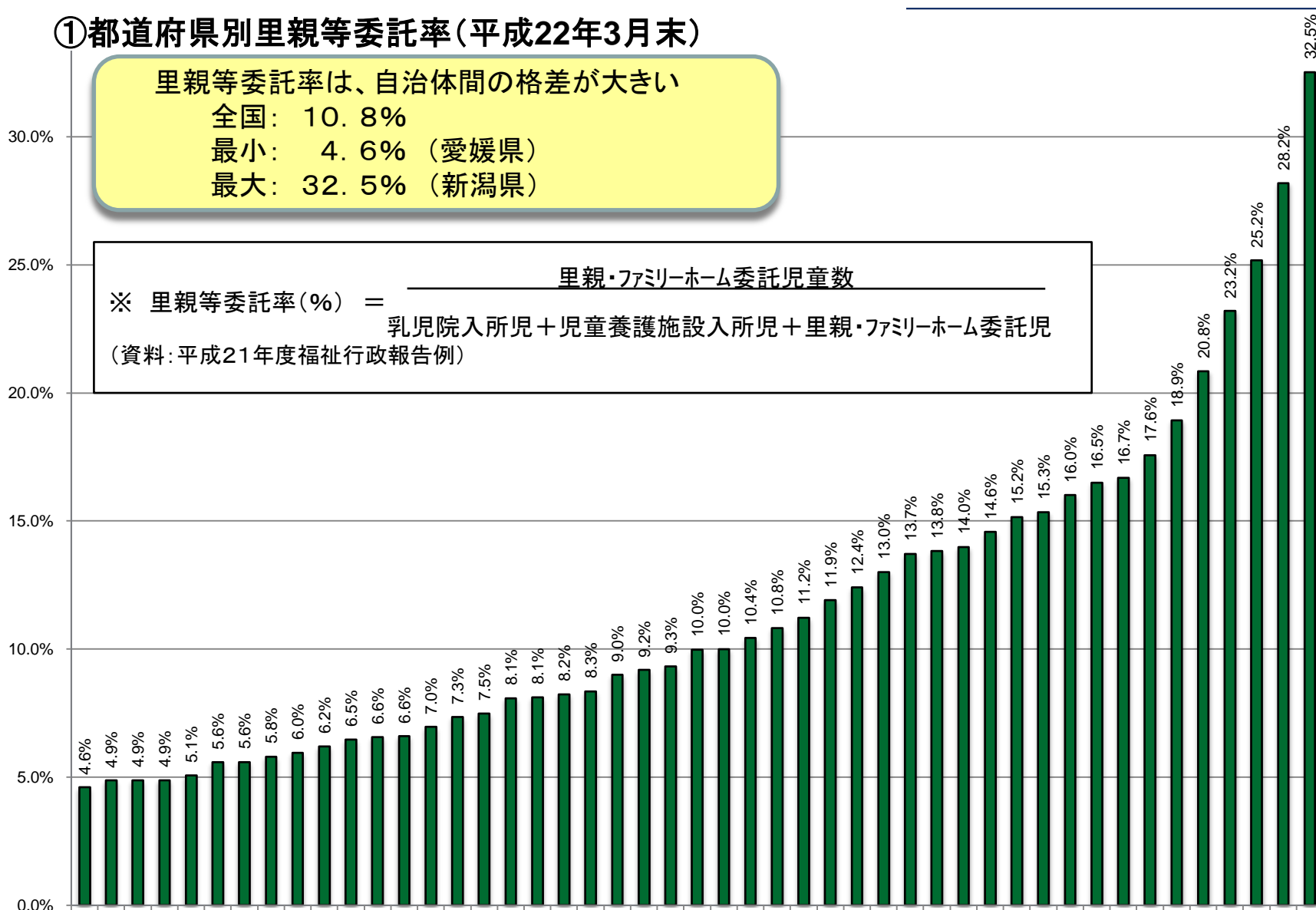
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 10.8%

最小： 4.6% (愛媛県)

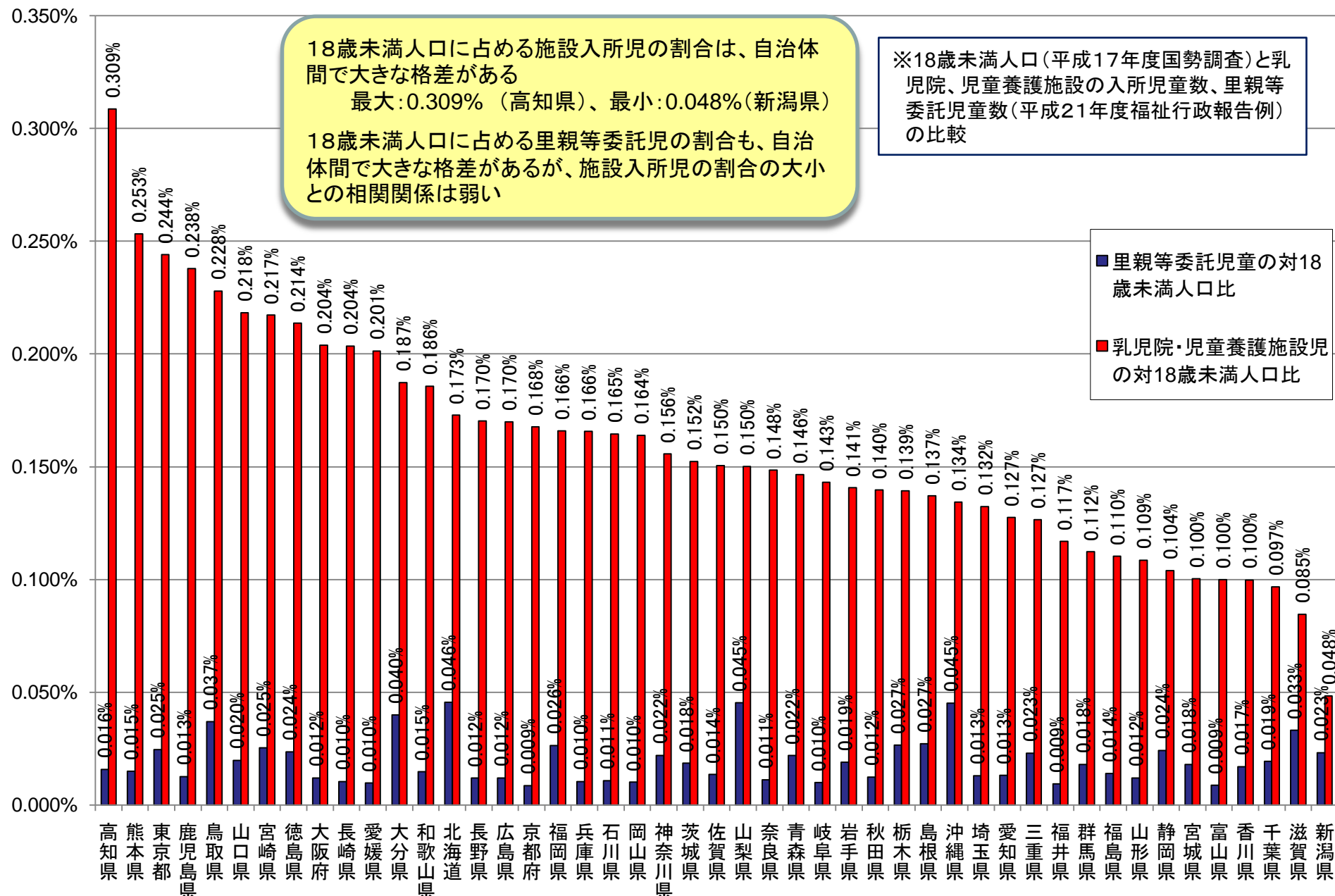
最大： 32.5% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 (資料:平成21年度福祉行政報告例)



愛媛県 高知県 京都府 長崎県 鹿児島県 大阪府 熊本県 岡山県 兵庫県 石川県 岐阜県 長野県 広島県 奈良県 和歌山県 福井県 富山県 秋田県 佐賀県 山口県 埼玉県 東京都 愛知県 徳島県 山形県 宮城県 茨城県 福島県 岩手県 神奈川県 青森県 福岡県 群馬県 鳥取県 香川県 宮城県 三重県 栃木県 島根県 千葉県 大分県 静岡県 北海道 山梨県 沖縄県 滋賀県 新潟県

②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



(参考) 都道府県市別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

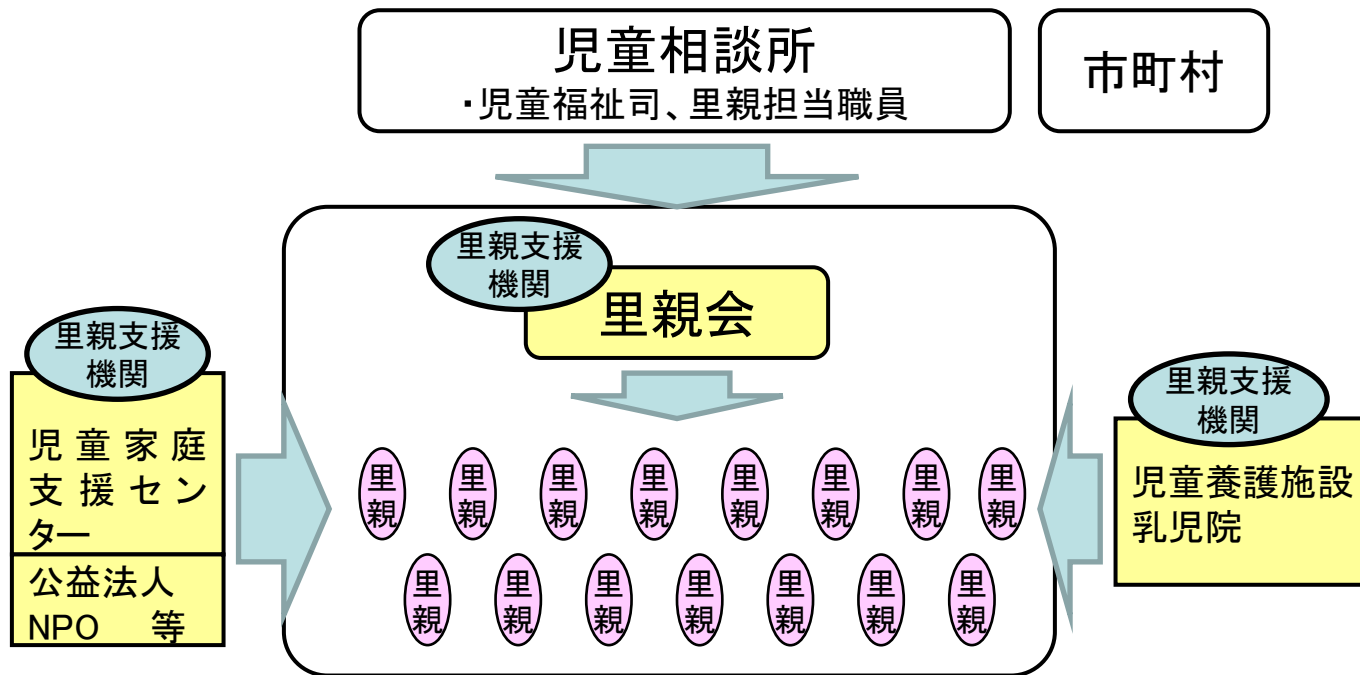
(資料) 福祉行政報告例(平成22年3月末現在数)

		里親		児童養護施設		乳児院		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	⑦
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	(①+③+⑤)
1	北海道	383	20.8%	1,487	76.5%	51	2.6%	1,944
2	青森県	54	13.0%	336	80.6%	25	6.0%	417
3	岩手県	45	11.9%	299	78.5%	34	8.9%	381
4	宮城県	61	15.2%	343	71.6%	60	12.5%	479
5	秋田県	22	8.1%	225	81.5%	24	8.7%	276
6	山形県	15	10.0%	213	83.2%	12	4.7%	256
7	福島県	53	11.2%	403	84.1%	16	3.3%	479
8	茨城県	96	10.8%	720	80.4%	71	7.9%	895
9	栃木県	93	16.0%	414	70.2%	74	12.5%	590
10	群馬県	49	13.8%	365	77.2%	34	7.2%	473
11	埼玉県	156	9.0%	1,408	80.6%	171	9.8%	1,746
12	千葉県	178	16.7%	877	75.4%	82	7.1%	1,163
13	東京都	377	9.2%	3,753	81.3%	429	9.3%	4,618
14	神奈川県	229	12.4%	1,557	78.6%	166	8.4%	1,981
15	新潟県	92	32.5%	169	55.0%	28	9.1%	307
16	富山県	16	8.1%	168	78.5%	14	6.5%	214
17	石川県	22	6.2%	307	82.5%	26	7.0%	372
18	福井県	14	7.5%	156	76.1%	17	8.3%	205
19	山梨県	71	23.2%	210	64.6%	25	7.7%	325
20	長野県	46	6.6%	602	83.5%	53	7.4%	721
21	岐阜県	37	6.5%	502	84.7%	33	5.6%	593
22	静岡県	148	18.9%	618	71.7%	63	7.3%	862
23	愛知県	168	9.3%	1,478	80.9%	157	8.6%	1,826
24	三重県	75	15.3%	383	74.7%	31	6.0%	513

		里親		児童養護施設		乳児院		計
		数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	⑦
		①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	(①+③+⑤)
25	滋賀県	86	28.2%	183	55.5%	36	10.9%	284
26	京都府	36	4.9%	627	82.0%	76	9.9%	731
27	大阪府	175	5.6%	2,655	83.9%	307	9.7%	3,102
28	兵庫県	101	6.0%	1,443	83.7%	153	8.9%	1,610
29	奈良県	27	7.0%	326	78.2%	35	8.4%	423
30	和歌山県	26	7.3%	304	79.2%	24	6.3%	372
31	鳥取県	39	14.0%	207	66.8%	33	10.6%	280
32	島根県	34	16.5%	145	60.9%	27	11.3%	199
33	岡山県	34	5.8%	516	83.4%	36	5.8%	605
34	広島県	59	6.6%	798	86.1%	36	3.9%	796
35	山口県	48	8.3%	493	80.8%	34	5.6%	526
36	徳島県	31	10.0%	259	74.6%	21	6.1%	323
37	香川県	29	14.6%	149	63.1%	21	8.9%	184
38	愛媛県	24	4.6%	457	81.6%	41	7.3%	543
39	高知県	20	4.9%	361	80.2%	30	6.7%	411
40	福岡県	226	13.7%	1,275	75.6%	146	8.7%	1,738
41	佐賀県	22	8.2%	228	74.0%	17	5.5%	269
42	長崎県	28	4.9%	508	82.5%	38	6.2%	584
43	熊本県	49	5.6%	769	83.7%	58	6.3%	877
44	大分県	81	17.6%	366	72.5%	14	2.8%	462
45	宮崎県	53	10.4%	430	77.8%	25	4.5%	515
46	鹿児島県	40	5.1%	707	84.6%	43	5.1%	775
47	沖縄県	140	25.2%	395	65.5%	21	3.5%	528
	全国	4,055	10.8%	30,594	81.3%	2,968	7.9%	3,7316

(4) 里親委託の推進と里親支援機関等の役割

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業 実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業	普及啓発
		養育里親研修
	里親委託推進・支援等事業	専門里親研修
		里親委託支援等
		里親家庭への訪問支援
		里親による相互交流

(参考1) 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

補助基準額：1都道府県市当たり 3,963千円

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

補助基準額：1か所当たり 7,424千円

- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
- ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握・指導等を行う
- ③相互交流
 - ・里親希望者等が集い、相互交流により養育技術の向上を図る

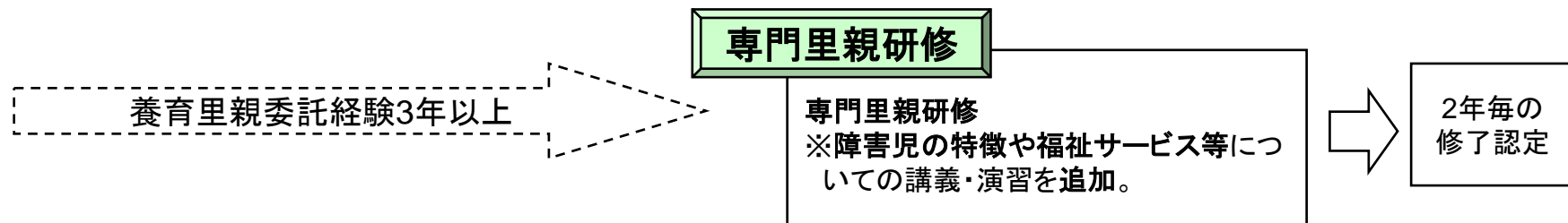
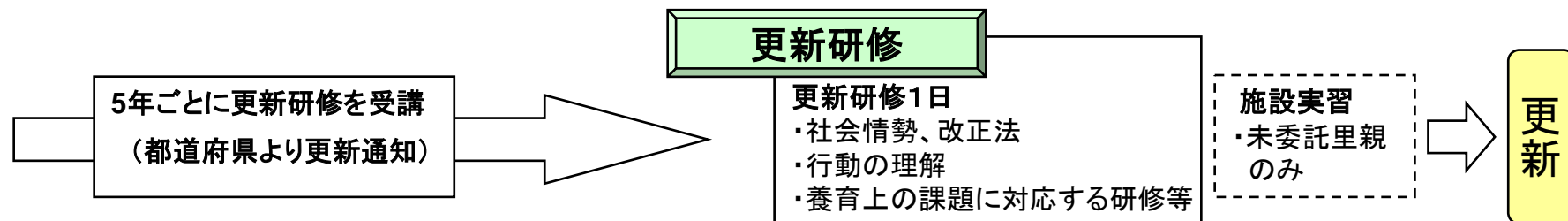
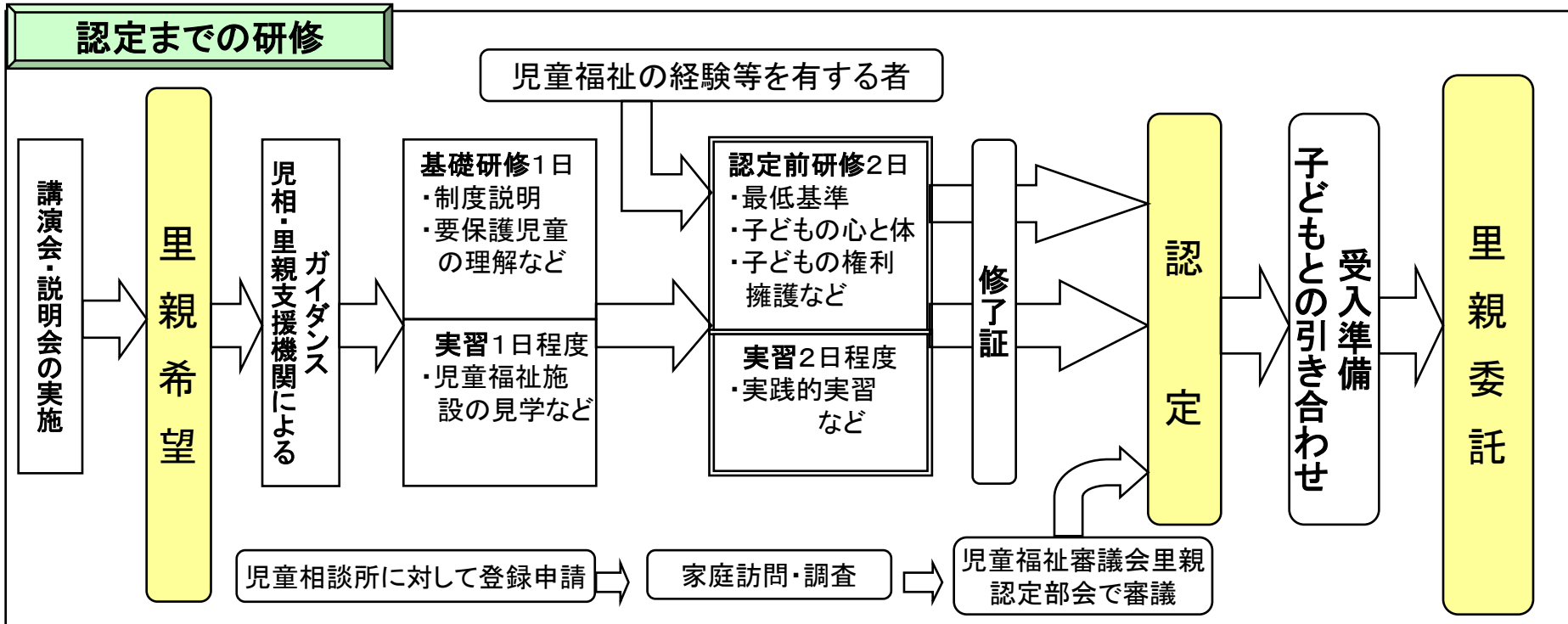
実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

(参考2) 里親支援機関事業等の委託先 (平成22年度)

事業種別		直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等	
里親支援 機関事業 42自治体	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	32	14	6	3	0	0	5	
		養育里親研修	30	13	5	3	0	0	5	
		専門里親研修	5	39	1	1	0	0	37	0
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	26	7	3	1	1	0	0	2
		訪問支援	25	6	1	2	1	0	0	2
		相互交流	15	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数		42	41	16	4	1	0	37	6	
里親支援 事業 (経過措置) 27自治体	里親研 修事業	基礎研修	26	3	1	0	0	2	0	0
		専門研修	3	21	0	0	0	0	21	0
	里親養育相談事業	15	4	0	2	1	0	0	1	
	里親養育援助事業	7	1	0	0	0	0	0	1	
	里親養育相互援助事業	11	7	5	2	0	0	0	0	
里親委託推進事業(経過措置)		15								
実施自治体・受託機関数		27	25	5	2	1	2	21	2	

(5) 里親研修の充実 ～養育里親の研修と認定の流れ～



(参考) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

●里親の掘り起こし事業

- ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
- ・講演会、説明会等の開催

●里親への研修

- ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

●里親候補者の週末里親等の活用

- ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
- ・里親体験の実施

●里親委託の推進

- ・里親の意向調査
- ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

●里親家庭への訪問指導・養育相談

●里親サロン(里親同士の連携)

●レスパイト・ケアの調整

- ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

都道府県・児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

○認定、登録に関する事務

- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○委託に関する事務

- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・措置決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

○里親指導等

- ・自立支援計画の実行(指導)
- ・モニタリング

○その他

- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親(保護者)との関係調整等

○里親委託の解除

- ・委託解除の決定

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
(児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

(6) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。 等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない) 等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている 等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題 等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業 等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託 等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる 等

○ 実施体制、実施方針

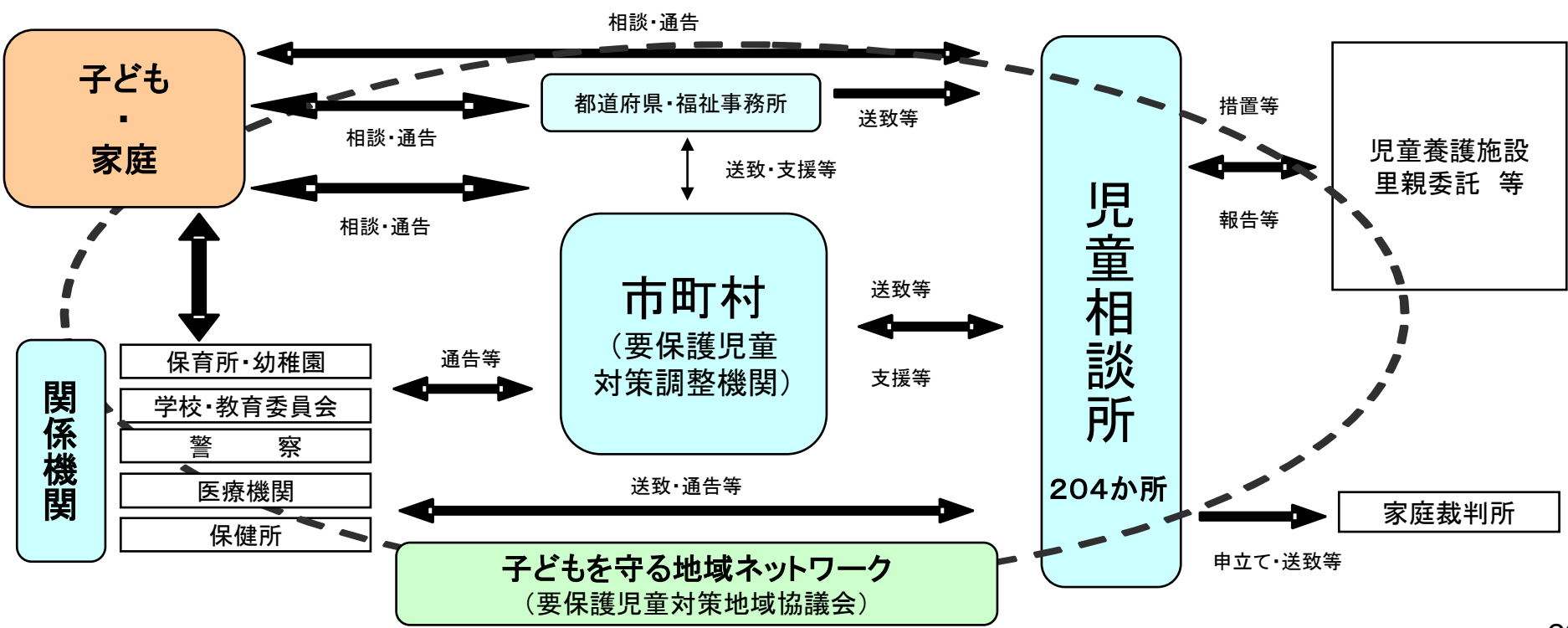
- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし 等

9. 市町村における要保護児童対策

○平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。

- ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
- ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
- ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ

○平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。



10. 社会的養護の充実のための取り組み

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - 〔・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

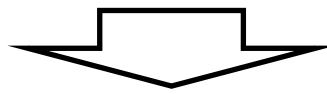
④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

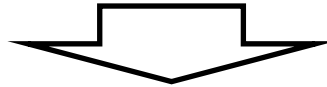
- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
 - ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
 - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
 - より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
 - 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等
- ⇒当面の課題や将来像について、厚生労働省の検討委員会において検討